

平成30年第3回定例会決算特別委員会（文教福祉委員会所管）会議録

平成30年9月13日
10時00分～18時26分
全員協議会室

出席者氏名

坂本 隆司	委員長	札野 章俊	副委員長
金剛寺 博	委員	伊藤 悦子	委員
岡部 賢士	委員	石引 礼穂	委員
久米原孝子	委員	山宮留美子	委員
深沢 幸子	委員	福島 正明	委員
山崎 孝一	委員	滝沢 健一	委員
糸賀 淳	委員	椎塚 俊裕	委員
油原 信義	委員	大竹 昇	委員
後藤 敦志	委員	杉野 五郎	委員
大野誠一郎	委員		

欠席者氏名

後藤 光秀 委員

執行部説明者

市 長	中山 一生	副 市 長	川村 光男
教 育 長	平塚 和宏	福 祉 部 長	足立 裕
健康づくり推進部長	石引 照朗	教 育 部 長	松尾 健治
社会福祉課長	下沼 恵	生活支援課長	湯原 秀一
こども家庭課長	服部 一郎	介護福祉課長	中嶋 正幸
健康増進課長	岡澤 幸代	健幸長寿課長	大野 雅之
保険年金課長	吉田 宜浩	スポーツ都市推進課長	足立 典生
教育総務課長	飯田 光也	文化・生涯学習課長	梁取 忍
国体推進課長	坪井 龍夫	指 導 課 長	小林 孝太郎
学校給食センター所長	神永 健	教育センター所長	松谷 真一
こども家庭課長補佐	沼尻 典子	教育総務課長補佐	蔭山 大三

事 務 局

局 長 黒田 智恵子 係 長 矢野 美穂
主 幹 吉永 健男

議 題

議案第8号 一般会計歳入歳出決算（文教福祉委員会所管事項）
議案第9号 国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
議案第12号 介護保険事業特別会計歳入歳出決算
議案第13号 障がい児支援サービス事業特別会計歳入歳出決算
議案第14号 後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算
議案第15号 介護サービス事業特別会計歳入歳出決算

坂本委員長

皆さん、おはようございます。

前回の決算特別委員会に引き続き、ご出席お疲れさまでございます。

ただいまから決算特別委員会を再開いたします。

それでは、議案第8号から議案第15号までの平成29年度各会計歳入歳出決算8案件を一括議題といたします。

本日は、文教福祉委員会所管事項についての説明と質疑であります。委員長から決算特別委員会の運営に当たり、一言申し上げます。

本会議における質疑では「自己の意見を述べることができない」と制限が加えられているのに対し、委員会の質疑については、会議規則第115条で「委員は議題について自由に質疑し、意見を述べるができる」と定められております。

ただし、本会議と同様に、委員会においても「発言は全て簡明にするものとして、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない」と定められております。

また、質疑につきましては、一問一答で行いますので、挙手をして、事業名をお知らせいただくとともに、簡潔明瞭をお願いいたします。

さらに、答弁者におかれましても、発言の際には質問内容に対して的確な答弁をされまようようお願いいたします。

ここで、岡田財政課長より発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。

岡田財政課長。

岡田財政課長

昨日の委員会のほうでご質問のありました旧北文間小学校の平成29年度の暫定利用の状況についてご報告申し上げます。

教育センターによる利用が73回、ミニバスケットによる利用が26回、北文間コミュニティセンターによる利用が3回、少年サッカーによる利用が1回ということになっております。

以上です。

坂本委員長

よろしいですか。

後藤（敦）委員

はい。ありがとうございます。

坂本委員長

ありがとうございました。

それでは、議案の審査に入ります。

議案第8号 平成29年度龍ヶ崎市一般会計歳入歳出決算の文教福祉委員会所管事項について、項目順ごとに説明をお願いいたします。

足立福祉部長。

足立福祉部長

よろしくをお願いいたします。

それでは、文教福祉委員会所管の決算につきまして、まず歳入からご説明いたします。

13、14ページをお願いいたします。

左側中段の12の2の1 民生費分担金からです。

右側の欄ではちょうど中ほどの地域活動支援センター運営費負担金です。

これは川原代町にある精神障がい者サービス事業所、地域活動支援センターゆうあいワ

ークインの運営に関する負担金です。四つの市町で運営していますことから、稲敷市、利根町、河内町からの負担金の受け入れです。

次の老人施設入所負担金は、松風園入所者の自己負担分です。3名分の負担金です。

松尾教育部長

その下、児童福祉負担金でございます。

放課後児童健全育成事業負担金と滞納繰越分でございます。現年分につきましては、利用者の増加傾向を反映して増収となっております。滞納繰越分については平年ベースとなっております。

足立福祉部長

次に、保育所運営費徴収金私立分です。これは市内に九つある私立保育園及び管外保育園の現年度保育料です。

その下は保育料の滞納繰越分です。

次の保育所運営費徴収金の公立分は、八原保育所における現年分の保育料です。

その下は八原保育所の保育料滞納繰越分です。

次の日本スポーツ振興センター災害共済負担金は、八原保育所の子どもたちの傷害保険の掛金です。その保護者負担金、142人分です。

石引健康づくり推進部長

その下、養育医療給付事業費負担金です。この事業は、身体の発育が未熟なまま生まれ、入院を必要とする乳児の医療費の自己負担分を公費により助成する制度で、それに対する負担金でございます。29年度は12名分です。

松尾教育部長

その下です。日本スポーツ振興センター災害共済負担金、小・中それぞれ児童・生徒数が減少傾向で減収となっております。

続きまして、次ページ、15、16ページをごらんください。

足立福祉部長

左側の欄の目で2民生使用料です。右側の欄では、まず0001地域福祉会館施設目的外使用料です。これは社会福祉協議会職員の駐車場の使用料、自動販売機の設置料及び電気使用料です。

次の総合福祉センター使用料は、60歳未満の方の同施設の利用料です。

次の総合福祉センター施設目的外使用料は、自動販売機の電気代、その設置料、また電柱の設置料などです。

次のふるさとふれあい公園施設料は、アトリエ等にある工芸用の窯の使用料です。

次のふるさとふれあい公園施設目的外使用料は、先ほどの施設目的外使用料と同じ内容です。

次のひまわり園施設目的外使用料は、社協職員の駐車場使用料及び収入です。

次のさんさん館保育ルーム使用料は、同保育ルームで一時的に児童を預かるリフレッシュ保育の利用料です。

次のさんさん館施設目的外使用料は、自動販売機3台分とたつのこまち龍ヶ崎モールの工事の際の駐車場使用料です。

次の駅前子ども送迎ステーション使用料は、佐貫駅前にあります送迎ステーションの利用料です。

次の保育所施設目的外使用料は、八原保育所にあります電柱などの設置料です。

石引健康づくり推進部長

二つ飛びまして、保健センター施設目的外使用料です。自販機電気代及び設置料です。

松尾教育部長

次ページをお願いいたします。

8番の教育使用料です。

小学校施設目的外使用料でございます。こちらについては主に教職員の通勤用の自動車の駐車料でございます。その他電柱等があります。

その下、中学校施設目的外使用料、同様でございます。

中央図書館施設目的外使用料、こちらは自販機、電柱等でございます。

その下、歴民館の目的外使用料、こちらにつきましては多目的室の使用料、その他自販機等でございます。

文化会館使用料、こちらにつきましては前年度と比較しまして17%、約200万円の増収となっております。増収の要因でございます。28年度に大ホールの空調設備更新工事がありまして、一時期大ホールを閉鎖しておりました。そして、29年度については通年を通して開館をしておりますので、平年ベースに戻ったというものでございます。

その下、文化会館の目的外使用料でございます。まちづくり・文化財団の職員の通勤の駐車料、それから、自販機等でございます。

足立福祉部長

その下、総合運動公園施設目的外使用料です。自販機電気代及び設置料とアリーナに設置しております市政情報モニターに係る使用料と物品販売した際の使用料及びスタジアムのフェンスを利用した広告掲載料です。

その下、体育施設目的外使用料は、高砂体育館の自販機、電柱設置に係るものと龍ヶ岡公園駐車場の一部を工事車両置き場として貸したことに係るものです。

松尾教育部長

その下、給食センター施設目的外使用料です。電柱使用料となっております。

続きまして、19、20ページをごらんください。

石引健康づくり推進部長

上から五つ目になります。国民健康保険基盤安定等であります。これは低所得者救済のために保険税の軽減措置に対し国が2分の1を負担するものです。

足立福祉部長

その下の生活困窮者自立相談支援事業費です。これは、生活困窮者自立支援法に基づき、自立支援相談、住宅確保給付金給付事業の実施に係る負担金です。

次の特別障がい者手当等給付金は、精神または身体に著しく重度の障がいがある方に対して、また障がい児に対し支給されます給付金の財源に対する国の負担金です。

次の障がい者自立支援給付費は、障がい者介護給付費、訓練等給付費、更生医療などに対する負担金です。

次の低所得者保険料軽減費は、介護保険料の第1段階の軽減措置です。第1段階は基準額の0.5掛けですが、その0.5掛けをさらに下げまして0.45にしています。その差の0.05分に対する国の国庫負担金です。

次の児童扶養手当給付費は、ひとり親家庭の生活の安定を目的に支給されます児童扶養手当に対する国の負担金です。

次の子どものための教育・保育給付費は、平成27年度からスタートした子ども・子育て新制度のもと、保育所、幼稚園、認定こども園の運営費に係る負担金です。

次の障がい児施設給付費は、何らかの障がいがある子が通所施設サービスを利用することによる施設給付費に対する負担金です。

次の児童手当給付費は、中学校修了までの児童を対象として給付するものです。5,000円から1万5,000円を支給する、その給付事業に対しましての国の負担金です。

次に、生活保護費です。これは生活保護法に基づき支弁する生活扶助、教育扶助、介護扶助等の各種の保護費の支給に要する経費の負担金です。国4分の3の負担割合です。前年度に比べまして14.4%の増です。保護世帯の状況につきましては、歳出でご説明いたします。

石引健康づくり推進部長

その下、養育医療給付事業費です。同事業に対する国の負担分で、負担率は2分の1です。

足立福祉部長

次に、左側の欄で、14の2の2民生費国庫補助金です。

右側の欄では下から四つ目、0001障がい者地域生活支援事業費です。これは障がい者の日常生活用具費、また、日中の一時支援など地域生活支援事業費に対する国の補助金です。

次に、臨時福祉給付金給付事業（経済対策分）です。これは住民税課税者に扶養されている方、もしくは生活保護制度の被保護者を除き、平成28年度分の市民税が課税されていない市民を対象とした給付金の国庫補助金です。給付金額は1人当たり1万5,000円です。

次の事務費は、当該事務にかかわる事務経費の国庫補助金です。内訳につきましては、歳出でご説明いたします。

一番下の障がい者総合支援事業費は、平成30年4月の障害者総合支援法及び児童福祉法の改正に伴う機器システムの改修費用に対する国からの補助金です。

次のページをお願いいたします。

一番上の子ども・子育て支援事業（子育て環境整備分）は、一時保育、延長保育、病児保育及び子育て支援センター事業の補助金です。

松尾教育部長

その下です。同じく学童保育分でございます。こちらにつきましても、利用者の増加傾向を反映しまして、前年度と比較して5.7%、191万円ほど増となっております。対象経費の3分の1が補助されております。

足立福祉部長

次に、母子家庭等対策総合支援事業費です。これは、ひとり親家庭の保護者が就職のために保育士や看護師などの資格を取得する際の給付金です。

次の生活保護適正実施推進事業は、生活保護レセプト点検に係る国からの補助金です。

石引健康づくり推進部長

その下、感染症予防事業費等です。子宮頸がん、乳がんの受診勧奨のため、5歳刻みの節目の年齢の方に対する無料クーポン事業及び各がん検診の個別勧奨等に対し、国庫補助されるものです。補助率は2分の1です。

その下、母子保健医療対策等総合支援事業費は、産後ケア事業、産婦健康診査事業に対しての国庫補助で、補助率は2分の1です。

その下、子ども・子育て支援事業費（育成支援家庭訪問分）は、乳児家庭全戸訪問事業、赤ちゃん訪問及び母子保健コーディネーターの経費に対しての国庫補助で、補助率は3分の1です。

松尾教育部長

一番下の枠、教育費国庫補助金でございます。

はじめに、小学校補助金の遠距離通学児童援助費でございます。こちらにつきましては前年度比で154%、257万2,000円の増となっております。増の要因でございます。北文間小学校が龍ヶ崎西小学校に統合されたことに伴うスクールバスの運行増によるものでございます。実施事業費に利用者数のうち遠距離児童・生徒数を掛けて補助率が2分の1となっております。

その下でございます。要保護児童援助費・特別支援教育就学奨励費でございます。こちらにつきましても増収となっております。2分の1の補助でございます。

その下、中学校費です。要保護生徒援助費・特別支援教育就学奨励費、こちらも同様2分の1でございます。

その下、学校施設環境改善交付金1,263万7,000円、皆増でございます。こちらは城西中学校、城ノ内中学校のエレベーター設置に係るもので、平成28年度の繰越事業に関するものでございます。

足立福祉部長

次に、一番下の幼稚園就園奨励費です。市では所得状況に応じまして、保護者の経済的な負担の軽減を目的に、保育料の一部を補助しておりますが、その財源に対する国からの補助金です。

次のページをお願いいたします。

石引健康づくり推進部長

一番上、学校施設環境改善交付金です。サブアリーナの天井改修工事に係る体育施設耐震化事業に対する交付金であります。

三つ跳びまして、国民年金事務費です。法定受託事務として行っている国民年金に係る事務に対し、国からの委託金です。

足立福祉部長

その下の特別児童扶養手当事務費です。児童扶養手当の中でも精神または身体に障がいのある児童に対しましては全額を国費で支給しております。しかし、支給事務につきましては法定受託事務として市が行っておりますことから、その事務に対する委託金です。

石引健康づくり推進部長

一つ飛びまして、県支出金になります。国民健康保険基盤安定等です。県からの財政支援としての保険者支援分は、国2分の1に対し県が4分の1です。そして、保険税軽減分については、県が4分の3を負担するもので、それらの合計額となっております。

足立福祉部長

次の障がい者自立支援給付費は、国2分の1に対して県4分の1の負担です。

次の低所得者保険料軽減費につきましては、軽減措置額の負担金ですが、こちらも国2分の1に対し県4分の1の負担です。

石引健康づくり推進部長

次の後期高齢者医療保険基盤安定等は、国保の制度と同様に、低所得者への保険料の軽減措置に対する県4分の3の負担分です。

足立福祉部長

次の子どものための教育・保育給付費、こちらにつきましても国2分の1、県4分の1

の負担です。

その下の障がい児施設給付費も国2分の1の負担に対し県4分の1の負担です。

次の児童手当給付費は、被用者保険加入で3歳児未満の場合、県が45分の4、それ以外の場合は国3分の2に対し県6分の1の負担です。これら内容につきましては、歳出のほうでご説明申し上げます。

次に、その下にあります生活保護費です。通常は国が4分の3、市が4分の1の負担割合となっております。しかし、居住地のない方が入院した場合や長期入院により住居を失った方に対して支給した生活保護費につきましては、市の負担分の4分の1を県が負担することとなっております。これは、その県負担分です。

石引健康づくり推進部長

その下、養育医療給付事業費は、国2分の1に対し県4分の1の負担です。

足立福祉部長

次に下から2件目の事務処理特例交付金（社会福祉事務分）です。これは身体障害者手帳の交付など、県からの権限移譲事務に対する交付金です。

その下の地域ケアシステム推進事業費は、県の事業である茨城県型地域ケアシステム構築支援事業に要する経費に対して交付される県の補助金です。

次のページをお願いいたします。

一番上の障がい者地域生活支援事業費は、国2分の1に対し県4分の1の補助金です。

次の老人クラブ助成費は、老人クラブ55クラブへの県の補助金です。

次の老人クラブ連合会助成費は、連合会への県の補助金です。

石引健康づくり推進部長

その下、医療費助成事業費医療費分は、いわゆるマル福に対する県の補助金です。補助率は2分の1です。その下の事務費分は、マル福に係る審査支払手数料に対する県の補助金で、補助率は2分の1です。

足立福祉部長

次に、その下の地域医療介護総合確保基金事業費です。これは介護施設等の整備に伴う経費等に係る補助金の交付事業です。その概要といたしましては、消費税増税分を活用した地域医療介護総合確保基金から都道府県に設置されておりますが、その基金を茨城県の交付金基準に基づき交付されたものです。3件施設がございます。特別養護老人ホーム・リカステ、認知症高齢者グループホームなないろ、小規模多機能型居宅介護あかり、以上3施設です。合計1億2,900万円、この事業は昨年度の特徴的な事業でございます。

次に、子ども・子育て支援事業（子育て環境整備分）です。一時保育等に係る補助金で、国と同様に3分の1の補助率です。

松尾教育部長

その下、同じく学童保育分です。こちらも利用者の増加傾向を反映しまして前年比8.7%、252万円ほど増えております。補助率は対象経費の3分の1の補助でございますが、県費につきましては当該年度確定払い方式、国費については翌年度精算方式ですので、国費と県費の差が若干ございます。

足立福祉部長

次に、その下の子どものための教育・保育給付費（地方単独分）です。平成27年度からの新制度のもとで1号認定の子どもの施設型給付費は、公定価格の74%は国の負担割合です。残りの26.6%につきましては県と市の2分の1で負担することになります。その県負

担分です。

次の民間保育所等乳児等保育事業は、1歳児保育に対する県の補助金です。

次の軽度・中等度難聴児補聴器購入支援事業は、利用者3分の1の負担、残りの3分の2について市及び県が折半で負担します。その県負担分です。

次の在宅障がい児福祉手当支給事業費は、市が支給している在宅心身障がい児福祉手当受給者のうち、県の定める要件を満たしている対象者の人数に応じて、県が2分の1を補助するものです。

次の事務処理特例交付金（児童福祉事務分）は、児童福祉法に基づく事務や母子寡婦福祉資金貸付事務に係る県からの権限移譲事務に対する交付金です。

次に、多子世帯保育料軽減事業費です。保育所に入所している第3子以降で3歳未満保育料に対しまして保育料を無償化する制度です。平成29年度から新たに第2子で3歳児未満を半額とすることとしました。この制度は国の所得制限をより高い所得階層まで対象としたものです。

次の安心子ども支援事業（保育所緊急整備事業分）は、保育所の大規模改修に対する補助金です。昨年度は二つの園で屋根、外壁の改修を行いました。

次の保育対策総合支援事業費は、保育士等の業務の負担軽減を図ることを目的として、給食配膳や清掃、また、布団の片づけなどの業務を行う職員を雇用した際の補助金です。

次に、被災住宅復興支援利子助成費です。これは東日本大震災で被災した住宅の復興のための借り入れた資金の利子補給金に対する県補助金です。利子のうち1%を上限として補助金が交付されます。

その下の災害救助費につきましては、都市整備部所管です。説明を省略させていただきます。

石引健康づくり推進部長

その下、献血推進事業費です。献血推進事業に対する県補助で、補助率2分の1です。

その下、健康増進事業費は、健康教育、健康相談、健康診査など、総合的な保健推進事業に対する補助で、補助率3分の2です。

その下、子ども・子育て支援事業費は、国と同率の3分の1の補助です。

二つ飛んで、がん検診受診率向上事業費は、がん検診受診券回収事業に対し、県から2分の1が交付されたものです。

その下、予防接種後健康状況調査事業交付金は、BCG接種者に行っている調査協力に対し、交付されたものです。

次ページをお願いいたします。

松尾教育部長

一番下の枠です。教育費県補助金になります。

はじめに、小学校補助金でございます。被災児童就学支援等事業費、こちらは東日本大震災で被災した児童に対するもので、昨年度4人を対象にしております。10分の10でございます。

そして、その下、同じく中学生を対象としたものです。対象者1人、10分の10分でございます。

それから、その下、事務処理特例交付金（生涯学習事務分）でございます。県青少年の健全育成等に関する条例に基づくものでございまして、前年度同額となっております。

その下、青少年相談員事業費、これらも前年とほぼ同じでございます。

その下、土曜日の教育支援体制等構築事業でございます。こちらにつきましては、いわゆるサタデースクール事業に対する補助金でありまして、29年度から八原小学校、馴染小学校、城ノ内小学校で本格化をいたしました。その関係で前年度比171%、約100万円が増収となっております。

その下、放課後子ども教室推進事業費でございます。こちらは、いわゆるアフタースクール事業でございます。サタデースクール以外の8校で29年度から本格化しております。皆増となっております。

続きまして、次ページ、29、30ページをごらんください。

足立福祉部長

上から2行目の認定こども園施設整備補助金です。これは幼稚園等、1号認定の施設の大規模改修に対する補助金です。

次に、中段より少し下の0001行旅死病人援護費です。これは市内で死亡した住所不詳の引き取り手のない方の葬祭費に対しての県の10分の10の補助金です。

その下の所得再分配調査は、社会保障施策の浸透事業などの調査に要する経費に係る県からの委託料です。

その下の国民生活基礎調査費は、国民生活の基礎的な事項の調査を要する経費に係る県からの委託料です。

松尾教育部長

1枠飛びまして、教育費委託金になります。はじめに、学びの広場サポートプラン事業でございます。こちらにつきましては、夏休み期間中に実施をしております。問題集を中心に学習などを行っている事業でございます。小学校全校、それから、中学校は希望のみということで城ノ内中学校で実施しております。10分の10になります。

その下、スクールライフサポーター配置事業費でございます。これにつきましては不登校状態の解消や未然防止のためのサポーターの配置ということで、龍ヶ崎小学校が対象となっております。10分の10でございます。

その下、オリンピック・パラリンピック教育推進事業でございます。こちらは新規事業で、皆増となっております。平成29年度は龍ヶ崎西小学校におきまして、野口啓代さんを講師としてお迎えをいたしました。

続きまして、31、32ページをごらんください。

足立福祉部長

上から4番目です。地域福祉基金利子といたしまして、同基金の預金利子による収入です。

松尾教育部長

五つ飛びまして、教育振興基金利子、それから、義務教育施設整備基金利子、ともに歳出の積立金に充当いたしております。

それから、財産売払収入の物品売払収入となります。物品売払収入の3番です。給食センター資源物等売払収入、こちらにつきましては食用廃油の売払収入でございます。ほぼ前年と同額となっております。

それから、一番下でございます。基金繰入金、基金繰入金の9番、教育振興基金繰入金でございます。こちらにつきましては奨学基金に293万円を充当しております。それから、体育振興活動費の報償費、いわゆる激励金に84万5,000円を充当しております。

その下、義務教育施設整備基金の繰入金でございます。こちらにつきましては、小学校施設整備事業に2,730万円ほど充当しております。そして中学校施設整備事業に、こちらでも約1,280万円ほど充当しております。小学校では9件の事業、中学校では5件の事業に充当という状態でございます。

続きまして、33、34ページをごらんください。

足立福祉部長

中段にあります災害特別援護資金貸付金元金収入です。こちらは平成21年度に発生した竜巻による被災者への貸付金の償還金です。

次に、一番下にあります、災害援護資金貸付金元利収入です。こちらは東日本大震災被災者へ貸付金の償還金です。170万円の繰上償還が1件ありました。通次償還は5件ありました。

次のページをお願いいたします。

上から二つ目の介護老人保健施設けやきの郷の建設貸付金元金収入です。今年度、30年度で完済する予定です。

その下の公立保育所入所受託収入です。これは八原保育所において他市町村から受け入れた児童に係る受託収入です。2人の児童の受け入れをしております。

石引健康づくり推進部長

三つ飛びまして、ページ中ほどの医療福祉費第三者納付金です。これは交通事故など第三者交付に対する求償分です。

その下の医療福祉費高額医療費等納付金です。これはマル福該当者が高額療養費の支給を受けた場合、マル福で立てかえた高額療養費分を各医療保険から納付を受けたものです。

その下、総合運動公園指定管理者納付金です。これは指定管理者の利用料金収入が想定額を超えたことによる利用料金の還元金です。

下から五つ目になります。スポーツ振興くじ助成金です。これは、たつのこフィールド写真判定装置に係るt o t oの助成金です。

次のページをお願いいたします。

足立福祉部長

ここからは、雑入といたしまして、まず、一番上の保育所職員給食費負担金です。これは保育所職員及び保育実習生の給食費負担金です。

松尾教育部長

その下です。学校給食費負担金でございます。こちらは児童・生徒数の減少傾向を反映して、前年比で3%、約960万円ほど減額となっております。

石引健康づくり推進部長

その下、滞納繰越分です。前年度に比較して若干増となっております。

三つ飛びまして、医療福祉費返還金です。これはマル福資格喪失後の受診による返還金及び診療報酬の返還金であります。6件ございました。

足立福祉部長

次に、その下の児童扶養手当返還金です。これは、資格の喪失手続のおくれなどによりまして、過払いとなったものについて返還金です。

その下にあります、生活保護費返還金、2件ですが、資力があるにもかかわらず、保護を受けた場合や不実な申請、その他不正な手段により保護を受けた場合の返還金です。平成29年度の現年度分と過年度分です。

次に、下段のほうになります。0039緊急通報装置設置者負担金です。これは同機器の設置手数料です。

その下の子育て支援センターCD等売払収入は、さんさん館で制作したCDの売払収入です。

その下の駅前子どもステーション電話使用料は、事業自体は社会福祉法人に委託しておりますが、これは運営にかかった電話使用料です。

松尾教育部長

その下、放課後児童健全育成事業保険料負担金、こちらにつきましては学童保育の保護者の負担金でございます。1,269名分でございます。ちなみに、学童保育の場合、年度当初約800人ぐらいから始まりまして、夏休みになりますと1,200人台、そして、3月になると800人を割るといような、例年推移をいたしております。

足立福祉部長

その下の公立保育所現場実習費は、大学などからの実習生の受け入れに対する謝礼です。

石引健康づくり推進部長

その下、健康診査受診者負担金です。各種がん検診及び健康診査受診に係る自己負担金です。

その下、健康教室等参加者負担金は、食生活改善推進員養成講座の調理実習代です。

その下、妊婦教室参加者負担金は、妊婦教室の際のテキスト代です。

次ページをお願いいたします。

松尾教育部長

次ページ、40ページです。

0060です。公立小中学校現場実習費でございます。教育実習生に係る実習費でございます。昨年度は3件分となっております。

その下、学校事故賠償保険金11万円でございます。こちらにつきましては、補償事案が2件、小・中学校それぞれ1件発生した関係でございます。いずれも平成28年度のものでございます。

石引健康づくり推進部長

その下、学校開放体育館使用料です。市内小・中学校体育館の夜間開放時の施設使用料です。

松尾教育部長

その下、公共施設水道等使用料でございます。こちらにつきましては、防災科学技術研究所の観測機器の電気料相当ということでいただいております。龍ヶ崎小学校の屋上に設置してあるものでございます。

その下、太陽光発電余剰電力売払収入、これは城西中設置の太陽光パネルの電力の売り払いでございます。

その下、歴史民俗資料館の電話使用料、これは公衆電話。

その下、市史等刊行物頒布収入、同じく歴史館の対応でございます。

文化会館検針用端末装置でございます。こちらは新電力の電力使用料の自動検針装置の電気代相当分となっております。

石引健康づくり推進部長

その下、たつのこアリーナ幼児一時預かり利用者負担金は、アリーナ利用者のお子さんを幼児体育室で一時的に預かる際の負担金です。

その下、社会体育施設賠償金は、平成27年5月に発生したアリーナの外周フェンスと生垣を損傷させた自動車事故による賠償金です。分割納付で29年8月に完済されたものです。

松尾教育部長

次に、0078臨床心理学科学外実習費でございます。こちらにつきましては、例年教育センターにおきまして文教大学人間科学の臨床心理学の学外実習を受け入れております。

それに関する実習費としていただいたものでございます。

石引健康づくり推進部長

その下、保健活動助成金は、元気アップ体操の住民主体の取り組みが認められ、一般財団法人千代田健康開発事業団から助成金をいただいたものです。

足立福祉部長

次に、その下の子どものための教育・保育給付費返還金です。これは、平成28年度に成田市の保育所に委託していた児童がいました。しかし、運営費の単価に誤りがありました。そのようなことでの返還金です。

続きまして、市債の民生費債です。一番下のふるさとふれあい公園施設整備事業費査債です。これはアトリエ等の長寿命化を図るため、屋根及び木の部分の塗装、その他破損のあった箇所の修繕を行いました。その工事に伴う市債としての収入となります。

次のページをお願いいたします。

松尾教育部長

42ページになります。

教育費債でございます。

はじめに、小学校施設整備事業債9,470万円でございます。こちらにつきましては、龍ヶ崎小学校の給水消火栓設備改修事業、それから、松葉小学校の屋上防水改修事業に充当したものでございます。

その下、図書館施設整備事業債2,210万円でございます。1階トイレの改修、それから、南側駐車場の整備に充当したものでございます。

文化会館施設整備事業債880万円、駐車場の整備に充当しております。

石引健康づくり推進部長

その下、体育施設整備事業債です。歳出の総合運動公園等管理運営費及び総合運動公園リニューアル事業に計上しております龍ヶ岡公園テニスコート改修工事、たつのこアリーナのサブアリーナ天井改修工事、フィールドトイレ増築工事、サブアリーナLED化工事の財源に充当するものです。

松尾教育部長

その下でございます。中学校施設整備事業債8,270万円、城西中学校、城ノ内中学校のエレベーター設置に充当したものでございます。

続きまして、49、50ページをごらんください。

足立福祉部長

49、50ページです。

ここからは歳出です。

一番下の男女共同参画推進費です。今年度、市長公室の秘書課からこども家庭課が引き継ぎ、福祉部の所管となりました。この事業費は男女共同参画社会の実現を図るため、啓発活動等に係る費用です。報酬は男女共同参画推進委員会委員報酬です。賞賜金はイクメン、イクジイの川柳の商品代で、6人、12名の入賞者がいらっしゃいました。

次のページをお願いいたします。

委託料につきましては、現在の龍ヶ崎男女共同参画基本計画が平成31年度で期間満了となることから、計画改定に向けて実施したアンケート調査の委託料です。

続きまして、97、98ページをお願いいたします。97、98ページです。

左側の欄では3の1の1社会福祉総務費、民生費です。

右側の備考欄では、職員給与費（社会福祉）です。これは社会福祉課15人分の人件費です。

次の社会福祉事務費は、報酬が社会福祉有償運送運営協議会委員の報酬です。その他同協議会の運営に係る経費及び社会福祉課内での経常的な事務費です。

石引健康づくり推進部長

その下、国民健康保険事業特別会計繰出金です。前年度比で約4%の減となっております。

足立福祉部長

次に、民生委員等関係経費です。報酬が民生委員推薦会委員の報酬です。負担金、補助及び交付金につきましては、主に補助金で、民生委員児童委員の地域福祉活動に対する補助金です。1人当たり年額7万2,000円で118人分です。

次のページをお願いします。

まず、行旅死病人等一時援護事業です。役務費の手数料につきましては、身元不明で引き取り手のない死亡した方への一時的な援護、葬祭費に要する経費です。昨年度、行旅死病人はいらっしゃいませんでしたが、被保護者の方で引き取り手のない遺骨として納骨させていただいた際の費用です。10名のご遺体を納骨させていただきました。

次に、遺族等援護事業です。主なものは、戦没者追悼式に係る経費です。

次に、見守りネットワーク事業です。役務費は情報交換会の出欠報告の返信用はがきです。

次に、生活困窮者自立支援事業です。報酬、共済費、旅費は、相談支援嘱託員への報酬等です。委託料は生活困窮者世帯の子どもに対する学習支援事業を市内のNPO団体に委託しております。その委託料です。そのほか償還金、利子及び割引料につきましては、平成28年度国庫負担金の確定による精算金です。

次に、臨時福祉給付金給付事業（経済対策分）です。主なものは19負担金、補助及び交付金です。住民税課税者に扶養されている方、もしくは生活保護制度の被保護者を除いた平成28年分の市民税が課税されていない市民を対象とした給付金です。1人当たり1万5,000円となっており、昨年度は9,175人に支給しました。そのほか非常勤嘱託職員の人件費、申請書や通知の郵送料、システム構築の委託料などの事務経費でございます。

次のページをお願いします。

1行目の臨時福祉給付金事業です。これは平成28年度実施した当該事業において、概算払を受けた補助金の不用額の返還金です。

次の年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業は、同じく概算払を受けた補助金の不用額の返還金です。

次に、社会福祉協議会助成費です。負担金、補助及び交付金は、市社会福祉協議会補助金といたしまして、社協職員人件費に対する補助金です。

障がい福祉サービス事業費は、社会福祉サービス事業所あざみに対する補助金です。

次に、地域福祉推進事業です。当事業は社会福祉協議会が実施いたします地域福祉に資する各種事業に対する委託料や補助金、交付金です。

委託料の地域ケアシステム推進事業は、保健、医療、福祉の各機関がチームを組んで要支援者に支援するものです。負担金、補助及び交付金につきましては、ふれあいまちづくり事業は、各地域の福祉活動に対し、社会福祉協議会職員がかかわり支援するふれ愛ネットワーク事業など、各種事業への補助金です。

障がい者自立支援事業は、福祉の店の運営などの事業に対する補助金です。

在宅福祉サービスセンター事業は、日常生活に支障のある方を支援するために、家事援助などの有償在宅有志サービス派遣を行うものです。

地域福祉活動推進事業は、生活支援に係る生活福祉資金の貸し付けに係る相談などの各

種相談事業です。

交付金のボランティアセンター活動事業は、同センターへの活動に対する交付金です。

続きまして、総合福祉センター管理運営費です。委託料は主に社会福祉協議会の指定管理料です。

次に、ふれあいゾーン管理運営費です。委託料は社会福祉協議会への指定管理料です。使用料及び賃借料はディスクゴルフ場用地に係る賃借料です。工事請負費としてはグラウンドへの野球のバックネットの新設及び公園内のアトリエの改修工事に要する費用です。また、記載のとおり備品を購入いたしました。

一番下の障がい者福祉事業です。障がい者福祉に係る事務経費でございますが、報酬につきましては非常勤職員報酬といたしまして、特別障がい者手当等、嘱託医師法の報酬及び一般非常勤職員の報酬です。

次の賃金につきましては、臨時職員の賃金です。

次のページをお願いいたします。

この事業に要する費用でございますが、主に扶助費です。この扶助費につきましては、障がい児福祉手当、特別障がい者手当です。平成30年3月時点で受給者は、障がい児童福祉手当38人、特別障がい者手当36人です。

次に、障がい者給付訪問調査等事務費です。主に役務費の中の手数料の支出です。これは障がい者福祉審査会での支援区分判定の際に必要な主治医の意見書の作成手数料です。

次の障がい者給付審査会事務費は、給付審査会の運営に係る経費です。主に非常勤職員報酬といたしまして、審査会委員への報酬及び事務経費です。委員の人数は6名で、昨年度は11回開催いたしました。

次に、障がい者自立支援事務費です。主に役務費の手数料ですが、障がい者福祉サービスの審査支払手数料、また障がい者の医療費の審査支払手数料といたしまして、国保連と支払基金への支出です。委託料につきましては、法改正に伴う障害者自立支援システムの改修費用です。

次に、障がい者自立支援給付事業です。主に扶助費ですが、障がい者の介護給付金が約4億3,000万円、また訓練等給付費が約3億2,400万円、そして障がい者更生医療費が約9,100万円などです。

次に、償還金として前年度の国庫支出金に対する返還金です。

次に、障がい者地域生活支援事業です。報酬につきましては、障がい者自立支援協議会の委員報酬及び障がい者支援相談員1名、一般非常勤職員1名分の報酬です。報償金につきましては、身体障がい者相談員及び知的障がい者相談員、計6名分の謝礼です。そのほかこの事業の主なものといたしましては、委託料と扶助費です。

次のページをお願いいたします。

13の委託料ですが、三つ目の地域活動支援センター運営につきましては、みやぎきホスピタルに設置してあります、いなしきハートフルセンター及び市内の川原代町にある地域活動支援センターの2カ所への委託です。また主なものとしまして、20扶助費ですが、これは日常生活用具、日中一時支援、また訪問入浴やタクシーの利用助成の費用です。

次に、障がい福祉計画等改定費です。こちらは龍ヶ崎市障がい者プランを策定するために実施した市民アンケートに伴う通信運搬費や委託料です。

続きまして、職員給与費（老人福祉）です。これは、高齢福祉課、現介護福祉課です。職員4名分の人件費です。

その下の、老人福祉事務費は、一般事務消耗品と事務経費、また役務費の手数料はB型肝炎予防接種に係る経費です。

次の介護保険事業特別会計繰出金は、介護給付費への繰出金です。前年度と比較しまして2.7%の増となっております。

石引健康づくり推進部長

その下、後期高齢者医療事業特別会計繰出金です。前年度と比較し約2.5%の減となっております。

その下、介護サービス事業特別会計繰出金です。前年比で約41%の減となっています。これは介護保険事業の制度改正により、特別会計とする事業内容に変動があったためです。

足立福祉部長

一番下の老人保護措置費です。扶助費といいますのは、松風園に入所されている方、5人分の措置費相当分です。

次のページをお願いいたします。

一番上の高齢者生きがい対策事業です。報償金、賞賜金につきましては、100歳になられた方、また88歳になられた方への敬老祝い金が主なものです。また、19負担金補助及び交付金で、その中の補助金といたしまして高齢者生きがい活動長寿会への補助です。

その下の交付金の高齢者生きがい対策事業は、敬老会の開催に係る経費で、社会福祉協議会に交付したものです。

石引健康づくり推進部長

その下、まちづくり協働事業は、市の協働事業提案制度により協働事業として採択された脳活らくらくゲームの普及事業への交付金で、リーダー養成講座、体験講座、備品の購入等に充てられています。

足立福祉部長

次に、在宅高齢者生活支援事業です。12役務費の中の手数料は、さわやか理髪、また緊急通報システム端末の設置に係るものです。13委託料の交流サロン運営事業は、元気サロン松葉館の運営の一部15%です。85%分は特別会計からの支出です。そのほか各システムの保守点検です。備品購入費は記載のとおり、緊急通報システム端末機20台の購入です。負担金は緊急通報機設置に係る稲広緊急通報センター運営の負担金です。

次に、介護施設等整備支援事業です。これは介護施設等の整備に伴う補助金の交付です。一つ目の介護施設等開設準備経費及び三つ目の地域密着型老人福祉施設整備推進事業につきましては、基金事業となり、歳入でも同額の計上がされております。

一番下の高齢者福祉計画等改定費です。これは計画期間を平成30年度から32年度とする第7期介護保険事業計画の策定に当たりまして、介護予防日常生活圏域ニーズ調査及び住宅介護実態調査を2,800件ほど行いました。その調査等に係る委託経費であり、平成28年度からの継続事業です。

次のページをお願いいたします。

石引健康づくり推進部長

職員給与費（医療福祉）は、保険年金課職員3人分の人件費です。

その下、医療福祉事業（県補助分）と、その下の医療福祉事業（単独分）は、いわゆるマル福制度です。県制度の枠で運営しているのが県補助分、さらに上乘せしている部分が市単独分であります。県補助分は、幼児のほかにひとり親家庭、重度障がい、妊産婦のマル福があります。扶助費は前年比で約2.8%の増という状況です。単独分は市の単独事業として29年度から小児マル福の対象者を高校生まで拡大しました。そのため扶助費は約22.1%増加しております。

次の高額療養費貸付事業です。この事業は1カ月間にかかる医療費が高額になる見込みがある、または高額な医療費を請求されたが、支払いが困難な場合などに支給が見込まれる高額療養費相当額を貸し付けする事業で、1件の貸し付けがありました。

その下、職員給与費（国民年金）は、保険年金課職員2名分の人件費です。

その下、国民年金事務費です。非常勤嘱託職員等の報酬が主なものです。

次ページに続きますが、委託料は平成30年3月から個人番号による届け出を開始するため、日本年金機構から示された仕様書に基づき、システムを改修した経費です。

足立福祉部長

次に、児童福祉費の児童福祉総務費です。まず、職員給与費（児童福祉）は、こども課職員13人及びさんさん館職員3人分の人件費です。

次に、児童福祉事務費です。

一番上から報酬は、窓口嘱託職員2名及び子育て支援コンシェルジュ1名の報酬です。ほか一般事務消耗品等です。そして主なものとして、13委託料、そして14使用料及び賃借料は、こどもまつりの開催に係る経費です。19補助金は平成29年度から保育士の確保を図るために実施した保育士家賃補助事業でありまして、月額上限2万円を補助するものです。昨年度は2名に補助を行いました。貸付金は平成28年度から、やはり保育士の確保をするためにスタートいたしました保育士等修学資金貸付事業で、月額3万円を2年間貸し付けするものです。昨年度、平成28年度12名に加え、新規で4名の合計16名に貸し付けを行いました。

次の障がい児支援サービス事業特別会計繰出金は、つばみ園に係る特別会計です。後ほどご説明いたします。

一番下の子育て支援施設管理運営費は、さんさん館の管理運営経費です。報酬は子育て支援センターの非常勤嘱託職員2名分の報酬です。

次のページをお願いいたします。

そのほか需用費、役務費はさんさん館の施設管理運営に係る関係経費です。13委託料として、ファミリーサポートセンター運営は、さんさん館で実施しておりますファミリーサポートセンターの運営事業及びリフレッシュ保育事業について、市内のNPOに委託しておりますが、その委託料です。備品購入費は記載のとおり整備をいたしました。

次に、駅前こどもステーション管理運営費です。これは平成28年度佐貫駅前にオープンいたしましたもので、仕事の関係で保育所や幼稚園等の送迎が困難な保護者にかわり送迎を行うステーションと、日中の子育て支援センターと二つの機能を持って運営しております。送迎ステーションは定員の目安となる20人の児童が利用しており、子育て支援センターも1日平均20人が利用されており、好評をいただいております。

松尾教育部長

その下です。放課後児童健全育成事業、前年比で6.7%、892万円ほど増となっております。増の主な要因でございます。利用者の増加傾向を反映いたしまして、報酬費が伸びております。非常勤の嘱託員が増となっております。

それから、次ページになります。

次ページの使用料及び賃借料でございます。こちらにつきましても、前年比38%、約490万円が増えております。その原因でございます。城ノ内小学校保育ルーム1棟増設をしたことに伴うリース料が加わっております。

足立福祉部長

次の家庭児童相談事業は、主なものとして、こども家庭課に設置しております家庭児童相談室の家庭児童相談員2名分の報酬です。

次に、児童扶養手当支給事業です。この手当はひとり親家庭への支給です。扶助費につきましては前年度並みでございます。

次に、特別児童扶養手当事務費です。この手当は重度の障がいのある在宅の20歳未満のお子さんを養育されている保護者に対して支給される手当です。手当するものは県が行うものでありますが、通知などの事務は市が行っております。

一番下の子ども・子育て支援事業です。報酬は子ども・子育て会議委員の報酬です。次のページをお願いいたします。

13委託料は平成29年度の子ども・子育て支援法の改正に伴うシステム改修です。そして主なものとして、19負担金、補助及び交付金です。

まず、子どものための教育・保育給付費は、平成27年度からの子ども・子育て新制度のもと、保育所、幼稚園、認定こども園に係る運営費に対する負担金です。

次に補助金ですが、私立保育園で実施されます様々な事業に対し補助を行っております。まず、私立保育所等障がい児保育対策事業は、障がい児保育を実施している三つの園への補助金です。

私立保育所等保育士増員配置事業は、保育士の加配を実施した12の園への補助金です。

一時預かり事業は、保育所等で実施されました預かり事業を対象といたしました補助金です。

病児保育事業は七つの園で実施しました、その補助金です。

地域子育て支援拠点事業は、乳幼児及び保護者の交流を行う場を開設して、子育てについての相談、情報提供、助言等の支援を行う子育て支援センターの運営に関する補助金です。

延長保育事業は、延長保育を実施した11の園への補助金です。

一つ飛びまして、民間保育所等乳児等保育事業は、管外委託を含めまして23の園への補助金です。

一つ飛びまして、保育所等施設整備事業は、二つの園への施設改修に対する補助金です。

次の償還金は、これは28年度の補助金の返還金でございます。

次に、保育対策総合支援事業です。補助金として保育体制強化事業、保育補助者雇上強化事業、ともに保育士の負担軽減を図るため、職員を雇用するものであります。

下段の保育補助者雇上強化事業につきましては、事業所内保育所を対象としており1園が実施いたしました。償還金は28年度の補助金の返還金です。

次に、子育てサポート利用料助成事業です。NPOが行う一時預かり事業等に対しまして、保護者負担金の一部を市が助成いたしました。扶助費につきましては前年度比で7.1%の減です。

次に、たつこの預かり保育利用助成事業です。一時保育事業、延長保育事業、病児・病後児童保育事業等を利用した児童の保護者に対しまして利用金額の2分の1、年3万円を限度として補助をしたものです。

次の次世代育成支援対策事業は、補助金として幼児2人同乗用自転車購入費の補助金が主なものです。5件ありました。

次に、第3子支援事業です。次のページでご説明いたします。

この事業は、平成21年4月1日から平成26年3月31日までに生まれまして第3子以降のお子さんのいる世帯に対し経済的支援を行う制度です。補助金のすくすく保育助成金は保育料の助成金で、176人が対象となりました。

次に、高等職業訓練促進費等事業です。これは母子家庭の母、父子家庭の父が看護師や介護福祉士などの資格取得のため、養成機関に通う場合に支給する補助金です。実績として28年度は1名でしたが、昨年度は8人と増えております。

次に、障がい児施設給付事業です。扶助費につきましては放課後デイサービスなど、障がい児が通所する施設への給付費です。また、償還金として前年度の国庫支出金に対する返還金です。

次に、軽度・中等度難聴児補聴器購入支援事業です。扶助費として障害者手帳に該当しない程度の難聴児童が補聴器を購入する際に、その費用を助成するものです。

次に児童手当支給事業です。児童手当につきましては、3歳未満の児童は一律月額1万5,000円、それ以上中学生までは5,000円から1万5,000円の支給となっております。扶助費につきましては少子化の影響で、前年度と比較しますと3.1%の減です。

次に、在宅心身障がい児介護事業です。障がい児を養育している保護者に対して支給する在宅心身障がい児福祉手当に係る費用です。平成30年3月時点で140人が対象となっています。

次、保育所費です。職員給与費（保育所）は八原保育所職員18人分の人件費です。

次の公立保育所管理運営費は、八原保育所の管理運営費です。報酬は発達指導員、内科、歯科嘱託医ドクターの報酬及び保育士16人及び栄養士、用務員の嘱託職員の報酬です。

次のページをお願いいたします。

需用費以降につきましては、八原保育所における経常的な事務経費でございます。

次に、下のほうで多子世帯保育料軽減事業です。これは第3子以降の児童で、3歳未満児を対象として保育料を無償化、また新たに第2子で3歳未満児保育料を半額にするものです。国よりも対象となる所得制限を引き上げて実施しております。昨年度は合計139人が対象となりました。

続きまして、生活保護費です。一番下の職員給与費（生活保護）は社会福祉課職員10人分の人件費です。現在の生活支援課です。

次のページをお願いいたします。

生活保護適正実施推進事業です。報酬、共済費、旅費につきましては、医療の要否意見書審査に係る嘱託医師の報酬及び生活保護面接相談員1名、就労相談員2名の報酬です。12役務費は生活保護事務に係る通信運搬費等の関係経費です。13委託料はレセプト点検や生活保護システムの報酬などに係るものでございます。使用料及び賃借料につきましてはレセプト管理クラウドサービスシステムの利用料です。償還金につきましては平成28年度の国庫負担金の確定による精算です。

続きまして、生活保護扶助費です。前年度と比べまして8.2%、約1億円の増という状況です。ここで近年の生活保護世帯の推移を申し上げます。いずれも年度末の数値です。平成27年度が636世帯、801人、平成28年度が643世帯、794人、平成29年度につきましては662世帯、818人です。若干の増という状況です。償還金は前年度の負担金の確定による精算でございます。

次に、災害援護事業です。負担金、補助及び交付金のうち被災者住宅費につきましては、火災により住宅を焼失した市民の仮住まいの家賃や敷金などに対する補助金です。昨年度は2名の市民が対象となりました。被災住宅復興支援利子助成補給金は、東日本大震災の被災住宅を復興するために借り入れた資金の利子補給金を給付するものです。県事業の上限1%に、さらに1%を上乗せし、合計2%を上限として、利子補給金を給付しています。昨年度以前からの継続給付が4件、新規給付が1件ありました。扶助費は、火災による住居焼失者世帯への見舞金で2件で20万円です。償還金は東日本大震災に係る災害援護資金の市への償還金のうち元金を県に償還したものです。170万円の繰上償還が2件、通時償還が2件ありました。

次の応急仮設住宅費は、都市整備部所管ですので説明は省略させていただきます。

次のページをお願いいたします。

石引健康づくり推進部長

2段目です。保健衛生事務費になります。献血の推進と医師会及び歯科医師会への委託による健康相談事業を行いました。

その下、医療対策事業では、休日緊急診療を医師会へ委託して行い、休日診療以外の時間帯や深夜の対応として近隣5市町村で広域的な病院群輪番制をとっております。また、小児救急輪番制は6市町村で構成し、小児医療を充実させています。補助金は、龍ヶ崎済生会病院と東京医科大学茨城医療センターへ病院運営費等一部を補助したものです。

その下、成人保健事業です。非常勤嘱託職員等の人件費や健康管理システムの運用管理費等の事務費のほか、歯周疾患検診を行いました。前年度と比較しますと大幅な減額となっておりますが、これは事業を分割して、この後説明いたします、がん検診事業、婦人科

検診事業、生活習慣病健康診査等事業に分けたためです。4事業の合計は28年度とほぼ同額となっております。

一番下、がん検診事業では、肺がん、胃がん、大腸がん、前立腺がんなどの検診業務や結核肺がん検診を行っております。

次のページ、128ページをお願いいたします。

婦人科検診事業は、子宮頸がん、乳がんの検診や骨粗鬆症検診が主なものであります。

その下、生活習慣病健康診査等事業では、早期予防のため、18歳から39歳までを対象に、生活習慣病健康診査を行うとともに、肝炎ウイルス検診や高血圧教室を開催いたしました。

次のページをお願いいたします。

健康づくり推進事業です。市の健康増進食育計画の進捗管理を行う健康づくり推進協議会の運営や快眠教室、睡眠講演会の開催、食生活改善運動としてコミュニティセンターを会場に減塩食や地元の食材を使った料理教室などを行いました。また、歩く習慣をつけてもらえるよう設定した、てくてくロードを管理し、マップやスタンプカードを作成しました。さらに、備品として血圧計3台を購入し、保健センターやコミュニティセンター2カ所の血圧計を取りかえました。引き続き、既設の血圧計を順次更新していく予定です。

その下、健幸マイレージ事業です。この事業は新規に開始した事業で、スポーツ健幸日本一を目指し、ウォーキングを健康づくりのきっかけとして、ウォーキングに関するアプリを活用し、手軽に記録ができ、さらにポイントがたまることで習慣化につなぎ、市民の健康増進を図ろうとするものです。事業開始に当たり、12月にウォーキング大会を開催し、宣伝普及に努めたところです。3月末現在で603名の方に登録をいただきました。また、これまでのヘルスロード、てくてくロードなどのウォーキングコースを1冊のマップにまとめました。そして、ポイントシステムの構築や健幸マイレージシステムの賃借料が主な支出でございます。

一番下、母子保健事業です。この事業では、主に母子健康手帳、父子健康手帳の発行などの事務費になります。

次のページになります。

使用料、賃借料は、きずなメール、電子母子手帳「たつのこたち」の配信にかかる費用です。この母子健康事業の事業内容をわかりやすくするため、この次の乳幼児健康診査等事業、それから、妊産婦健康診査等事業に分割をしております。3事業合計では前年度比約10%の増となっております。

次です。132ページ、乳幼児健康診査等事業です。主な支出としましては、3・4カ月児健診、股関節健診、1歳6カ月児健診などに係る医師、看護師の報酬や6カ月児健診、10カ月児健診の医療機関への委託料です。備品費は29年度から始めました4歳児眼の健診の際に使用する機器を購入しております。

その下、妊産婦健康診査等事業です。主なものが妊婦健診、産後の産婦健診の委託料です。29年度より産後ケア事業を始めており、産後の心身のケア、育児サポートなどを医療機関に委託し、安心して子育てができるよう支援しています。具体的には出産後4カ月までの育児に不安がある方や家族の手助けが得られない方など、支援が必要な産婦に対して心身のケアや授乳、沐浴の指導、育児相談などを宿泊型と日帰り型でケアしています。扶助費は、不妊治療費助成等です。

その下、子育て相談事業です。主に、プレパパ教室、乳児家庭全戸訪問などの育児支援事業を行っております。28年度に立ち上げました子育て世代包括支援センターの母子保健コーディネーターを増員し、支援の充実を図りました。

次のページをお願いします。

療育医療給付事業の扶助費については、身体の発育が未熟なまま生まれ、入院を必要とする乳児の医療費で、対象者12人分です。

足立福祉部長

次に、精神・難病保健福祉対策事業です。主なものといたしまして、扶助費ですが、難病患者福祉見舞い金、1人、2万円、476名分です。

石引健康づくり推進部長

その下、疾病予防費です。この事業も、小児予防接種事業と成人予防接種事業に分割しております。疾病予防費では、主に新型インフルエンザ対応の支出で、防護服やマスクなどの備蓄品と、その保管棚を購入したものです。

小児予防接種事業です。四種混合、ヒブ、小児肺炎球菌等の集団予防を目的とするA類予防接種と、おたふく風邪、小児インフルエンザ等の任意予防接種の委託料とワクチン購入が主なものです。

次のページをお願いいたします。

成人予防接種事業です。各種予防接種予診票の印刷費と個人への通知郵送料と高齢者インフルエンザ、成人用肺炎球菌等の個人予防を目的としたB類予防接種委託料が主なものです。

続きまして、140ページをお願いいたします。

中ほどから下になります。職員給与費（保健センター）であります。これは保健センター職員17人分の人件費になります。

その下、保健センター管理運営費です。施設の維持管理が主なものです。

次ページをお願いいたします。

次ページ、一番上の使用料及び賃借料は、保健センター敷地の土地借上料でございます。

その下、新保健福祉施設建設事業です。市役所東側の建設予定地とする土地の整備費で、当面駐車場として利用するため整備したもので、整地のための重機借上料と砕石等の原材料購入費です。

146ページをお願いいたします。

足立福祉部長

146ページです。

一番上のシルバー人材センター援助費です。介護福祉課が担当しております。これは龍ヶ崎市シルバー人材センター運営に必要な補助金の支出が主なものでございます。一昨年度と同じ額でございます。

185、186ページをお願いします。

松尾教育部長

185、186ページ、教育費になります。

はじめに、教育委員会費でございます。こちらにつきましては、前年度とほぼ同額の決算となっております。教育委員4名、その他教育委員会の運営経費となっております。

なお、28年度までは教育長の活動に関する経費がこちらに計上されておりましたが、29年度からは別途計上しております。

続きまして、事務局費です。教育長給与費、教育長の給与となります。

その下、教育長活動費でございます。こちらにつきましては、教育委員会費、それから、事務局費のほうから分離独立させて29年度から新設しております。経費内容としては平常ベースとなっております。

続きまして、187、188ページでございます。

職員給与費（教委事務局）でございます。こちらにつきましては教育総務課、指導課等の職員の人件費となっております。前年と比べまして1名減の12名分、費用としてはマイナス17%でございます。

なお、職員手当の中には、教育委員会の職員53人分の退職手当が含まれております。

その下、学務事務費でございます。こちらにつきましては、前年度と比較しまして13%、

60万円ほど増えております。増の原因でございます。賃金が皆増となっております。臨時職員1名分でございます。それから、反対に需用費が71%、約100万円減となっております。28年度の教育プランの印刷製本が皆減になったことによるものでございます。

それから、補償費でございます。歳入とも関連しますが、学校災害補償金として2件分、城南中で28年9月6日発生、八原小学校で29年1月25日発生分としまして2件分、11万円が支出されております。

その下、新しい学校づくり審議会費でございます。前年比45%ほど減っております。この審議会につきましては、龍ヶ崎市の新しい学校づくりに関する基本方針を平成29年10月31日の審議会で答申をしまして、規定に基づきまして同日で廃止となっているというふうな状況でございます。

次の奨学生援護事業でございます。6.2%、17万円増となっております。対象者については実数で25名となっております。

それから、教育の日推進事業でございます。決算額については前年比7.7%、約2万円減となっております。こちらの事務につきましては、昨年、平成29年11月22日に教育の日推進事業の主な取り組みといたしまして、いじめ撲滅に関する意見を議場で発表させていただきました。その後、多くの方々から好評を得ているというようなものになっております。

その下でございます。教育振興基金費でございます。こちらにつきましては、同基金の利子収入相当額の積み立てでございます。

次ページ、190ページをごらんください。

義務教育施設整備基金費でございます。こちらも歳入の利子相当額の積み立てでございます。

なお、これにつきましては、平成28年度新規で1億円を積み立てておりましたので、対前年比ではほぼ皆減というような状態でございます。

次に、教育指導費でございます。職員給与費（教育指導）でございます。こちらにつきましては、5人分、指導主事4名、それから、社会教育主事1名の人件費を計上しております。

次に、学校指導費でございます。主に、こちらは指導課の事務費となっております。平年ベースでございます。

その下、教職員研修費でございます。こちら前年度比8%、9万円ほど減額になっておりますが、事業内容としては、ほぼ平常のものとなっております。

続きまして、障がい児教育支援費でございます。前年比6.3%、290万円ほど増となっております。対象者増に伴う支援時間が増えておりますので、委託料が増えているというふうな状態でございます。

その下、語学指導事業でございます。こちらにつきましては、前年比と同額となっております。報償費については、英語教育スーパーバイザーの謝礼、そして委託料は英語指導助手8名を配置しております。各中学校1名、プラス八原小、馴染小に1名ずつ配置、合計8名の配置となっております。

学習充実支援事業でございます。こちらにつきましては、全体で4.6%のマイナス、137万円ほどのマイナスでございます。マイナスの要因でございますが、こちらにつきましては県費産休補助講師を確保するため、やむを得ずこの学習充実支援の講師をそちらに昨年の9月から振りかえたことに伴って、報酬が減額になっているというふうな状態でございます。

その下、就学前教育推進事業、こちらは新規事業、皆増でございます。平成29年度から幼児教育と小学校教育の円滑な接続を目的としました幼保小教職員による協働での交流連携事業を行うための交付金、1校当たり2万円掛ける6校12万円となっております。

その下、小中一貫教育推進事業、こちら新規事業、皆増でございます。小中一貫教育に関する調査研究、それから、中学校区単位による指定研究等に係る事業でございます。

次ページをごらんいただければと思います。

交付金でございます。72万円の内訳といたしまして、指定研究については1校当たり30万円を2校、具体的には長山中、城ノ内中でございます。そのほか教職員の研修費として1校当たり2万円、中学校6校分、12万円を支出しております。

その下でございます。子どもが主役！魅力ある学校づくり推進事業でございます。こちらにつきましましては、平年ベースの決算となっております。

その下、みんなで考える特色ある学校づくり、こちらも平年とほぼ同様でございますが、北文間小学校の統合に伴いまして減額となっております。

次、オリンピック・パラリンピック教育推進事業、新規事業でございます。歳入でも申し上げましたとおり、オリンピック・パラリンピックムーブメント全国展開事業の一環としまして行われたものでございます。龍ヶ崎西小学校が指定となりまして、プロフリースライマーの野口啓代さんを講師にお招きしてボルダリングの体験等を行っております。

その下、教育センター費でございます。職員給与費（教育センター）1名分でございます。平年ベースでございます。教育センター管理費、こちらにつきましましては、前年比マイナス54%、約300万円の減となっております。減の主な理由でございます。平成28年度に工事を実施しております。空調設備の更新、それから、床改修工事を行いました。それがなくなったということで平年ベースの決算になったということでございます。

その下、教育センター活動費でございます。こちらにつきましても、教育相談員、学校教育相談員等に関する経費でございますが、これも平年ベースの決算となっております。

続きまして、194ページをごらんください。

さわやか相談員派遣事業でございます。こちらにつきましても、例年同様、小・中学校に、龍の子さわやか相談員を派遣する経費でございますが、平年ベースの決算でございます。

次、いじめ問題対策事業でございます。こちらにつきましましては、定例的な審議会開催の経費でございます。平年ベースでございます。

その下、スクールライフサポーター配置事業、歳入で説明しましたとおり、県のモデル事業でございます。不登校解消支援モデル事業、龍ヶ崎小学校が指定をされております。サポーターの謝金等となっております。

次、小学校費になってまいります。職員給与費（小学校）でございます。こちらは用務手の10名分計上しております。前年度と比較しますと、2名減となっております15%、1,300万円の減となっております。

続きまして、小学校管理費でございます。前年比で約20%の増、3,630万円ほどの増となっております。増の主な要因でございます。正規職員による用務手の減に伴いまして、用務嘱託員を増員しております。非常勤でプラスになっている。

それから、次ページ、196ページをごらんいただければと思います。

増えているところでございます。委託料、スクールバス運行とあります。こちらでは前年比129%、約1,340万円増です。こちらは北文間小学校の統合に伴いますスクールバスの運行を追加したことに伴う増ということでございます。

それから、委託料、おおむね経年ベースで推移していきまして、14の使用料でございます。14の使用料、賃借料、前年比68%、2,600万円以上増となっております。主な増の要因でございます。小学校にタブレット端末、電子黒板等を配置しておりますが、そのリース料でございます。従前、馴柴小学校、川原代小学校をモデルとして配置いたしましたので、平成29年の2学期は残りの9校にタブレット、電子黒板等配置しました。それに関するリース料等が非常に多くかかっております。

一つ飛びまして、公有財産購入費734万4,000円、これは皆増になります。城ノ内小学校の仮設校舎を購入したものでございます。リースを継続する場合、買い取りした場合を経済比較をしまして買い取りにしたというものでございます。

続きまして、198ページをごらんください。

小学校教育振興費でございます。前年比でマイナス5.7%、290万円ほど減となっております。こちらも減の主な要因でございますが、11の需用費の特に消耗品費が減となっております。ただし、これについては大きな増減があるわけではなくて、年度による若干の相違というような見方でございます。

それから、その下です。小学校読書活動推進事業でございます。こちらにつきましては学校図書館司書に関する経費でございますが、北文間小学校の統合に伴いまして、前年と比較しまして7.4%、80万円ほど減となっております。

その下、要保護・準要保護児童就学奨励費でございます。こちらにつきましては、11.9%、290万円ほど増となっております。主な増の要因でございますが、新入学準備金の前倒し支給が平成29年3月に行いましたので、その増加分が増えていると、ちなみに41人分、166万円ほどこの新入学の前倒し支給に該当いたします。

次の被災児童就学援助事業でございます。こちらにつきましては、歳入で申しあげました、東日本大震災の関連でございます。対象者4名でございます。

その下、学校施設整備費に入っております。

職員給与費（小学校施設整備）でございます。教育総務課の営繕担当職員2名分でございます。こちらは前年と比較しまして1人増えておりまして57.3%、510万ほど増となっております。

その下、小学校施設整備事業でございます。こちらは555%と1億4,800万円ほど増えております。増の要因でございます。まず、工事請負費で龍ヶ崎小学校の給水・消火栓設備改修工事、これは平成28年度からの繰越でしたが、これが竣工いたしました。

そして、次ページをごらんいただければと思います。

非常に工事多いわけですが、工事のほうの下の方で松葉小学校校舎屋上防水改修工事5,600万円、それから、城ノ内小の視聴覚室改修工事1,300万円などの比較的規模の大きな工事が平成29年度にあったもので、ここの費用が全体として大きく伸びているということです。

その下、都市再生機構小学校償還金でございます。いわゆる五省協定立替執行に係る返還金でございます。長山小、久保台小、八原小、城ノ内小の未返済分に係るものでございます。

次に、中学校費でございます。職員給与費（中学校）でございます。こちらにつきましては用務職員の給与でございます。4人分、前年比で1人減となっております。マイナス40.7%という状況です。

そして、中学校管理費でございます。前年比19%、1,870万円ほど増となっております。増の要因でございます。まず一つ目が、非常勤嘱託職員、用務嘱託員の増でございます。

それから、202ページをごらんいただければと思います。

202ページの使用料及び賃借料でございます。城ノ内中学校の仮設校舎の再リース等でございますが、新たに部活動に伴うバスの借上料がございます。従来ですと総務費で計上しておりましたが、これにつきましては、教育費で計上するように平成29年度から変わっております。部活動に伴うバスの借上料が皆増となっております。ちなみに、決算額は448万円ほどここに加わったということで、使用料、賃借料が増となっております。

その下、公有財産購入費でございます。これが皆増でございます。先ほど申し上げました城ノ内中学校の仮設校舎の購入経費でございます。リースを続けた場合と購入した場合の経済比較を行って、購入が有利であるということで購入をしたというようなものでございます。こういったもので全体として決算額が伸びております。

続きまして、教育振興費でございます。まず、中学校教育振興費でございます。こちらにつきましては、例年どおりの経費でございます。若干減というような状態でございます。

続きまして、204ページでございます。

中学校読書活動推進事業でございます。図書館司書配置に伴う費用でございます。こち

らについては平年ベースの決算となっております。

それから、要保護・準要保護生徒就学奨励費でございます。決算額としては、ほぼ同様でございますが、こちらでも入学準備金の支給をしております。新1年生59名分、279万円ほど算入されております。

それから、被災生徒就学援助事業でございます。東日本大震災の関連でございます。1名分の支出でございます。

次からは、学校施設整備費でございます。

職員給与費（中学校施設整備）でございます。こちらは教育総務課の営繕担当職員1名分の費用でございます。おおむね前年度と同額の決算となっております。

続きまして、中学校施設整備事業でございます。こちらにつきましては、前年比43.2%、3,440万円ほど増となっております。増の主な要因でございます。工事請負費、エレベーター設置工事、城西中、城ノ内中、それから、そのエレベーターの付帯で城西中とありますが、いずれも平成28年度繰越事業に伴うもので、29年度中に完成をしたということでございます。

続きまして、都市再生機構中学校償還金、こちらも小学校と同様、五省協定立替執行に係る償還金でございます。長山中、中根台中、城ノ内中の未返済に係るものでございます。

足立福祉部長

左側の大きなくくりで、教育費の中にあります4の1幼稚園費です。

まず、幼稚園就園奨励事業です。幼稚園就園奨励費として保護者の経済的な負担の軽減を目的に、所得状況に応じて保育料の一部を補助しております。昨年度の対象者は219人でした。

その下の幼稚園振興助成事業です。

次のページをお願いいたします。

主なものは補助金です。その中の私立幼稚園等幼児教育費につきましては、新制度に移行した幼稚園等の補助金と比較して、保育料が高額となった場合に、子ども1人当たり月額2,000円を上限として保護者に対し補助をいたしました。新制度に移行していない園が対象です。

私立保育園障がい児保育費は、障がい児保育を実施した六つの園に対し、障がい児1人当たり月額1万円の補助をいたしました。昨年度の対象者は22人でした。

認定こども園施設整備事業は、認定こども園ぶどうの木竜ヶ崎幼稚園です。その施設整備に対しまして整備費を補助いたしました。

松尾教育部長

ここからは社会教育になります。

職員給与費（社会教育総務）でございます。平成29年度、生涯学習課職員のものでございます。8人分、前年と比較しまして1人減っております。そういうことで全体ではマイナス3.8%、256万ほど減額となっております。

その下、生涯学習事務費でございます。こちらにつきましては、主に成人式運営に係る費用というふうに理解していただければと思います。交付金の成人式運営194万6,000円でございます。昨年度は、本年、平成30年1月7日に成人式を開催いたしました。対象者896名中、出席が674名、出席率が75.2%と非常に高い出席率となっております。

その下、生涯学習推進費でございます。前年度と比較しまして減額とはなっておりますが、事業内容としては通常の事業でございます。

その下、青少年育成事業、こちら青少年の健全育成、非行防止に関する事業でございますが、若干増で平年ベースの決算となっております。

続きまして、208ページをごらんいただければと思います。

子育て学習事業でございます。こちらにつきましては、家庭教育学級等の費用でございます。こちらも平年ベースの決算となっております。

その下、子どもの居場所づくり事業でございます。主に、龍ヶ岡公園たつのこやま管理棟を中心とした子どもの居場所づくりに関する経費でございます。こちらも若干増となっておりますが、平年ベースの決算でございます。

その下、サタースクール推進事業でございます。こちらは新規事業となります。土曜日の教育活動支援事業といたしまして、比較的規模の大きな八原小学校、馴柴小学校、城ノ内小学校で平成29年度から本格的に実施をしました。その関係で経費が予算化、新しい事業化目的として予算化したものでございます。

その下、アフタースクール推進事業でございます。こちらも予算としては新規事業の扱いでございます。ただいま申し上げましたサタデー実施3校を除く8校で放課後の学習支援等の事業を本格化したものでございます。

その下、文化財保護費でございます。前年度比で248%、970万円ほど増となっております。増の主な要因を申し上げます。まず、一つ目、賃金でございます。臨時職賃金、これが皆増です。120万円皆増となります。

そして、210ページをごらんいただければと思います。

210ページの委託料でございます。こちら880万円ほど増となっております。

一つ目です。歴史的建造物等図面作成、これは竹内農場赤レンガ西洋館の調査、それから、平面図、立面図等の作成に関する経費でございます。

一つ飛びまして、重要文化財複製とあります。こちらにつきましては、国の重要文化財であります金龍寺所蔵の絹本着色十六羅漢像の複製に着手しまして、平成29年度では4幅作製いたしました。その経費でございます。

それから、19負担金の中の補助金でございます。文化財保護事業でございます。100万円、これにつきましては市指定文化財の石造宝篋印塔の修復に関する補助金でございます。伝平国香のものと言われているもので、安楽寺のものでございます。

そして、交付金でございます。まちづくり協働事業の交付金でありまして、こちらにつきましては、映像アーカイブによるまちづくりと言われるもので、8ミリテープの古いものをDVDに記録をし直すというようなものでございます。

次の文化芸術普及事業でございます。こちらにつきましても、事業内容としては平年ベースであります。19負担金の交付金が新規でございます。文化芸術普及事業、こちらにつきましては、文化協会加盟団体の活動に対する交付金を新設いたしました。1団体、3万円の8団体で24万円支出いたしております。

大きな枠、一つ飛びまして図書館費でございます。図書館管理運営費でございます。全体では前年比で22.9%、2,440万円ほど増となっております。増の主な要因でございます。工事請負費、1階のトイレ改修工事1,340万円、それから、正面のはりの部分の外壁改修、それから、南側の駐車場整備工事と整備が集中した関係で、図書館費、大きく伸びております。

次ページ、212ページでございます。

歴史民俗資料館管理運営費でございます。前年と比較しまして57%、5,600万円ほど減となっております。減の要因でございます。平成28年度に歴民館の外壁、屋根の改修工事等大きな事業がありました。それが終わりましたので平年ベースに戻ったというふうな見方でございます。

続きまして、文化会館費でございます。文化会館管理運営費でございます。前年と比較しまして7.9%、1,170万円ほど減となっております。その理由でございます。平成29年度は工事請負費で駐車場の整備工事1,200万円ほどがございました、それから、公有財産購入費で土地、駐車場の用地として480万円の購入がありましたが、平成28年度に行いました大ホール空調設備更新工事と、それから、防犯カメラ設置などの大きな工事が終了しておりますので、全体としては縮小したというような内容でございます。

次に、保健体育費になってまいります。

石引健康づくり推進部長

職員給与費（保健体育総務）になります。こちらは旧スポーツ・国体推進課の9人分の人件費になります。

その下、社会体育事務費です。29年度は第2次スポーツ推進計画を策定したため、報酬や委託料が増額となっております。

一番下になります。体育振興活動費です。

次ページ、214ページをお願いします。

報償費は、国際大会や全国大会に出場する団体や個人への激励金が主なものです。需用費、委託料は、主に新たに開催した健幸ウオーキング大会に係る費用でございます。使用料及び賃借料では、スポーツ少年団の大会出場時のバスの借上料が担当課での執行処理となったことから、新たな支出となっております。備品購入費では、ニュースポーツの一つであるユニカール、これは手軽にカーリングができるように考案されたもので、専用カーペットの上でプラスチック製のストーンを滑らせるスポーツですが、その用具と学校体育施設開放に要するバレーボールの支柱、得点板を購入いたしました。負担金、補助及び交付金では体育協会関連の各団体への事業助成金が1事業、3万円から5万円に増額したことや中学校駅伝競走大会への交付金が増額となり、また、スポーツ指導者の育成や中学校への派遣事業も増えたことによるものでございます。

松尾教育部長

一つ飛びまして、国体開催費でございます。こちらにつきましては、第74回国民体育大会「いきいき茨城ゆめ国体」龍ヶ崎市実行委員会に対する交付金でございます。交付金の中身でございますけれども、昨年8月に国体リハーサル大会が開催されました福井市の視察、それから、昨年10月、愛媛国体が開催されまして松山市への視察などを行いました。さらに、機運醸成のための啓発用品、クリアファイルですとかトートバッグ、うちわ、ポケットティッシュ、ウエットティッシュ等の購入、それから、本番の国体会場のレイアウト図面作成、所要備品リスト等の作成に要した経費でございます。

石引健康づくり推進部長

続きまして、216ページをごらんください。

総合運動公園等管理運営費です。前年度比で約7,100万円、25.5%の増となっております。主な支出としまして、委託料では総合運動公園ほか13施設の指定管理料や、たつのこスタジアムのスコアボードシステムの保守費用、工事請負費ではアリーナの空調設備の更新、スタジアムのグラウンド改修、龍ヶ岡公園のテニスコート改修、サブアリーナのつり天井改修があり、備品購入費ではフィールドの写真判定装置、アリーナのトレーニングマシンの更新等でございます。

次のページをお願いいたします。

総合運動公園リニューアル事業です。平成28年度は、たつのこフィールドの照明工事やバックスタンドの建設工事があり、それと比べると、29年度は大幅にダウンしております。29年度の主な事業としまして、たつのこフィールドへの新たなトイレの建設、ボルダリングウォールの設置、アリーナの照明のLED化工事等です。

松尾教育部長

次に、学校給食費になります。職員給与費（学校給食センター）でございます。学校給食センター6人分の給与費でございます。前年度比較にしまして1人増となっております。7.8%、340万円ほど増えております。

その下、学校給食運営費でございます。前年と比較しまして5.8%マイナス、3,140万円

ほどマイナスとなっております。マイナスの主な理由でございます。給食センターにおきましては、平成28年度の特殊要因としまして、第一調理場の排水処理施設改修工事2,500万円ほどがありました。これがなくなったということ。それから、経常経費におきましては、需用費が前年度と比較しまして540万円ほど減となっておりますが、特に児童・生徒の減少に伴いまして賄材料費等が減っているというような状態でございます。そういったことで全体として減となっているというようなことでございます。

以上、簡単ではございますが、一般会計の説明でございます。

坂本委員長

ありがとうございました。

それでは、これより質疑を行います。

質疑に当たっては一問一答をお願いいたします。

また、質疑及び答弁におかれましては挙手をされるようお願いいたします。

それでは、質疑ありませんか。

椎塚委員。

椎塚委員

ご説明ありがとうございました。

何点かちょっとご質問させていただきます。

評価点検ブックのほうからちょっと質問させていただきます。

すみません。まず、5ページの義務教育の充実という部分で、少人数指導の充実ということで報告が書いてあるんですけども、成果・課題等の中で今後も引き続き少人数学習事業を充実させるとともに、指導方法及び学習形態、工夫等について検討し、改善を図りますということを書いてあるんですけども、この辺、具体的に今、現状と、運営をもう少し具体的な課題等を教えていただければと思います。

坂本委員長

小林指導課長。

小林指導課長

お答えいたします。

少人数教育ということで、学習指導の非常勤講師の活用法なんですけれども、主に算数の授業の中で担任の先生とのチームティーチングを主に行っております。そこに課題のところでは書かせていただいたのは、チームティーチングだけではなくて、少人数指導、例えばクラスの中でクラスが30人いるとしたら、その30人を分けて少人数にして指導していく方法、あるいはそれぞれの算数の習熟度に応じて指導していくというような方法を今後検討していきたいと、学習形態の工夫等もあわせて検討していきたいということで課題として挙げさせていただいております。

以上です。

坂本委員長

椎塚委員。

椎塚委員

ありがとうございます。

そうしますと、配置人数とすると、適正なのか、それとも少ないのか、その辺をちょっとお伺いしたいんですけども。

坂本委員長
小林指導課長。

小林指導課長

配置人数につきましては、主に小学校のほうに、主というか小学校のほうに配置させていただいております。中学校のほうにつきましては、県費のほうの加配教員のほうが主に配置されておりますので、現在は必要と、それぞれの学校の規模等を考えながら一応このような人数で配置させていただいております。

以上でございます。

坂本委員長
椎塚委員。

椎塚委員

今のご回答だと、今、足りているという認識でよろしいわけですか。

坂本委員長
小林課長。

小林指導課長

現在、足りているという認識というお話があったんですが、できるだけたくさんいただきたいところはあるんですが、なかなかそうもいかない事情がありまして、現在17名で何とかやりくりをしているというような状態でございます。

坂本委員長
椎塚委員。

椎塚委員

わかりました。その程度にしておきましょう。

次、7ページ目ですね。サマースクールの充実ということで、これ実施状況を見ていると、学校の規模ももちろん関係あるんでしょうけれども、日数が一番短いところで5日間、一番長いところで、これは中学校も一緒なんであれなんですが、小学校の10日間ってありましたよね。倍近くちょっと違うものと、あと対象学年が、もちろん学校のいろいろな事情があるとは思いますが、一番少ないところで、川原代小で4年生から6年生、あと全学年が比較的多いような状況なんですが、この辺はどのような、学校の判断なのかもしれませんけれども、どういう理由でこのような割り振りになっているんでしょうかね。

坂本委員長
小林課長。

小林指導課長

このサマースクールについてなんですが、実は県の事業のほうで学びの広場というのがございまして、県の事業では夏休み中に5日間、4年生と5年生を対象にという条件でおりてきております。それを受けまして、各学校でそれぞれの学校の実情に合わせて、学校によっては全学年行っているところもございまして。学びの広場サポーターという講師たちを雇いまして、そして行っているんですが、多くは担任の先生、あるいは学校の職員がその講師として行っているような学校がほとんどでございます。学校のそれぞれの実情に合

わせてということなんで、日にちのほうはそれぞれまちまちとなっております。
以上でございます。

坂本委員長
椎塚委員。

椎塚委員

わかりました。

そうすると、先生のOBなんかも含めて、もちろんいらっしゃるんでしょうけれども、多くは先生方が実際にはやられているということなんで、サポーターというのも学校ごとに募集するような形になっているんですか、それとも指導課でまとめている形なんですか。

坂本委員長
小林課長。

小林指導課長

サポーターについては、それぞれの学校のほうで集めていただいているようなところがあります。ただ、学校で集め切れない場合には、指導課のほうにもご相談いただいて一緒にお探しするというので、主に大学生とか、あと市費のほうの学習充実の非常勤講師の先生にお願いしたりとか、そのような形で探しております。

以上でございます。

坂本委員長
椎塚委員。

椎塚委員

これでも、日数的な違いというのは、それほど影響というのは出てこないものなんでしょうかね。1年、2年ではもちろん出てこないとは思いますが、この状況はやはりあれですか、継続していくような考えでいらっしゃるんですか。

坂本委員長
小林課長。

小林指導課長

これ実は、中身を見ていただくとお気づきになると思うんですが、表記の仕方の中で、例えば城ノ内小学校で理科や統計の指導をこの中に含めているんですね。ですが、例えばその上の久保台小学校では、その理科、統計の指導が入っていないんですが、学校ではこれは実際行っているんですね。これをサマースクールの中に学校として入れているか、入っていないかの違いなので、中身的にはそんな大きな違いはないということで考えております。

坂本委員長
椎塚委員。

椎塚委員

わかりました。ありがとうございます。

それでは、ちょっと飛びまして42ページなんですけど、奨学金制度の効果的運用ということで、高校生に支給するという形なんですけど、基本的にこれはどういう基準なんですか、

要保護家庭が中心なんではないかな。

坂本委員長

飯田教育総務課長。

飯田教育総務課長

これは奨学金規則に基づいて支給しているんですが、支給要件につきまして、奨学金を受ける奨学生の要件として三つほど、経済的に就学が困難であるという方、あとは学業優秀、品行方正である方、あとは国・県その他の奨学金を受けていない方というのが、受ける奨学生の要件で、あとは申請者がこれは保護者でもいいんですけども、申請者の要件として含まれる市税等の滞納がないことというのがございます。あとは支援を受ける方が市内に居住しているというような要件がございます。

坂本委員長

椎塚委員。

椎塚委員

下の成果・課題の中で、新たな財源の確保や制度そのものの見直しが必要であるというふうな書かれ方をしているんですが、課題等もしあればちょっと教えていただければと思います。

坂本委員長

飯田課長。

飯田教育総務課長

現在、基金から繰り入れしてやっております。それで、毎年10名を、10人枠というか、枠の予算を繰り入れしております。3年間通いますので最大30名分の基金を繰り入れるのですが、ここにありますように基金が約8,000万円程度になっていますので、将来的に持続性、あと今年度この奨学金制度の拡充を検討しておりますので、それも含めまして、これを課題として出しております。

坂本委員長

椎塚委員。

椎塚委員

わかりました。

確かに対象者とすれば、まだもう少し多いのかなというふうな感じもしていますので、ぜひそのまま引き続き検討していただければと思います。

ごめんなさい、予算書の194ページ、スクールライフサポーター配置事業についてなんですけれども、龍ヶ崎小学校で県の事業ということでもご説明あったんですけども、この今現時点で不登校児の対応ということですので、時間がかかることだと思いますけれども、今現時点で状況をちょっと教えていただければと思います。

坂本委員長

松谷教育センター長。

松谷教育センター所長

お答えいたします。

現在というか、平成30年の今現在でよろしいですか。はい、わかりました。お答えいたします。

現在、龍ヶ崎小学校が対象というふうになっておりますが、現在、不登校児童が5名と
いうことであります。それに対しまして、スクールライフサポーターは家庭訪問を計画し
ていたり、または学校に全日欠席ではないので、来たときには別室で、または教室に付き
添って支援をしたりしております。また、不登校を起こしそうな子どもに対しても学習等
の支援、生活の相談等に乗って今、対応しております。

坂本委員長
椎塚委員。

椎塚委員

ごめんなさい、私の理解の仕方が違ったのかもわかりません。

スクールライフサポーターというのは、そうすると、不登校の子どもに対してケアする
わけではなくて、その未然に防ぐという部分も含まれているという意味でよろしいんです
ね。

坂本委員長
松谷教育センター長。

松谷教育センター所長

お答えいたします。

そうでございます。不登校の児童及びそれを未然に防ぐということも含まれております。
よろしく願いいたします。

坂本委員長
椎塚委員。

椎塚委員

わかりました。ありがとうございます。じゃ、その件はわかりました。

ごめんなさい、戻りまして、評価点検報告書の30ページなんですけれども、これも関連
してなんです、教育支援の充実ということで、一人ひとりの心に寄り添うという意味で、
ちょっと数字的なこととお伺いしたいんですが、これはいじめの相談件数なんですけれど
も、相談件数と、この辺は数字的に、もし、わかればでいいんですけれども、前年と比べ
て増減というのはどんな感じなんでしょうか、いじめに限ってです。

坂本委員長
松谷教育センター長。

松谷教育センター所長

お答えいたします。

前年に比べて増加はしております。それはなぜかといいますと、平成25年のいじめ防止
対策推進法におきまして、いじめられたと、もう本人がいじめと思えば認知をすると、数
えるという今、国からの指導で広がっておりますので、子どもがそれをいじめと思えば、
いじめとして対応するという、それは早期発見・早期対応ということをやるといことで
数は増えております。

坂本委員長

椎塚委員。

椎塚委員

わかりました。

もちろん、ここに書いてあるように龍の子支援システムみたいな形で細かくやっていけば、もちろん増えていくのは当然だと思いますので、その辺はきめ細かくやっていただければいいと思います。

さらに、これは質問ではないんですけれども、例えば大津市で、さらにもう少しハードルを下げる意味で、LINEを使った相談システムというのが今、始まった、ご承知かと思いますが、ちょっとそういうのも研究していただけると、さらにハードルが下がって、細かなケアができるのかなというふうに思いますので、その辺もちょっと研究していただければと思います。

質問は以上です。

坂本委員長

休憩いたします。

午後1時、再開の予定です。

【休 憩】

坂本委員長

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

まずは、足立福祉部長より発言の訂正の申し出がありましたので、これを許可いたします。

足立福祉部長。

足立福祉部長

申しわけありません。午前中、私の決算の説明で誤りがありましたので、訂正願います。決算書の98ページです。

決算書の98ページの下から2番目、民生委員等関係経費です。説明の際に、民生委員推薦会の報酬として報酬を支払ったというような説明をいたしました。民生委員推薦会、昨年度開催いたしませんでした。申しわけありませんでした。訂正して、おわび申し上げます。

坂本委員長

それでは、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

福島委員。

福島委員

1点だけお聞きしたいと思います。

決算書の100ページ、真ん中辺の生活困窮者自立支援事業の委託料、学習支援事業についてなんですけれども、これはいわゆる無料塾、貧困家庭の子どもたちが集まってきて、そこで勉強したり、それを教えるボランティアの方が集まってきて指導したりということが行われていると思うんですけれども、これに対する支援ということだと思うんですけれども、このいわゆる無料塾の現状と今、抱えている課題とございますか、その辺があれば教えていただきたいと思っています。

坂本委員長

湯原生活支援課長。

湯原生活支援課長

無料塾、学習支援事業につきましては、生活困窮者自立支援法に基づく事業の一つとして、現在、市内のNPO法人NGO未来の子どもネットワークと生活困窮世帯の子どもの学習支援事業業務委託ということで委託契約を締結し、実施したものでございます。

事業内容につきましては、生活保護世帯や生活困窮世帯などの小学4年生から中学生3年生の子どもたちを対象としまして、原則月曜日と水曜日の週2回、今、夕方6時から夜の9時の間の希望する時間帯において無料の学習支援を行うとともに、また、帰りが困難な場合には無料送迎とかも行っております。

また、学習支援のみではなく、子どもたちの生活上の悩みの相談や保護者も交えた進学相談等も行っております、学習習慣の確立や学習意欲の向上につながっております。

昨年度の利用状況についてですけれども、利用登録人数は34名、延べ利用人数は917名、1日当たりの平均が約9名の利用となっております。

一方、無料塾で今お話ししたような将来の自立に向けた子どもの学習支援のほか、基礎的な生活スキルを身につけるための生活支援とかも積極的に展開しております、高等学校への進学率以外にも、子ども自身の自己肯定感の向上とか、そういった面が着実に効果があらわれていると思われまます。

昨年度、無料塾を利用していた中学校の卒業生、29年度、9人ですけれども、全員高校のほうに合格しております。

課題の一つなんですけれども、低所得の子どもたち、学習支援を行って高校進学させても、これまではどうしても中退してしまうなどの生徒がおります。ただ、無料塾のほうではその部分で学習支援のみでなくアフターフォローで定着支援を行っております、高校の授業についていけない者であるとか、悩み、不安を持っている子の支援、相談とか、また保護者も交えた進学相談とかも行っております、学習意欲の向上のほうにつながっていると考えています。

課題の一つとしては、そういった部分で支援のほうを行って、無料塾のほうでは行っているんですけれども、ボランティアの状況なんですけれども、ボランティアの登録人数、今、29年度末の状況で34人の登録があります。おおむね塾開催のときには半分程度は来ているんですけれども、年間の平均値で出しますと、ボランティアが平均しますと10人から11名になります、1回当たりの。利用者のほうは平均しますと9名から10名ということになりまして、ちょっと日にもよりますけれども、完全に充足、足りているかといえ、そうとも言えないような状況もあります。原則マンツーマンでの指導のほうを心がけておりますので、1対1の予定はしておりますが、日によってはスタッフのほうをサポートに入ったり、複数で指導に当たったりとか、そういった状況も出てきているようです。

また、もう一つの課題としましては、今現在、利用者のほうはかなり増えていまして、部屋、場所ですね、場所が今現在行っている場所では若干手狭になってきているので、そういった部分も課題の一つとして考えております。

以上です。

坂本委員長

福島委員。

福島委員

ありがとうございます。

9名から10名程度で、教える方も同程度いらっしゃるということですのでけれども、ちょっと私が伝え聞いたところによると、週2回の開催ということで、やはりもうちょっと指導

してくれるボランティアの方が増えれば回数を増やすことにもつながるし、まだ利用したいけれども、なかなかあそこに行けないんだという子どもたちもいると、それから、最後にあった場所の問題ですね、スペース的な問題で受け入れがこれから難しくなってくるということがあるというふうに聞いていますので、ぜひ改善をしていけるところはしていただきたいと思いますと思うんですけども。それと、勉強の指導に当たっている方からもちょっと声を聞いたことがあるんですけども、家庭環境はそれぞれ差があるけれども、なかなか家で勉強をする、宿題をするということすらやりにくい環境の子たちがいると。そういう子たちがここへ来て、無料塾へ来て勉強していると、やはりすごく生き生きとして意欲的に向上心持って勉強に取り組んでいる子たちが多いというようなことも、その無料塾に行くのを楽しみにして行くというような子たちも多数いるというふうにも聞いていますので、その課題、今、挙げていただいた課題、クリアできるところは前向きにお願いしたいなと思いますし、それとあわせて、教育委員会としてこの辺の現状の捉え方と、小・中学生の教育の場として活用しているということですから、何かあわせて貧困問題とは言いながらも、教育の問題として何か取り組めることが、支援できることがないのかなと思いますけれども、まずその現状、こういった現状というのは把握されてきたんでしょうか。

坂本委員長

福島委員、今回決算のことですので、決算の内容、その事業の内容についてということをお願いしたいと思います。

福島委員

失礼いたしました。じゃ、そこまでということで、湯原課長所管ということなので、今後もぜひ積極的に取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

坂本委員長

質疑、答弁ともに簡潔明瞭にお願いしたいと思います。

それでは、質疑ありませんか。

深沢委員。

深沢委員

よろしく願いいたします。

まず、50ページです。決算書50ページ、01021100男女共同参画推進費のところですか。

そこでお伺いしたいのが、次のページのところに委託料、男女共同参画推進計画策定となっております。その主なものを教えていただきたいと思います。

坂本委員長

服部こども課長。

服部こども家庭課長

この計画についてなんですが、現行の計画が平成30年度で期間満了になりますことから、現在、龍ヶ崎市男女共同参画推進委員会におきましてご意見をいただきながら、次期計画案の策定を進めているところであります。

策定に向けまして、昨年度、市民3,000人を対象としまして市民意識調査を行っております。この調査から見えてきた課題等を踏まえまして、男女共同参画の意識啓発の強化、あるいは人権の尊重、多様な働き方の実現に向けた環境づくりなどの基本的目標の実現に向けた施策を検討しているところであります。

坂本委員長
深沢委員。

深沢委員
ありがとうございます。
今回当市として、一番重点を置きたいと考えていらっしゃるかどうかということでしょう。

坂本委員長
服部課長。

服部こども家庭課長
現行の計画につきましては、平成21年度に策定いたしましたが、この間に国におきまして配偶者暴力防止法、DV防止法ですね、の改正や女性活躍推進法の公布など、大きな変革があったところでございます。
今回の改正に当たりましては、男女共同参画社会基本法に基づく市町村計画ということだけではなく、配偶者暴力防止法、あるいは女性活躍推進法に基づく市町村計画として一体的に策定していく考えでおります。

坂本委員長
深沢委員。

深沢委員
ありがとうございます。
今、課長もおっしゃっていたように、多様な働き方、今、働き方改革等々出てきておりますが、そういうことも盛り込んだ上での内容という意味で、特にこれだけはというようなことがありましたら教えてください。

坂本委員長
服部課長。

服部こども家庭課長
今、委員からお話のありましたとおり、国におきまして現在その働き方改革等々が進められているところでございます。働き方改革を進めていくためには、長時間労働の解消とか正規社員の格差の解消とか、高齢者の就労促進などが課題になっているところでございます。
当市といたしましても、男女共同参画社会の実現に向けまして、ワークライフバランスの推進も重要な項目の一つであるというふうに考えておりますので、次期計画におきましても盛り込んでいきたいと、このように考えております。

坂本委員長
深沢委員。

深沢委員
ありがとうございます。
男女共同参画という言葉だけが前に出てきて、なかなか中身が伴っていないというような実情があることは、課長よくご存じであろうと思います。ぜひ実を伴ったような内容にしていいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

次にいきます。次は、102ページ、障がい者地域生活支援事業、106ページのほうの負担金のところの地域身体障がい者スポーツ大会、牛久や稲敷や、いろいろなところの地域の方と一緒にやってきまして、私も毎回、応援に行かせてもらっているんですけども、皆様が喜んで参加をされています。今年も龍ヶ崎で開催ということだったんですけども、それまでのいろいろなかげでのご苦労や準備等あったと思うんですけども、その辺ちょっとお聞きできればと思います。

坂本委員長

下沼社会福祉課長。

下沼社会福祉課長

このスポーツ大会、こちらにつきましては、昨年度、美浦村の主催だったんですが、当市のたつこのアリーナを会場として大会が実施されました。昨年度の大会に顔を出してみても感じた部分なんかを参考にして、今年はいろいろ計画してやったところなんですが、昨年この大会は8市町村参加しております。昨年度は当市が10人と、残念ながら一番少ない参加者数となっていました。これは何とかしないといけないなということで、これまでは身体障がい者福祉協会、そちらを窓口としての募集をかけていたんですが、いろいろな福祉団体、市内には例えば、たつこのピクシースイミングクラブ、日本オストミー協会茨城県南支部、龍ヶ崎市聴覚障がい者協会、同じく視覚障がい者協会、パーキンソン友の会茨城県支部等、各種団体があります。そちらに参加の呼びかけを行いました。その結果、今年は10人を大きく上回る30名の参加者が集まりまして、盛り上がった大会となっていた状況です。

また、この大会、昨年度と違うところなんですが、昼食の休憩時間、そちらを有効活用、昨年度の大会を見て思いまして、スポーツ吹き矢、それとボッチャの体験コーナーを企画してみました。そのお昼休みの時間、たくさんの方に体験していただきまして、好評を博した休憩時間となっております。

また、障がい者就労促進、そちらにもつながるであろうと考え、参加者の景品として事業所の作品、そちらを採用するとともに、当日は事業所にも出店していただいた。その工夫を今までの経験を踏まえて生かしてきたという状況でございます。

以上です。

坂本委員長

深沢委員。

深沢委員

ありがとうございます。

私、本当にそちらこちらの会場に何回も何回も足を運んでいるので、いろいろ見てきているんです。いろいろ見てきて、龍ヶ崎はずっと出席が少なく寂しい思いしているんじゃないかなんてことも言わせていただいたときも何回かあったと思うんですけども、本当によかったです。すばらしいです。昨年のいろいろな計画が今回実を結んだんじゃないかと思います。すばらしい大会だったと思います。今回参加された方たちが「今回は違う」って、そう、みんな声を出して言うておりましたので、また、来年もあると思いますので、またよろしくお願ひしたいと思います。

次にいきます。同じところの災害時視聴覚障がい者支援リーダー養成研修、この内容を教えてください。

坂本委員長

下沼課長。

下沼社会福祉課長

この研修につきましては、昨年度、災害時の要配慮者支援人材育成事業として三つの講座がありました。その中の一つが、災害時視聴覚障がい者支援リーダー養成講座でした。内容につきましては、災害時における要配慮者支援のための人材の育成、平時の防災活動や支援体制づくり、減災活動推進などを目的として、過去の災害時支援活動を事例とした講演とワークショップによる防災・減災講座などが行われたものです。

以上です。

坂本委員長

深沢委員。

深沢委員

何人ぐらい参加されたんですか。

坂本委員長

下沼課長。

下沼社会福祉課長

この研修は定員80名でございました。自治体や社協職員、企業などから23名が参加しておりました。

なお、当市からは保健師1名が参加しております。

以上です。

坂本委員長

深沢委員。

深沢委員

保健師1名でしたか。ちょっと寂しい感じがして、また、大事なことですので、これからもそういうところに参加していただきたいと思ひますし、その視聴覚障がい者支援リーダーをつくらせていただいて、研修に出ていただいて、そのままではもったいないと思ひますので、災害時だけでなく、日常からそういうものに触れ合っていたいただきたいと思ひますので、その辺もよろしくお願ひいたします。

次にいきます。116ページです。事業実績データ集の12ページです。

家庭児童相談事業のところですか。そこの養護の表がありますよね、家庭児童相談室における相談件数、養護のところなんですけれども、その養護の実態と対応をお聞きできればと思ひます。

坂本委員長

服部こども家庭課長。

服部こども家庭課長

平成29年度家庭児童相談室に寄せられた相談件数につきましては163件という状況でありました。そのうち養護相談につきましては81件となっております。昨年度よりは増えている状況となっております。

主な相談内容を申し上げますと、母親が鬱病などの病気になり精神的に不安定な状態で育児が難しくなったケース、あるいは母親が18歳未満で出産するなどの特定妊婦のケース、育児ノイローゼのケースなどの様々なケースがあるところであります。いずれのケースに

つきましても、家庭児童相談員が相談者に寄り添いながらアドバイスをを行い、必要に応じてショートステイや保育所等の入所につなげて、精神的な負担軽減に努めているところでもあります。

なお、養護相談のケースの特徴としまして、複数年にわたって相談が継続していくと、このようなことも一つの特徴になっているところでございます。

坂本委員長
深沢委員。

深沢委員

ありがとうございます。

とても大事な事業じゃないかと思えますし、そののところから隣の児童虐待相談にもいってしまう場合も、そのタイミングの一つによって、いってしまう場合もありますので、その点よろしくお願ひしたいと思えます。

その隣の児童虐待相談なんですけれども、全国でも今、最悪な13万3,778人、速報値ですけれども、全国ではそんなふうにはニュースが出ておりますが、この児童虐待の実態と対応をちょっとお聞きします。

坂本委員長
服部課長。

服部こども家庭課長

平成29年度の児童虐待の相談件数は59件という状況でありまして、28年度と比較しますと、28年度が70件というような状況でございました。若干減少したのかなというようなところでございます。

児童虐待に関しましては、さらに分類が細分化されておりまして、59件のうち身体的虐待が12件、育児放棄が14件、心理的虐待が33件というような状況になっております。

児童虐待に関するケースにつきましては、対応の緊急性が伴うことから、虐待の通報は警察署や児童相談所に寄せられることも多く、その後、家庭児童相談室に連絡がありまして、関係機関と連携を図りながら対応しているところでございます。

また、当市に直接連絡があった場合なんですけど、速やかに家庭訪問等を行いまして、児童の安否確認を行っております。ケースによりましては児童養護施設等への一時保護、あるいは施設入所などの対応をとっているところでございます。

坂本委員長
深沢委員。

深沢委員

ありがとうございます。

即対応ということが大事なんじゃないかなと思えますし、さっき言いました養護の時点で対応をきちんとしていただいでいて、少し減ってきたのかなというふうには、そんなふうには私は受けとめてはいるんですけども、減ったことがとてもうれしいです。

龍ヶ崎市にはいないと思うんですけども、行方不明という人が全国でいますよね。龍ヶ崎市はどうですか。

坂本委員長
服部課長。

服部こども家庭課長

多分うちの自治体だけじゃなくて、今ちょうど全国的に身元不明の方の調査をやっているところなんです。今現在うちのほうでも調査をしているところなんですけど、本年度につきましては、まだ数字がちょっと出ていないところなんですけれども、昨年度は数名の方の身元が確認できないというようなこともございました。それで、情報をつかんで、結果的には他市町村のほうに行っていたんですけども、家庭訪問を行って身元の安否確認がとれたというようなケースもございます。

坂本委員長
深沢委員。

深沢委員

ありがとうございます。

産後鬱からいってしまう場合もとても多くて、それで養護に行って、それから、来てはならないけれども、児童虐待のほうにという流れができる場合もありますので、保健センターなんかと連携とりながら、この産後鬱のほうも見ていただきながら、養護の時点で何とか対応していただいて、児童虐待というのをなくすようによろしくお願ひしたいと思ひます。

次にいきます。成果報告書です。

成果報告書の152ページ、災害時要支援者全体の数が4,271人、活動実績及び成果のところなんです。4,271人、そのうち作成希望者1,447人、作成希望者の割合が33.9%と載っております。希望者以外の方はどのように対応しているのでしょうか。

坂本委員長
中嶋介護福祉課長。

中嶋介護福祉課長

災害時避難行動要支援者避難支援プランの最初に、全体の対象者の数の内訳についてご説明させていただきます。

まず、ひとり暮らし高齢者が2,301名いらっしゃいます。そして、要介護3以上の方が1,400名いらっしゃいます。高齢部分で合わせますと3,305名、全体の割合で申し上げますと77.4%の状況でございます。

そして一方では、障がい者を対象としておりまして、そちらが966名、割合で申し上げますと22.6%の状況でございます。

希望する方が少ないという理由かとは思いますが、まず、希望されない方は、高齢部分で申し上げますと、65歳に到達したばかりで、まだまだ元気だというのが一つの理由となります。そして、先ほど申し上げましたが、高齢者については要介護3以上の方を対象としております。こちらの方は家族同居のケースが多いです。

そして、また一方では、障がい部分は自分の病状を知られたくない。そして、要介護3の方と同じように、家族同居の方が多いというような現状がございます。特に障がいの方で申し上げますと、希望されていない方は53.5%というような状況となります。

しかしながら、登録を希望されていない方であっても対象者の生命または身体を災害から保護するために必要なおきましては、災害対策基本法の規定によりまして、本人の同意なくとも避難支援等関係者、関係者というのは消防、警察、民生委員、社協、自主防災組織というんですが、そちらに対しまして名簿を提供できることとなっております。

したがいまして、これらの方々に対しましても、最終的には既に避難所に避難されているの方々など、地域の皆様のご協力によりまして安否確認を行うこととなります。

そして、避難行動要支援者への災害時対応は迅速さが求められますので、登録を希望さ

れていない方々に対しましても引き続き粘り強く継続して登録の勧奨を行っていきたいと考えております。

以上です。

坂本委員長
深沢委員。

深沢委員

ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それで、希望された方との地域との連携というのはどんなふうにとっているんでしょう。

坂本委員長
中嶋課長。

中嶋介護福祉課長

避難支援プランへの登録希望があった際には、その方がお住まいの住民自治組織、今年度からは自主防災組織のほうに変わるといふふうには伺っているんですが、支援者の選定をお願いしております。その選定に当たりましては、班長等の役員に割り当てている事例や向こう三軒両隣に声をかけて選定していただいている事例など、いろいろな選定方法が行われております。

この際、希望した人と地域との連携が図られていますが、それぞれの地域での取り組みの進め方などによっては、その度合いに温度差があるのが現状ではあります。また、年に一度、避難行動要支援者、支援者に個別計画を郵送する際、双方に対して日頃からの良好な関係性を維持していただくよう繰り返しお願ひをしているところでございます。

以上です。

坂本委員長
深沢委員。

深沢委員

ありがとうございます。

課長おっしゃるように、名簿としては来ていると思うんです。それで、どなたかをというので、どなたかがついている場合もあると思うんですよね。でも、お互いに知らない。いざというときに、じゃ、逃げまじょうと言っても、知らない人とは一緒に逃げないと思うんですよ。ですので、やはりふだんからのつき合いができなければ名簿だけになってしまって、実際に役立たないものになってしまいますので、その連携がきちりと、この人とこの人と一緒に組んでいるんだということを、いざというときに、この人と逃げることだということが連携がとれるように、また力添えをしていただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

次にいきます。成果報告書、65ページです。

65ページの活動実績及び成果のところ、中学校における職場体験学習というのが載っておりました。その職場体験学習を見せていただくと、愛宕中学校は25カ所、城ノ内中学校は60カ所、この違いというのはどういうことなんでしょうか。

坂本委員長
小林指導課長。

小林指導課長

お答えいたします。

職場体験学習ですが、何名かでいろいろな事業所のほうに、できるだけ少ない数で体験させてあげるのが学校のほうで意図しているところだと思うんですが、この事業所の数の違いは、単純に生徒数ですね、中学校2年生で行うのが通常なんですが、生徒数の違いによるものでございます。

坂本委員長
深沢委員。

深沢委員

わかりました。

ただ、生徒の違いであれば気にすることもないんですけども、いろいろな職場を見るということで、職場の行き先というのが、いつも、いつも同じ場所というのではなくて、新たなところ、また、新たな職のところに携われるような、そういう取り組みをぜひしていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

次です。72ページです。

不登校の1,379回、相談回数、人数的にも学年別では人数がどれぐらいになっているのでしょうか。

坂本委員長
松谷教育センター所長。

松谷教育センター所長

お答えいたします。

ちょっとまず、訂正をさせていただきたいのですが、ここに1,379人と記したのですが、教育委員会の点検評価のほうで、こちらがちょっと正しい数字になっておりまして、実は2,604人ということで、申しわけございません。これはまた、後ほど適切に処理させていただきますので、訂正をさせていただきます。申しわけございません。

今のご質問で、この2,604人なんですけれども、学年別という統計だと、件数はとっておりませんで、延べ人数で全部とっているのです、そういうことになっております。申しわけございません。

坂本委員長
深沢委員。

深沢委員

じゃ、実人数はわからないですかね。

坂本委員長
松谷センター長。

松谷教育センター所長

お答えいたします。

実人数については、もう一回調査しまして、精査いたしまして、お答えさせていただきたいと思います。申しわけございません。

坂本委員長
深沢委員。

深沢委員

わかりました。

そのところの特別支援の241回，特別支援ではどのような内容なのか，話せる程度で教えていただければと思います。

坂本委員長

松谷センター長。

松谷教育センター所長

お答えいたします。

この特別支援につきましては，まず一つが，WISC，要するに心理検査を受けている回数，さらにその検査の結果が出てからのその後の相談，どのように接したらいいか，支援したらいいかという相談というのをやります。

あと，もう一つは，例えば通常学級から特別支援学級に移りたい，移るべきかどうかというところのご相談ということで，そういう数になっております。

坂本委員長

深沢委員。

深沢委員

ありがとうございます。

そのところのその他60回，これはどんなものでしょうか。

坂本委員長

松谷センター長。

松谷教育センター所長

お答えいたします。

このその他というのは，ここの内容，不登校，不適應，対人，いじめではなく，例えば家庭の問題，養育の問題，時に夫婦の問題とか，そういうものも現在はセンターで，子どもで申し込みは来るのですけれども，実際に来て話をするとう家庭の問題，養育の問題，また夫婦の問題というのもあります。それと，センターの「夢ひろば」から卒業した子どもたちが，引き続き相談に来るケースもございますので，そういう方がその他ということがございます。よろしく願いいたします。

坂本委員長

深沢委員。

深沢委員

ありがとうございます。

センター長，本当に多岐多様で大変だと思いますけれども，よろしく願いいたします。また，今年のセンターに通われた子たちは，もう進路は決まりましたか。

坂本委員長

松谷センター長。

松谷教育センター所長

お答えいたします。

平成29年度卒業生、3年生ですが、全員高等学校、全日もあります。全日、そして夜間ということで全員決まっております。

坂本委員長
深沢委員。

深沢委員

ありがとうございます。

本当に苦勞することではあると思うんですけども、子どもたちが一番ですので、そのご苦勞、本当にありがたいと思います。これからもよろしく願いいたします。

次にいきます。決算書の190ページです。

190ページの01101700就学前教育推進事業、先ほどの部長のほうからのお話で、幼・保・小の連携でやるというようなお話聞きましたが、ちょっと詳しく教えていただければと思います。

坂本委員長
小林指導課長。

小林指導課長

お答えいたします。

幼・保・小の交流ということで、特に小学生と保育園児の交流活動、あるいは小学校の授業を幼稚園児が参観をしたりとか、そういうような活動をしている学校もございます。また、第1学年の生活科の中で幼稚園生を招いて、一緒に活動するなんていうことをやっている学校もございます。そういうところに使わせていただいております。

坂本委員長
深沢委員。

深沢委員

ありがとうございます。

幼稚園や保育園から小学校に上がるには、不安を持ちながらということが多いと思いますので、これからもよろしく願いいたします。

最後です。194ページ、教育センター活動費のところです。

カウンセラー養成講習会、この現状をお聞かせください。

坂本委員長
松谷センター長。

松谷教育センター所長

お答えいたします。

このカウンセラー養成講習会、カウンセラー協会が行っている初級、中級、上級とあるんですが、そちらのほうへの勉強の参加、それと各団体が行われる、いじめ関係に関すること、特別支援に関すること、そういう研修会も含めて現在、参加しております。よろしく願いいたします。

坂本委員長
深沢委員。

深沢委員

ありがとうございます。

このカウンセラー養成講座の初級，中級，上級の方が，龍の子さわやか相談員に行っているんですよね，希望者が。

坂本委員長

松谷教育センター長。

松谷教育センター所長

お答えいたします。

こちらは本所のセンターにいる相談員及び指導主事でございます。よろしくお願いたします。

坂本委員長

深沢委員。

深沢委員

わかりました。

以上です。ありがとうございました。

坂本委員長

それでは，ほかにありませんか。

岡部委員。

岡部委員

お願いします。

そうしましたら，決算書の102ページの01031300ふれあいゾーン管理運営費について，ふるさとふれあい公園管理運営を委託しているというところですが，この管理の内容についてもう少し詳しくお願いします。

坂本委員長

下沼課長。

下沼社会福祉課長

ふるさとふれあい公園管理運営ですが，この敷地内にありますアトリエ，それとディスクゴルフ場，グラウンドゴルフ場，そちらなどの管理を行っているものでございます。

坂本委員長

岡部委員。

岡部委員

グラウンドゴルフ場とかディスクゴルフ場も含めてということではありますが，今，結構私のほうにちょっと声がありまして，ディスクゴルフのクラブなんか結構，今，盛んになってきているようでして，多くの方で楽しませてもらっているようなんですが，現地が結構枯れ木の問題だったりだとか，現に危険な場所もあるというような声もありまして，その都度，ご相談させていただいてもいるところではあるんですが，そういうところの管理なんかも含めて市のほうでスポーツ健幸日本一を掲げていてもいるところでもありますので，

そういったディスクゴルフ、グラウンドゴルフなんかの普及も含めて努力していただければと思います。

あと、この14番の使用料及び賃借料のところ、ディスクゴルフ場の用地というところがあるんですが、これはどの程度の規模のものなんでしょうか。

坂本委員長
下沼課長。

下沼社会福祉課長
面積につきましては3,615平米になっております。

坂本委員長
岡部委員。

岡部委員
こちらですが、このふるさとふれあい公園の中で、今後も引き続き市ですべて管理していくようであれば、例えば用地の購入ですとか、そういうところは検討はされてもいるんでしょうか。

坂本委員長
下沼課長。

下沼社会福祉課長
今の時点におきましては、特に検討はしておりません。

坂本委員長
岡部委員。

岡部委員
このディスクゴルフ場の現場の中になんですけれども、その管理外になっているところが、敷地の結構中途半端な位置に入ってきているような、多分民有地だと思うんですが、そこが結構荒れているような感じで、そういうところも含めて、もし、市でまとめて何かできるのであれば、そういう用地の購入なんかも含めて全体の管理というところで検討してもらえればと思います。意見です。

次の質問でよろしいでしょうか。はい。

そうしましたら、成果報告書のほうの57ページの外国語活動・外国語思想の充実というところ、あとこちらの点検評価報告のほうですと、6ページの外国語活動の充実というところになります。

AETを毎年増員していただいて、積極的にそういった外国語活動をやっていただいて、この成果のところにも児童・生徒のところではAETとの学習は楽しいですとか、そういった効果があらわれているというところで、ありがたいなというふうに思っています。

今後、2020年の英語教科化に向けて、この児童の声は何となくここにあるんですけれども、先生なんかの声とか、そういうところは把握しているところがあればお聞かせください。

坂本委員長
小林指導課長。

小林指導課長

お答えいたします。

この外国語活動・外国語科についてなんですが、本市においては2020年度の先行実施として、本年度から授業時数のほうは2020年度と同じものを取り入れて行っております。学校の教員のほうの反応というか状況ということなんですが、ご存じのように小学校ですので、英語の免許を持っている教員ばかりではございません。ということで、県のほうでもたくさんの研修等が計画され、それに参加をしております。また、市としましても、このAETをフル活用し、この夏、研修のほうを小学校の教員向けに実施したところでございます。

坂本委員長

岡部委員。

岡部委員

市のほうでもいろいろ2020年に向けてかなり検討はされているというところで、大きく英語学習について変わる時期でもありますので、引き続きそういったAETの活用ですとか、その辺も含めてよろしく願いいたします。

次の質問です。成果報告書の193ページです。

保育所等待機児童の解消方法の検討ということで、活動実績及び成果のところ、他県、他市町村における保育士等処遇改善と保育士確保に向けた取り組み状況を調査分析し、検討書を作成ということになっていますが、この検討書に関してはどのような、簡単に説明していただきたいと思っております。

坂本委員長

服部こども家庭課長。

服部こども家庭課長

こちらに書いてあるような内容で取りまとめたわけですが、特に千葉県のほうの状況が大変保育士に関する処遇が大変厚く行っておりまして、茨城県の県南地方におきましても、千葉県に非常に近いということで保育士が流出していているというような現状がございます。

そういった中で、茨城県の中におきましても、本年度から五つの市町村で処遇改善の補助金を交付するというような取り組みを行っているところでございます。

当市におきましても、現行で行っております修学資金、あるいは家賃補助、こちらのほうの見直しをする必要があるのではないかとというふうに考えておりまして、修学資金は現在、月額3万円というようなもので5年間龍ヶ崎に働いていただくと免除させていただきますというような内容であるんですが、3万円というのは果たしてどうなのかというようなこと、あるいは家賃補助につきましては1年限りというような形での今、補助の仕組みになっております。ですから、こちら辺の制度設計をこういう案にしたらどうだろうというようなことで検討を行って、検討書にまとめたというようなところでございます。

坂本委員長

岡部委員。

岡部委員

家賃補助を見直すというような、いろいろ頑張っているところだとは思いますが、こちら今後そういった既存制度の見直しというところで考えられていることのように、

実際には他市、千葉県などは給与上乘せ制度、これもこの一般質問での部長答弁では金額を相当上げないと効果がないなんていうところでも聞いてはおりますが、実際、現場の保育士ですとか声を聞くと、やはり給与の部分が大きいなんていうこともよく聞くところでして、ただ、これを制度として施策としてやると、もちろん予算の規模が相当かかってしまうのもよくわかる場所なんです、子育て環境日本一というところでやっている龍ヶ崎ですので、そういった既存の制度見直しだけでなく、そういった給与上乘せ補助、ほかにも何かいい案がないか、新たな施策の検討なんかもやっていただきたいというところでご要望いたします。

次の質問です。決算書の208ページの文化財保護費で、項目が210ページ、委託料の歴史的建造物等図面作成というところ、こちら成果報告書では201ページですね、歴史的建造物の保存と活用の推進というところで、赤レンガ西洋館について、今回調査を進めて、図面ですとか、あと新たにわかった事実があるというところが書かれておりますが、その辺今後活用していく上で検討できる材料となるようなものが何かあったのかどうかお答えください。

坂本委員長

梁取文化・生涯学習課長。

梁取文化・生涯学習課長

竹内農場赤レンガ西洋館の平面図作成及び保存に係る調査業務委託につきましては、平成29年7月から30年1月にかけて、実際にあの建物が建っている場所の図面がもともと残っているものがございませんで、その実測をしていただいて、平面図、あるいは立面図等をつくっていただいたものと、あとは使用されているレンガですね、レンガがどのようなものなのかの調査を依頼しました。こちらの業者に依頼した結果としては、新聞等で報道されているところですが、レンガそのものが東京駅の丸の内駅舎と同じ工場で作られた、レンガであるということが判明しております、大分新聞等で何度も報道されたところでは。

また、文化・生涯学習課で調査した竹内家から寄贈いただいた資料等もございまして、それを調査した別の調査報告書もございまして、これらにつきましては、その調査が終わった段階で市民向けに報告会を行ったのと、つい先日、8月中、1カ月ほどですけれども、歴史民俗資料館の企画展示室でこの委託によって作成した平面図や立面図、それに竹内家からいただいた各種の資料等を展示して、市民の皆様に見ていただいたところでございます。

以上です。

坂本委員長

岡部委員。

岡部委員

それなりに価値のあるところで、新たにわかったところもいろいろあるのかとは思いますが、今後引き続き方向性としては市で活用していくようなつもりでお考えなのでしょうか。

坂本委員長

梁取課長。

梁取文化・生涯学習課長

現在、文化・生涯学習課のほか、数課を交えまして連絡調整会議という形で、何か活用

ができないかということで検討しております。まず、現在借用しております土地につきましては、来年度で一旦借用の期間が切れますので、これが引き続き借用ができないかどうかということでお伺いをしているところでございます。

また、建物のほうは登記がございまして、所有者がまた別途ございます。この所有者の方からご寄贈いただけるというような話もございますので、現状としては建物というよりは工作物のような形になるかと思いますが、これを市として寄附いただくことができないかということも、現在検討中でございます。

以上です。

坂本委員長
岡部委員。

岡部委員

建物そうですね、引き続き市で残していくという方向であれば、やはり建物を寄贈していただいて、土地も引き続き賃貸、借りていくか、もしくは購入なんていうことになるかとは思いますが、まだ検討しているところだとは思いますが、その辺方向性はなるべく早く決めた上で、そういった建物の所有権の移転だとか土地に関しても、もし今後ずっと活用を続けていくのであれば、やはり購入を検討していく必要もあると思いますし、また賃貸の期間も一旦来年度で終わるところですので、その辺どういった活用方法があるのかということをしつかりと引き続き検討していただきたいと思います。

次の最後の質問です。決算書の218ページ、総合運動公園リニューアル事業のところの工事請負費でボルダリングウォール設置工事が完了して、29年度途中からですが、使用が開始されているかと思いますが、その使用の状況ですとか市民の方の声などがあればお聞かせください。

坂本委員長
足立スポーツ都市推進課長。

足立スポーツ都市推進課長

使用の実績でございます。

本年1月末に設置いたしましたして、2月から7月までの6カ月間の利用状況ですと、1,639人の使用がございました。月に換算しますと273人という平均でございます。

使用に当たりましては、指定管理者の職員が安全指導、使用方法について5分程度行っております。半数程度は小・中学生が利用をしております。小3以下につきましては、15歳以上、中学生を除く保護者の方が必要となります。参加者の方からは、珍しい施設ですので非常に喜んでいただいている状況でございます。

以上でございます。

坂本委員長
岡部委員。

岡部委員

割と使用がされているというところで、特に小・中学生ですとかが楽しんでいただけているというところで、うれしく思います。

2020年のオリンピック競技というところで、野口選手も最近も活躍されているところですが、それまでの間に何か、またさらなる例えばイベントですとか、このボルダリングウォールを活用した施策とかは何か考えられているんでしょうか。

坂本委員長
足立課長。

足立スポーツ都市推進課長

具体的なイベント等はお示しできるんですけれども、そういったことも何か野口さんに来ていただいてやるようなイベントも検討はしております。

坂本委員長
岡部委員。

岡部委員

まさに今、2020年までに今どんどん盛り上げていくチャンスだとは思っていますので、せっかくいいものできたんで、活用についてはオリンピックに向けて、まだ多分、市民の中でもこういうボルダリングウォールの設置を知らない人もいますかと思っておりますので、この機会をチャンスと思って、すごい盛り上げることのできる材料だと思っておりますので、引き続き期待しておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

坂本委員長
ほかにございませんか。
山宮委員。

山宮委員

それでは、2点ほどお聞きしたいんですけれども、はじめに、決算書の38ページ、先ほどご説明いただきましたところなんですけれども、生活保護費返還金現年度分1,169万519円、あとその下の過年度分237万5,381円の件なんですけれども、これちょっと具体的にもう一度ご説明をお願いできますか。

坂本委員長
湯原生活支援課長。

湯原生活支援課長

こちら生活保護返還金につきましては、ご説明しますと、被保護者が窮迫な場合等において資力にかかわらず保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した市に対して返還しなければならないというのが、生活保護法の63条というものです。また、不実、うそをついたとか不実の申請、その他不正な手段によって保護を受けたりしたときには、その費用の額の全部または一部を徴収することができるというのが、法の78条でございます。

これらのものも返還金になるわけなんですけれども、現年度分につきましては、生活保護63条の適用分が68世帯分です。また、78条の適用分が9世帯。先ほどの68世帯の87件ですね。78条が9世帯、9件分、合計で77世帯、96件となっています。

また、今年度分につきましては、生活保護63条の適用分が29世帯の29件分、同法の78条の適用分が21世帯、25件分で、戻入が45世帯、49件、合計で95世帯の103件というような形になっております。

坂本委員長
山宮委員。

山宮委員

もっとわかりやすく教えていただきたいんですけれども、これだけの金額を返還するということは、現実、生活保護費を受けていらっしゃる方がこの金額を返還するって大変なことだと思うんですけれども、どのような形で返還をされたのか、あとはこの不正の理由というのがありましたけれども、この生活保護を申請する段階で大変厳しく細かくチェックをされているはずなのにもかかわらず、こんなに金額が大きくなるまで、なぜ今までできなかったのか、世帯数が多いからこの金額なんだと思うんですけれども、逆にこれだけの世帯数の人が返還しなければならない方たちが生活保護費を受けていたという部分について、どのような今まで対応されていたのかもちょっと含めてお聞きしたいと思います。

坂本委員長
湯原課長。

湯原生活支援課長

まず、返還の方法なんですけれども、まず困窮されている方がほぼほぼなんで、分割で日常生活ができるような形での範囲での返還というようなものを設定して返還していただいています。

あと、返還の理由のほうなんですけれども、63条につきましては、年金の遡及受給であったり、保険金、生命保険であったりが入っていて解約されて、その返戻金があったとか、あとは高額療養費のほう、医療費のほうを支給されたとか、あとはまた、交通事故等で賠償金が入ったとか、そういったものが挙げられます。

また、78条ということで不実の申請というような部分なんですけれども、就労していたにもかかわらず申告をしなかったとか、あと年金が受給されたのに申告していなかったかが挙げられます。

当初の段階で、生活保護を受ける段階で、そういったような説明、就労があったときには報告してくださいとか、あと、収入申告とかがあるんですけれども、そういったときに申告してくださいというような話とか説明はしてはいるんですが、漏れてしまったりとか、申告しなかったりとかというケースが出て、こういった状況になっています。

坂本委員長
山宮委員。

山宮委員

ありがとうございます。

毎年、予算書見ても決算書見ても金額が増えている現状の中で、やはりしっかりその辺は精査していただきながら、本当に困っている方が保護を受けられない方の中にはいらっしゃると思いますので、その辺の見きわめもぜひしっかりして見ていただきたいなと思います。

次に、決算書の100ページ、先ほど福島委員のほうからも質問がありました生活困窮者自立支援の部分なんですけれども、未来のネットワークですかね、これは無料塾の件なんですけれども、この無料塾に通うようになって子どもたちの、これは決算に関係あるかどうかあれなんですけれども、子どもたちの学習に対する意欲とか変化とか、あとはそれによって学校の、例えばその子が行っている学校の先生たちとの連携というんですかね、最近すごく頑張っているよとか、なぜこんなに成績が上がったのかなとか、そういう連携についても市としてはちゃんと把握しているのかどうかお聞きしたいんですけれども。

坂本委員長
湯原課長。

湯原生活支援課長

無料塾のほうの代表者の方とたびたびお会いしてお話しはしております。ただ、具体的なその学校との連携、連携とっているようなお話は聞いていますけれども、その具体の事例として細かいお話というのが現状ではちょっと伺っていなかったような状況なんで、わからない部分があります。

坂本委員長

山宮委員。

山宮委員

せっかく子どもの意欲が伸びていくときに、それはしっかりキャッチした上で、今後の人生が変わっていく可能性がある子どもたちがたくさんいるんじゃないかなというふうに思いますし、わからなかったことがわかることによって、自信もついていって学習意欲が湧いてくるし、また、無料塾へ行って食事もできたりすると元気も出てきますので、その辺の成果が目に見えるといいなというふうに思いますので、今後もどうぞよろしく願いいたします。

以上です。

坂本委員長

ほかにございませんか。

伊藤委員。

伊藤委員

はじめに、決算書112ページ、子育て支援施設管理運営費の次のページになるんですけども、需用費の修繕料なんですけれども、この中身について伺います。

坂本委員長

服部こども家庭課長。

服部こども家庭課長

29年度の主な修繕費の内容についてでございます。一番大きく費用がかかった分につきましては雨水配管修繕、こちらでございます、額にしますと169万5,600円という状況になっております。そのほか入りロドアの修繕、あるいはトイレの便器の修繕、こちらのほうを行っております。特にその額が大きかった雨水配管修繕について申し上げますと、さんさん館の宅内配水管に樹木根が繁茂しまして、排水障害が生じてしまったところがございます。修繕に当たりましては、根の根絶が難しかったこと、また根の再侵入も懸念されたため、既設管の布設がえではなく新たに宅内配水管の設置を行ったものでございます。

坂本委員長

伊藤委員。

伊藤委員

わかりました。ちょっと修繕の金額が高かったものですからお聞きしました。

次、114ページです。同じ、その下の放課後児童健全育成事業です。成果報告書では12ページ、データのところでは63ページになります。

これは学童保育の事業になります。このデータ集によりまして、入所児童は3月1日現在で765人です。子どもたち、やはり安全に安心して楽しく過ごせる学童保育って大事だと思うんですけども、そういった点で支援員の状況について伺います。支援員の数、

また年齢構成、その勤務時間についてお伺いいたします。

坂本委員長

梁取文化・学習課長。

梁取文化・生涯学習課長

支援員の就労時間ですとかでございます。就労者数につきましては現在、支援員、補助員を含めまして129名でございます。前年度は119名、最多で119名ございました。勤務時間につきましては、平日が14時から18時30分、土曜日、また夏休み等につきましては、朝8時から13時、それと13時から18時30分の2通りに分けまして、時給が930円、補助員が900円という体系になっております。おおむね平均でございますが、1カ月当たりの勤務日数については16日、時間数にしますと87.5時間ということになっております。

また、年齢につきましては、平均しますと56.5歳という年齢になっております。最近では40歳代、50歳代の方は余り応募されません、最年長が79歳、最年少が20歳ということで、高齢の方が多くて、どうしても状況や面接等でお断りする場合がありますし、千差万別です、年齢が高齢であっても元気な方もいらっしゃいますし、一概には高齢だからということでお断りしている状況ではありません。

以上です。

坂本委員長

伊藤委員。

伊藤委員

まず、人数なんですけれども、129人ということでは学童保育ルームでも馴染とか八原とか、もう既に教室そのものの数が多いところでは多くの学童の支援員がやっていると思うんですけれども、その人たちの連携はどんなふうになっているんでしょうか。今、聞いていますと、やはりリーダー的な人がいないというところでは、子どもを見る、安全に見ていくというか、その連携がうまくいかないとなかなか保育ルームへの支障があると思うんですけれども、その辺についてお伺いします。

坂本委員長

梁取課長。

梁取文化・生涯学習課長

現在の学童保育ルームにつきましては、1ルーム当たりの児童数を40人以下と規定しておりまして、全体では27ルームございます。入所児童1人以上39人以下の場合は、支援員等を2人から3人以上配置するとしておりまして、常勤勤務の支援員の割合を規定しております。よって、必要な支援員等は確保できているところですが、実際のところ、扶養の範囲内で勤務する支援員等がほとんどでございまして、実際の勤務のローテーションを組む上では、このような大勢の人数になってしまっております。

そこで、お話のありました主任というんですかね、責任者を置いたらどうかということでもございましたが、こちらでもそういったことを検討したんですが、勤務年数等の状況から何人かに打診したことはあったようなんですけれども、いろいろな面で辞退をされるというような状況がございます。これについては、近隣の県南の自治体等にお聞きしましても、同様な状況がございまして、そういった状況が続いていることから、直営ではなくて業務委託、あるいは指定管理といったものを導入してきた自治体が増えておりまして、当課でもそのような市町村の状況を現在、研究中であります。

あとは、各ルームの連携というところでは、どうしても緊急で1人欠けてしまったとか、

そういった場合については支援員をほかの小学校から急遽派遣といいますか、出向いていただいで支援に回ってもらうというようなことはございます。

以上です。

坂本委員長
伊藤委員。

伊藤委員

扶養の範囲というお話もあるんですけども、やはり子どもを見ていくという点では、私なんかもうちょっと支援員の待遇を上げて、なるべくきちっと、今の人がということではないんですけども、やはり待遇を上げることが必要なのではないかなと思うんですけども、その辺、今のお話ですと、民間委託というか指定管理者というお話もありますけれども、やはり市が直接やっていることがあれば、市に直接いろいろな話が入りますので、その点では私はなるべく直営にしてほしいなという思いがあります。

ですから、その支援員の待遇改善なんかについてはどんな考えがあるのかなということと、もう一つはやはりいくら元気だと言われましても、79歳ではちょっとやはりどうなのかな、いざというときに対応できないんじゃないかなという思いがありますので、その辺も含めて待遇改善ということについて改めて伺います。

坂本委員長
梁取課長。

梁取文化・生涯学習課長

支援員の待遇改善ということでございます。

現在の時給930円、900円ということですので、決して高いということではございません。牛久市などは自給1,000円台、1,300円でしたかというようなお話もございますが、これをやった場合、確かに給料面ではいいとは思いますが、先ほど申しましたとおり、扶養の範囲内で働かれる方がほとんどでございまして、一定の勤務時間を超えてしまうと、夫の給料のほうに差し支えがあるというような方がほとんどでして、仮に上げたとしても、それはその面では待遇改善にはなるんですが、運営上は余り改善には結びつかないということで、少し行き詰っているような部分はございます。

以上です。

坂本委員長
伊藤委員。

伊藤委員

1カ月の給料保障がきちっとしていれば、また、応募の状態も変わるのではないかなというふうに私は考えているところです。

それと、あと一点です。国のほうでは資格の認定に対する講習会をするようにということで、ここのところずっとやってきていますけれども、その状況が全ての人が終わったのかどうか伺います。

坂本委員長
梁取課長。

梁取文化・生涯学習課長

研修につきましては、県が主催する研修に定期的に派遣をしておるところでございます。

まだ現在終わっておりませんで、今年度につきましても、希望数を出しておるんですが、全ての方がすぐ研修を受けられるというような状況にはありませんで、足切りをされてしまうというような状況になっております。

ただ、補助員から支援員に上がっていただく要件を満たした方は段階的に増えておりますので、引き続きそういった要件を満たした方については研修を受けていただきたいと思っております。

以上です。

坂本委員長
伊藤委員。

伊藤委員

ぜひその点はよろしくお願ひしたいと思います。

次です。120ページの職員給与費、保育所ですね。それと01035800の職員給与費のこの保育所関係です。それと、01035900の公立保育所管理運営費です。このことについては、職員のことについてお伺ひしたいので、あわせてお聞きます。

この公立保育所、八原保育所のことなんですけれども、現在の保育士数と正職員、非正規職員、あと年齢構成についてお伺ひします。

坂本委員長
服部こども家庭課長。

服部こども家庭課長

現在、八原保育所につきましては正職員が12名おります。今、平均年齢というようなお話でしたが、平均にしますと46歳というような状況でございます。

次に、嘱託の保育士なんですけど、7時間勤務の方が8名おまして、その平均年齢につきましては45歳というような状況でございます。そのほか短時間勤務の方が7名おります。

以上です。

坂本委員長
伊藤委員。

伊藤委員

そうしますと、一番若い保育士で何歳ですか。

坂本委員長
服部課長。

服部こども家庭課長

正職の保育士を指していらっしゃいますか。正職の保育士で一番若い保育士が40歳という状況です。

坂本委員長
伊藤委員。

伊藤委員

保育士もやはり各年代いるほうが、より保育の内容が深くなると思うんですね。そういった点では、私やはり八原保育所で若い保育士、正職でとることが必要だと思いますけ

れども、一般質問でもやりましたんで、これは強く要望としておきます。

次です。126ページです。がん検診事業です。

01040500がん検診事業なんですけど、死亡率がやはり1位というのが、がんになっていると思うんですが、このがんの予防については本当に大事なことだと思っています。この実績データ集20ページから22ページにありますけれども、この受診者が増加した検診もありますけれども、それは何だったのかということと、この検診状況から今後の取り組み強化をすることでどこまでいけるのかということ、まずはじめにお聞きします。

坂本委員長

岡澤健康増進課長。

岡澤健康増進課長

お答えします。

平成28年度と平成29年度を比較しまして、受診者数が増加したがん検診は、大腸がんが54人の増加、乳がん検診が93人の増加となっております。

こちらの増加の要因としましては、大腸がんに関しましては、市内2地区を限定しまして事業の対象に抽せんつきはがきによる通知を出し、はがきを持参した受診者に粗品のプレゼントを行ったところ、受診率が30%近く、その地区は増加したという状況が見られています。

また、乳がん検診につきましては、お子さんの乳幼児健診に来所したお母様に乳がんの受診券を即日交付しまして、手続の簡素化による受診率アップを図ることができました。

今後も様々な機会を利用して取り組みを強化していくとともに、受診の機会を増やしながらかつたしていきたいと思っております。

坂本委員長

伊藤委員。

伊藤委員

ぜひ大事なことで、引き続きお願いしたいと思います。

大腸がんの検診には、何かそういったプレゼントを用意したというところでは斬新的な考え方だなというふうには思います。

それで、それぞれのがん検診において、要精密検査者数のうち精密検査の受診をしない人たちがそれぞれいると思うんですが、そういう人に対する対応はどんなふうに行っているのかお伺いします。

坂本委員長

岡澤課長。

岡澤健康増進課長

お答えします。

現在、精密検査の受診率は、おおむね80%から93%の間で推移をしております。なかなか受診に結びつかない方々に関しましては、勧奨通知だけではなく、電話による勧奨、それから、状況によっては訪問などをしながら受診率アップに努めております。事業実績データでは3月末現在の精密検査受診率が見えてくるかと思いますが、年度をまたいで勧奨のほうは続けておまして、その勧奨も約5%から7%の精密検査の受診率アップにつながっております。

坂本委員長

伊藤委員。

伊藤委員

わかりました。ぜひ引き続き大変でしょうけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。次です。130ページです。01040900母子保健事業です。成果報告書は21ページになります。

妊産婦や乳幼児の保護者へ個別メールとして子育てきずなメール、また、電子母子手帳として「たつのこたち」があります。

この成果報告書の欄に今後の方向性について、運用方法の検討が言われているんですけども、私はそれぞれのメールの内容は違うと思うので、その検討の方向をどんなふうに見ているのか、とりあえず、お伺ひします。

坂本委員長

岡澤課長。

岡澤健康増進課長

お答えします。

子育てきずなメールは、きめ細やかな子育て支援の充実として平成27年度から開始した事業です。安心して出産を迎え、子育てができるよう、妊婦及び保護者の方に妊娠週数日数やお子さんの月齢によってタイムリーな内容が継続的に配信されるシステムです。

今年度は、まずは登録者及び乳児の保護者を対象にアンケートを行い、事業の評価を行う予定です。また、平成28年12月から導入されている電子母子手帳とあわせて、保護者が使いやすい配信サービス、そして、アクティブユーザーを増やす取り組みに向けて検討をしているところです。

坂本委員長

伊藤委員。

伊藤委員

その検討なんですけど、それぞれの特徴を本当に生かせるところが大事だと思いますので、そのところを十分に考えていただきたいなと、これは要望させていただきます。

134ページです。01041600小児予防接種事業です。

インフルエンザの予防が中学3年生まで助成が拡大されたわけなんですけれども、やはり喜んでいらっしゃる方、意見も聞いています。それで、中学生の予防接種数、わかったら教えてください。

坂本委員長

岡澤健康増進課長。

岡澤健康増進課長

お答えします。

当市では平成23年度から任意接種でありますインフルエンザ予防接種助成を13歳未満に開始いたしました。平成29年度からは対象年齢を13歳から15歳、中学3年生までに拡大し、感染予防に努めているところですが、29年度の接種者数に関しましては、中学生が637名となっており、対象者全体の28.5%を占めております。

坂本委員長

伊藤委員。

伊藤委員

よかったです。何か受験生のお母さんからは非常に心配な時期なので、ありがたいというお話も届いているところです。

次にいきます。198ページと204ページなんですが、198ページについてと204ページは、この要保護・準要保護の児童と生徒の就学奨励費です。同じ内容なので一括して行います。成果報告書の75ページです。

これも小学校の申請者は450名で、その認定者は370名です。また、中学校の申請者は248名で、認定者は213名です。この認定されなかった理由についてお伺いをします。

坂本委員長

飯田教育総務課長。

飯田教育総務課長

まず、すみません。訂正させていただきます。この75ページのほうの活動実績及び成果の欄で言われました(1)の②準要保護の数字なんですが、申請者の453名、これは正しいんですが、認定者が380名、支給額が2,431万588円、その下、中学校のほうで申請者が246名で正しいんですが、認定者が215名で支給額が2,380万907円、申しわけありません。訂正をお願いいたします。

この申請者に対する認定者が少ないということで、その認定されなかった理由ですが、これも申請につきましては、申請の案内のときに、ある程度こういう方が申請できますという案内を差し上げております。それで、所得について所得制限とかがあるんですけども、それについては大まかな目安でしか案内できませんので、いわゆるグレーゾーンというか、その境界線に当たる方、所得に当たる方については一応申請していただいて、こちらで審査するというような呼びかけをしていますので、その関係で申請者に対する認定者が少ないという形になっております。

坂本委員長

伊藤委員。

伊藤委員

わかりました。

その認定されなかった人のそれと、その認定するところの金額の差というのはわかりますか。ほぼ身近な人が認定されなかったのか、全然すぐく差がある人が認定されなかったかという状況がわかれば教えてください。

坂本委員長

飯田課長。

飯田教育総務課長

すみません。その一定の基準がありまして、その査定のケース・バイ・ケースなので、その認定された方はその基準の範囲に入っていたというんで、その差というのはちょっとつかんでおりません。

坂本委員長

伊藤委員。

伊藤委員

すみません。なぜこういうことを聞いたかという、基準は準要保護だと生活保護の扶助費の基準の1.3倍なんですよね。だから、その人の収入によっても違うと思うんですけども、そのあたりの人たちが多くて認定されなかったのかどうかというところもちょっと問題があると思いますし、そもそも1.3というのが私は低いのではないかなというふうに考えていますので、意見として申し上げておきたいと思います。

次です。192ページ、決算書、01101900、魅力ある学校づくり推進事業です。

この中には、成果報告書にも書いてあるんですけども、66ページには小・中学校教育の実践研究というふうにあります。その内容について成果報告書には、報告と実践報告をしたということですね。それともう一つ、評価報告書では小学校の教員の連携として、中1ギャップの研修会の実践をしたということがあって、その中には小・中連絡会による児童・生徒の実態把握、それをしたというふうにあるんですけども、それぞれの内容についてお伺いします。

坂本委員長

小林指導課長。

小林指導課長

では、魅力ある学校づくり推進事業の内容についてなんですが、まず、成果報告書のほうに各学校の取り組みについて書かせていただいているんですが、これは特色ある取り組み、それから、学力を育む取り組み、あと小中一貫の取り組みということで、一応分類をして各学校から上げていただいております。

こちらのほうですが、年度末の成果の報告のほうでは、職員に対するアンケート調査ですね、こちらのほうでもその特に小中一貫教育のところで、小学校と中学校の校種間の接続を意識した取り組みができたというようなアンケートは非常に高く、9割の職員ができましたというようなご報告をいただいております。

児童・生徒のほうなんですが、この中、見てみますと、小学校同士の連携、それから、小学校と中学校の連携の事業等が入っております。特に小中一貫教育の中で同一の中学校に進学する小学校同士の交流活動ですね。こちらのほうも今、積極的に進めているところでございます。

あと、その中1ギャップというお話だったんですが、こちらのほうも特に小学校から中学校に行きますとシステム上の変更点、学級担任制から教科担任制になっていくこと等、あと学習内容がちょっと専門的になってきしまう、あと部活動の問題等々があると思うんですが、こちらのほうも小学校の教員と中学校の教員で合同の研修会を実施しまして、できるだけ円滑な接続ができるようにというような研修を各中学校区ごとに行っているところでございます。

以上でございます。

坂本委員長

伊藤委員。

伊藤委員

その中で、何か課題はありましたか。

坂本委員長

小林課長。

小林指導課長

課題はたくさんございます。現在、教育委員会のほうでも「龍の子人づくり学習」とい

う小中一貫教育の核となるカリキュラムのほうを作成しておるんですが、各中学校区ごとに児童・生徒の実態は違います。それから、地域ごとにやはり実態が違うというところがあるんで、それぞれの実態に合わせた取り組みを仕組んでいかなければならないというところが大きな課題だと考えております。

坂本委員長
伊藤委員。

伊藤委員

わかりました。

最後です。学校給食のことなんですが、218ページ、01106800学校給食運営費です。

成果報告書の74ページに、「茨城をたべようウィーク」と献立の中にあるんですが、ここでは地元産の龍ヶ崎トマトを積極的にメニューに取り入れたというふうに報告されています。このほかにもどのような取り組みがあるのかお伺いしたいのと、また、地場産食材の割合をお伺いします。

坂本委員長
神永学校給食センター長。

神永学校給食センター所長

今のご質問につきまして、地域県内の割合等について、まずご説明差し上げます。

龍ヶ崎につきましては11%、県内につきましては57%、合計で68%の食材を利用しております。また、国内につきましては27%、合計で95%ということでございます。他のものにつきましては輸入で対応しております。

龍ヶ崎につきましては、こちらのほうにも書いてあります龍ヶ崎産トマト、そのほかに米、ネギ、モヤシなどを利用しております。あと、県内につきましては、牛乳、豚肉、鶏肉、ハウレンソウなどでございます。

そのほかに取り組みにつきましては、記載のあります親子で作る給食献立などを取り入れながら、いろいろな食材を活用してメニューをつくっている状況でございます。

以上です。

坂本委員長
伊藤委員。

伊藤委員

地元産が11%ということでは、もう少し努力してほしいなという思いがあります。

それとですね、「茨城をたべようウィーク」というところでは、やはり献立の中身をやはり茨城産を使うとか龍ヶ崎産を使うということで理解していいのでしょうか。

坂本委員長
神永給食センター長。

神永学校給食センター所長
はい、そのとおりです。

坂本委員長
伊藤委員。

伊藤委員
いいです。

坂本委員長
それでは、ほかにありませんか。
油原委員。

油原委員
決算状況の10ページです。
民生費のグラフがありますけれども、昨日、義務的経費、経常収支比率の話をしていただいて、義務的経費の占める割合と人件費、扶助費、公債費というのがあるんですが、いずれも全て増で3億6,241万9,000円、2.8%増になっている。そのうち扶助費ですね、皆さんの所管、2億2,612万2,000円、多くを占めているんです。
臨時福祉給付金が縮小したり、それから、臨時的なものは減となっているんですけれども、子ども手当支援事業、このグラフでいう児童福祉費、一番上の赤い線ですね。これが要するに、ほとんどが子育て支援に充てられるお金であると。特に子ども・子育て支援事業、これは保育関係ですね、決算書でいえば116から118、これは1億2,718万9,000円増となっているんです。非常に大きくアップをしているんですが、具体的な内容についてお伺いをいたします。

坂本委員長
服部こども家庭課長。

服部こども家庭課長
ただいま委員のほうからご質問がありましたとおり、昨年度と比較しますと約1億強ですか、増加しているような状況になっております。主なものにつきましては、各保育所に支払う運営費といいますか給付費、こちらのほうが増加しているのが最大の理由でございます。こちらにつきましては、毎年国のほうでその公定価格といいますか保育単価、こちらのほうがアップしておりまして、こちらについては保育士の処遇改善のために処遇改善分を上乗せしているとか、そのようなことがありまして単価が毎年上がっていると。さらに、龍ヶ崎におきましては、ここ数年、小規模保育所を新たに設置してということで、受け入れの利用定員枠も増やしております。こういうことが影響しておりまして、昨年度と比較しますと1億強の歳出増になっていると、このような状況でございます。

坂本委員長
油原委員。

油原委員
子ども手当とか創設以来、これは新しく子ども・子育て支援制度、少子化対策ですから、これからまだ増えていくんだろうというふうに思いますけれども、これは少子化対策としてやむを得ないと私も思いますし、まだまだ増えていくのかなというふうに予想しておりますが、もう一つ、生活分の給付費です。部長の説明では、27年度というか、25年度にぐんと利用が上がって、そこから横ばいというか若干増えている程度で、そんなに大きく、ただ、データ集の12ページに内訳が書いてあるんですが、その扶助費の内訳の中で、医療扶助費です。これが約6億9,000万円ですね。前年度に比較して1億528万2,000円増えているんです。医療費だけがぐんと伸びている。ちょっと異常かなというふうに思うんですが、この伸びているというか、要因というかについてお伺いをいたします。

坂本委員長
湯原生活支援課長。

湯原生活支援課長

こちら医療扶助に関しましては、増加の要因としては被保護者の増加、あと高齢化等の要因がありますけれども、大きな要因の一つにつきましては、未熟児であったりとか末期がんなどの診療報酬の高くなる医療を受けたようなことも原因の一つと考えられます。

この内訳に関しましては、29年度の状況でいいますと、入院が前年度と比較しまして7,000万円の増、件数で88件の増、入院以外が、いわば通院が1,100万円の増、件数にしますと100件の増、歯科、歯医者ですね、歯科が約210万円の増、147件の増、調剤が約2,200万円の増、64件の増と全般的な増加となっております。医療費につきましては、これら診療報酬の高い治療であるとか件数などが出てきますと、急激というか大きく増加になってしまうというようなことかと思われまます。

坂本委員長
油原委員。

油原委員

入院医療費が非常に増えている、7,000万円、その内容としては全てじゃないでしょうけれども、高度医療というか、そういうのも増えてきたということですか。がんとかいろいろ、そういう高度医療が増えたというようなことでよろしいんでしょうかね、そういう理解で。

湯原生活支援課長
はい。

油原委員

続いてよろしいですか。財政状況の3ページですね。

こちらのほうですけれども、物件費です。これは全体にいえることですが、物件費がやはり伸びているんですね。全体で1億7,600万円伸びているんです。そういう、この中にも書いてありますけれども、要するに、イントラネットの更新とか基幹系システム更新と、これは所管外ですけれども、そういうのがあるよということですが、所管で小学校全校へタブレットの配備をしました。1,778万9,000円ですね。全体的に物件費が非常に高い、使用料、賃借料が非常に高い、高いというのかこれが適正なのかどうか、そういう意味でこのタブレット配備に対して、これリースなんだろうというふうに思うんですけれども、リースと購入の検討ですね。その辺なされたのかどうかお聞きをいたします。

坂本委員長
飯田教育総務課長。

飯田教育総務課長

小学校全校にタブレットを新しく子どもに配備したわけなんですけど、その際の購入とリースの検討というのは、そのときの指定じゃなくて、その以前から、コンピュータ関係、機器の場合にはもうリースということで市のほうの方針がありますので、それに準じてリースとしております。

坂本委員長
油原委員。

油原委員

基本的にリースでと、リースのメリット、常に陳腐化しないというようなこととか、いろいろな点はあるんだろうというふうに思いますけれども、例えばタブレットを、大型電気店あたりに行ってタブレットを、実に安いんですね。これは買ったほうが安いんじゃないだろうか。そんな思いもしますし、所管ではありませんけれども、システムの使用料、この使用料も非常に高いですね。だから、全体的にこの物件費というのは慎重に見直すというか、検討する必要があるのかなというようなことでご提言を申し上げまして、終わります。

坂本委員長

ほかにありませんか。
金剛寺委員。

金剛寺委員

それでは、何点かお聞きいたします。

はじめに、100ページ、決算書、これの生活困窮者自立支援事業の中で、1点だけ自立支援法に基づく相談内容についてお聞きをしたいと思います。後で生活保護に対する相談件数も聞きますので、ちょっと境目というか難しい点もあるかもしれませんけれども、まず、とりあえずこの自立支援法に基づく相談件数と内容についてお聞きします。

坂本委員長

湯原生活支援課長。

湯原生活支援課長

まず、当市で実施しています生活困窮者自立支援法の内容からご説明します。

まず、必須事業として自立相談支援事業と住宅確保給付金事業、また、任意事業で生活困窮世帯の子どもの学習支援事業ということで、こちら無料塾のほうですけれども、こちらを実施しております。

自立相談支援事業につきましては、生活に困窮し、不安を抱えている方に自立支援相談員が相談を受けて、どのような支援が必要かを相談者と考えまして、具体的な支援プランを作成し、自立に向けた支援を行っております。

また、住宅確保給付金につきましては、離職者を対象に住居を失った方または失うおそれの高い方に就職に向けた活動をするようなことなどを条件に、一定期間、原則3カ月となりますが、家賃相当額を支給しております。こちらにつきましては29年度、対象者1人おりました。

また、生活困窮世帯の子どもの学習支援につきましては、先ほどから挙がっております無料塾の支援でございまして、学習支援等を行っている事業でございまして。

相談件数と対応状況でございます。平成29年度につきましては、自立支援相談の件数としましては21件ございました。

その相談内容についてでございますが、約半数が収入や生活費のことです。その他、相談の多い順に並べますと、家賃であったりローンの支払い、仕事探し、病気や健康、家族というようなことになっております。

21件の相談者の中で、就労支援を行った件数は4件でありまして、そのうち2件は就労につながり、そのうち1件は住宅確保給付金ということで今お話しした形で平成30年2月から年度を越しますが、2月から4月までの3カ月間ということで利用しております。そのほかの2件につきましては、1件は支援者に連絡しても連絡がつかなく音信不通になってしまっただけで支援ができない状態になってしまったものもあります。もう1件の支援者につ

きましては、死亡されて支援ができない状況になりました。

あとは学習支援ということで無料塾のほうで委託というのが実績でございます。
以上です。

坂本委員長
金剛寺委員。

金剛寺委員

わかりました。

じゃ、続いて、124ページのほうの生活保護適正実施推進事業のところなんですけれども、ここでも生活保護に関する相談件数、そのうちいわゆる相談から保護申請に至った件数とか、そこからさらに保護開始に至った件数、さらには逆に保護停止になったところもあるかと思えますけれども、生活保護に関する相談件数内容についてお伺いします。

坂本委員長
湯原生活支援課長。

湯原生活支援課長

生活保護の相談件数でございます。

平成29年度、相談件数は307件、うち保護申請に至ったケースは117件、却下8件、取り下げ3件、開始105件、廃止が91件になっております。

坂本委員長
金剛寺委員。

金剛寺委員

わかりました。

保護申請に至ってから保護開始になったのは割合が多いですので、これは前回の一般質問でさせてもらいましたけれども、引き続き周知と保護の適正についてよろしく願いをいたします。

次にいきます。102ページの地域福祉推進事業のところの補助金の中のふれあいのまちづくり事業というところで935万円ほど出資があるわけですが、これについては後の実績表もないし評価表もないので、これがどういう内容のものかというのと、どういう実績があるかについてお聞きをしたいと思います。

坂本委員長
下沼社会福祉課長。

下沼社会福祉課長

この補助金につきましては、社会福祉協議会に補助を行っているものでございます。この事業の補助金で社会福祉協議会が実施している事業は全部で三つになっています。

一つ目の事業は、ふれあい相談サロン事業です。地域福祉会館の相談室などに行きまして、心配事相談と法律相談を実施しております。実績につきましては、心配事相談員による心配事相談の開催回数が63回、相談件数が38件となっております。次に、弁護士によります法律相談につきましては、開催回数が12回、相談件数は35件となっております。

二つ目の事業ですが、給食サービス事業としまして、地域福祉会館に調理室でつくった昼食をボランティアの協力により月2回、75歳以上のひとり暮らしの高齢者に対して宅配を実施したものでございます。実績につきましては、利用登録者数が188人、延べ宅配件

数が3,752件となっております。

なお、ボランティアにつきましては、調理ボランティアが22人、宅配ボランティアが53人となっております。

三つ目の事業でございますが、上町にあります社会福祉協議会中央支所内の交流サロンりゅう、そちらの運営事業でございます。実績につきましては、開設日数が291日、その間の延べ利用者数が6,981人、延べ利用団体が26団体となっております。この交流サロンりゅうで行われている事業でございますが、いきいきヘルス体操、健康マーじゃん、折り紙、太極拳、卓球サロン、思い出を語ろうかいなどの事業が行われているところでございます。

以上です。

坂本委員長

金剛寺委員。

金剛寺委員

わかりました。特に交流サロンりゅうは数多く使われているということで、大変な実績があると思います。

続いて、その下の項目の障がい者自立化支援事業のところの内容をお聞きしたいんですけども、これは障がい者の方が方々で開かれている売店のような気がしますけれども、この中身と実績、開業日など、あわせてお願いします。

坂本委員長

下沼社会福祉課長。

下沼社会福祉課長

この補助金も社会福祉協議会に対してのものとなっております。

この事業につきましては、障がい者が市民との交流を深める機会を提供することを目的として、販売実習の場を提供しているものでございます。販売実習の場といたしましては、森林公園内の福祉の店ひまわり、たつのごアリーナ内のC a f e たつこの、社会福祉協議会中央支所内の福祉の店りゅうの3カ所となっております。

営業日数についてですが、福祉の店ひまわりが156日、C a f e たつこのが313日、福祉の店りゅうが291日となっております。

なお、福祉の店りゅうを拠点としまして5カ所のコミュニティセンター及び総合福祉センターに出向き、地元農産物、食料品などを販売する福祉の店移動販売、こちらも103日間実施されております。

また、中央支所内で福祉の名刺屋さん、こちらを開催しまして名刺の作製、販売なども行っております。547件の注文を昨年度は受けておりました。

以上でございます。

坂本委員長

休憩いたします。

午後3時15分、再開の予定であります。

【休 憩】

坂本委員長

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

まず、松谷教育センター長より発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。

松谷教育センター長。

松谷教育センター所長

よろしくお願いいたします。

先ほどの深沢委員の質問にお答えできなかった部分についてお答えさせていただきます。

本所での教育相談で不登校の人数、件数ということでイコールということでお答えさせていただきます。

まず、平成29年、昨年度なんですけど、小学校12人、学年別でいきますと、当時2年生が4人、4年生が1人、5年生が3人、6年生が4人。そして、中学生になります。中学生は24人でございます。そして、1年生が7人、2年生が5人、3年生が12人、これ件数ということでお答えさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

坂本委員長

それでは、質疑に入ります。

金剛寺委員。

金剛寺委員

続きまして、社会福祉関係いきます。決算書104ページ、障がい者自立支援給付事業のところの扶助費のところのその他扶助費のところですよ。

この金額は、29年度大きく金額は増えているんですけども、障害者手帳を持つ人の数ではそんなには変わってないところですけども、これは実績表の8ページから9ページについて、それぞれ細かく利用人数については書いてあるんですけども、その中比べていくと、あんまり変わらないところもあるし、幾つか増えているところがあるわけで、その増えたところこの扶助費が増える主な要因についてお願いをします。

坂本委員長

下沼社会福祉課長。

下沼社会福祉課長

障がい者自立支援給付事業、こちらの扶助費につきましては、今この事業面からもありましたが、事業実績データ、そちらのほうに実績等が載っております。扶助費の種類は全部で8種類ございます。それぞれの扶助費を見ますと、前年度対比で相談支援給付費が約100万4,000円、療養介護医療費が約19万1,000円減少している扶助費が3種類あります。

一方、前年度対比で介護給付費が約1,120万円、訓練等給付費が1,805万円、補装具費が約202万円と増加している扶助費が5種類ございます。増加している扶助費の中でも7種類のサービスメニューがあります訓練等給付費、その中でも特に就労継続支援A型及び就労継続支援B型の利用が大きく伸びております。

利用実績としまして、それぞれの利用人数及び延べ利用日数を見ますと、就労継続支援A型が平成28年度の54人、8,975日に対しまして、平成29年度は65人、1万826日となっており、利用人数で11人、率で20.4%、延べ利用日数で1,851日、20.6%、このように増えております。

同様に、就労継続支援B型、こちらにつきましても平成28年度の96人、1万5,841日に対しまして、平成29年度が102人、1万7,570日となっており、利用人数で6人、6.3%、延べ利用日数で1,729日、10.9%と増えております。

これらの理由としましては、施設数が増えていることも要因の一つとしてはありますが、障がい福祉サービスを利用するに当たりましては、平成27年4月より計画相談が完全実施となっております。全ての利用者が相談支援専門員による計画作成が必要となっております。

す。そのため、従前に比べて計画に基づく、よりきめ細かいサービス利用、それらが行われることになったことも要因の一つとなっているところでございます。

以上です。

坂本委員長
金剛寺委員。

金剛寺委員

わかりました。

障がい者の方が外に出られる状況をつくるということは、非常にいいことだと思います。

就労支援については、今、様々な施設も多くできてきて問題のあるところもあるところですので、ぜひお願いをしたいと思います。

次にいきます。108ページの下の方の介護施設等整備支援事業のところですが、これは先ほど歳入のところ③の介護施設に対して補助を行ったということがありましたので、これはちょっと施設ごとに中身を区分してお願いをいたします。

坂本委員長
中嶋介護福祉課長。

中嶋介護福祉課長

当該事業におきましては、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、介護老人福祉施設、介護老人保健施設の4種類の施設について、それぞれ1カ所を補助の対象としたところでございます。

この財源につきましては、国の消費税増収分を活用いたしまして、国費が3分の2、そして、県費3分の1の財源割合で各都道府県に設置された地域医療介護総合確保基金からの補助金を主に活用しているところでございます。

次に、各施設別の詳細のご説明をさせていただきます。

まず、一つ目の認知症グループホームでございます。こちらにつきましては、柏ヶ作といいまして、流大の坂下のところにグループホームなないろというような施設がございます。ただいまご説明いたしました地域医療介護総合確保基金からの補助金といたしまして、建物部分を対象とする地域密着型サービス施設等の整備分に係る補助金として、1施設当たりの交付額である、まず3,200万円を補助しております。

同じく介護施設等の整備に伴う物品購入費等を対象といたします施設開設準備経費等に係る補助金として、定員が関係しております、1名当たり62万1,000円の補助基準単価になっています。そして、なないろの定員が18名というようなことで、こちらの人数を乗じまして1,117万8,000円を交付したところでございます。

なお、このなないろにつきましては、このほかに龍ヶ崎市公共下水道区域外の接続工事費の助成金交付要綱に基づきまして、公共性の高い建物だというようなことで、そちらの工事費のほうも一部助成しております。これも47万円というようなこととなります。合わせまして、なないろ合計では総額で4,364万8,000円という状況でございます。

次に、二つ目の小規模多機能型居宅介護事業所でございます。こちらにつきましては、小規模多機能型ホームの藤ヶ丘でございます、あかりという建物施設となります。こちら、なないろと同様に、地域医療介護総合確保基金からの地域密着型サービス施設等の整備分に係る補助金、1施設当たりの交付額3,200万円、それと同じく施設開設準備経費等に係る補助金として定員1名当たり62万1,000円の補助金、これの7名分の宿泊定員分を掛けまして434万7,000円を交付しております。総額で申し上げますと3,634万7,000円の状況です。

次に、三つ目になります。介護老人福祉施設の特別養護老人ホームリカステというところ

ろでございます。こちらにつきましては、旧青果市場の北側、野原でございます。こちらにつきましては、施設開設準備経費等に係る補助金として、定員1名当たり62万1,000円でございますので、これに80名の定員を掛けまして4,968万円交付しております。

最後に、介護老人保健施設でございます。こちらは現在、建設中、31年1月に開設予定となっております、介護老人保健施設ビオラセアでございます。こちらにつきましても、先ほど冒頭に申し上げました、なないろの中でもご説明いたしましたが、公共下水道の区域内の接続工事の助成金640万円があります。合わせまして総額といたしまして1億3,307万5,000円というようなことでございます。

以上でございます。

坂本委員長
金剛寺委員。

金剛寺委員

とりあえず、わかりました。

次の同じページのところのこの上にいきまして、高齢者生きがい対策事業の中の交付金のまちづくり協働事業、この49万円について先ほどの説明でいくと、脳トレ業務の指導員の養成というようなお話でしたけれども、この辺ちょっともう少し詳しくお願いをします。

坂本委員長

大野健幸長寿課長。

失礼しました。その前に中嶋課長から発言があるそうなので、中嶋課長、どうぞ。

中嶋介護福祉課長

すみません。大変失礼いたしました。

今、ご説明、この部分の質問の中で施設の所在地、ちょっと訂正させてください。

介護老人福祉施設の特別養護老人ホームリカステなんですが、正しくは駒馬町で、現在の給食センターの脇にあります。そして、ビオラセアに関しましては、先ほどすみません、旧青果市場の北側の野原というようなことで訂正をお願いいたします。失礼しました。

坂本委員長

それでは、大野健幸長寿課長、お願いします。

大野健幸長寿課長

高齢者生きがい対策事業の中のまちづくり協働事業交付金でございます。

こちらにつきましては、平成29年度の龍ヶ崎市協働事業提案制度、こちらにおきまして採択されました、部長からも説明がありましたが、脳活らくらくゲームの普及、こちらに対する交付金となっております。

事業内容を簡単に申し上げますけれども、誰でもできます楽しいゲーム活動を通じて、文字どおり脳の活性化を促そうとするもので、認知症の患者さんやその家族などをはじめ、参加者の皆さんが楽しいひとときを共有する、あるいは仲間づくりをするということというのを目的とするということでございます。

補助対象となった団体でございますが、特定非営利法人茨城県生活者ネットということでございます。内容につきましては、ゲームリーダーの育成講座の開催から始まりまして、ゲーム体験講座の実施、こちらは延べ18回、130人が参加されたそうです。加えまして、実施に伴うゲーム用具の購入やパンフレットの作成などが事業実施全般に対する交付金の対象となったというものでございます。

以上です。

坂本委員長
金剛寺委員。

金剛寺委員
この事業は、ここで指導員を養成されて、これはもう実際にやられている事業でしょうか。

坂本委員長
大野課長。

大野健幸長寿課長
今しがたも軽く申し上げたんですが、ゲームリーダーの育成講座を開催したところ、22人の方が受講していただいたというふうに報告を受けております。こちらの方々が、それぞれの地域で指導員として活躍されているというふうに、こちらも報告を受けております。以上です。

坂本委員長
金剛寺委員。

金剛寺委員
わかりました。
次へいきます。126ページの決算書の成人保健事業の中で、1点だけお聞きします。
この中で委託料で歯周病検診というのが226万あるんですけども、これは実績表の23ページを見ると、昨年と比べると大変受診者数が増えている事業の一つとなっています。この辺も保健センターのほうでいろいろ受診者アップのために苦労された点があるかと思えますので、その辺でお聞きします。

坂本委員長
岡澤健康増進課長。

岡澤健康増進課長
お答えします。
はじめに、平成28年度と平成29年度の歯周病疾患検診の受診率を申し上げます。
平成28年度は対象者5,345人のうち受診者が472人で受診率8.9%、平成29年度は対象者5,351人のうち受診者は556人で受診率は10.4%となっております。
受診者数を増やすための取り組みとしまして、最も効果的と思われた方策については、勧奨通知が効果があったと考えておりまして、平成29年度は年明け2月に5,069人に勧奨通知を送付し、受診者数を272名増加させることができました。これについては平成28年度の勧奨時期を見直し、年明け2月にしたことによって大きな効果を得たものと思っております。今後も効果的な対応を検討し、周知してまいりたいと考えております。以上です。

坂本委員長
金剛寺委員。

金剛寺委員
大変重要で、いろいろな病気に通じる検診だとお聞きしましたので、ぜひよろしくお願

いたします。

次にいきます。決算書の130ページの中ほどの健幸マイレージ事業なんですけれども、これはいろいろ一般質問や、そのほか今期の補正予算でも上がっているところなんで、詳しくはいいんですけれども、まず、成果表の191ページにいろいろ数字的なことが載っています、このときは30年3月末で603名の登録者数というのがあったということになっていますけれども、これ現在はもう少し増えているでしょうか。

坂本委員長

大野健幸長寿課長。

大野健幸長寿課長

現時点の数字で申し上げてよろしいでしょうか。現時点で、今日現在の数字で申し上げますと820人ということで3割程度増えております。

以上です。

坂本委員長

金剛寺委員。

金剛寺委員

わかりました。

198ページの下の3,000名と目標からいって、いろいろ対策が必要であるということで今年度補正予算に計上されているウォーキング大会というのを開くということで、これは決まっているというか、そういう案があるということで、これについては結構なんですけれども、その補正予算の説明で、介護保険に入っている部分と一般会計に入っている部分で7・3の割合だというふうに説明をされたんですけれども、そうしますと、健幸マイレージ事業を始めるときの当初の制度設計でいくと、むしろ現役世代にいわゆる健診を促すというのと、健康維持のためのそういうために現役世代を重視して取り組んだというような内容になっていたわけなんですけれども、今、全国的な雰囲気も何か長寿命化というか、龍ヶ崎でも健幸長寿課をつくったように、そちらのほうに何か重きを置いているような事業のようにも何か思えてきたんですけれども、現在のその820名、これは大ざっぱで結構なんですけれども、いわゆる現役世代、さらに65歳以上とか高齢者に分けたら、大ざっぱにはどんなものでしょうかねと思ひまして。

坂本委員長

大野課長。

大野健幸長寿課長

ざっくりとした数字で申しわけないんですが、いわゆる65歳以上の方の参加率と申しましょうか、内訳が約4割程度。ということは残りの6割の方が18歳から65歳までの方というふうに受け取られるんですけれども、比率からいけば、もちろんいわゆる高齢者と言われる層が一番多いということが事実のようです。やはり現役世代は、どうしてもお勤めされている方が多いもんですから、なかなか歩くようなそういう習慣づけがなかなかとれない。ただ、今おっしゃったように、そういった方にも健診を促すことによって底上げを図っていききたいというのが我々の願いでございますので、今後もそういった形で幅広い階層の浸透を、あの手、この手を持って図っていければなというふうに考えております。

以上です。

坂本委員長

金剛寺委員。

金剛寺委員

わかりました。いろいろな計画が既にされているところなので、その辺はよろしく願います。

次にいきます。決算書の200ページ、ここの部分は小学校施設整備事業のところの200ページのところで松葉小学校の校舎屋上防水改修工事というのが5,600万円ですね、上がっているわけで、これは予算のときでは5,200万円だったわけですがけれども、途中補正があって、この金額は大きくなったところですがけれども、当初の見積もりに対して工事内容が変わったところがあると思うんですがけれども、その辺の内容についてお聞きします。

坂本委員長

飯田教育総務課長。

飯田教育総務課長

松葉小学校の屋上防水工事につきましては、当初の設計では屋上の下地材については表層部分のみの改修で予定しておりました。その下地材を洗浄したところ、劣化が激しくて全てを撤去して改修しないと施工ができないという状況なものですから、その全てを改修する費用として360万円の増額になったものでございます。

坂本委員長

金剛寺議員。

金剛寺委員

わかりました。

次へいきます。決算書の208ページ、これは生涯学習の部分の下のほうのサタデースクールとアフタースクールの推進事業、成果表は両方まとまって書いてありますので、あわせて質問したいと思います。

成果報告書の84ページ、あと教育点検評価報告書の53ページに同様のこのアフタースクール、サマースクールの基準があると思うんですがけれども、ここでも既にどういう小学校でやったについては書かれています。サタデースクールが19回、アフタースクールが14回から17回実施したというふうになっていますので、あとはこの参加者については、それぞれ回数ごとに恐らく違うんだと思うんですがけれども、平均すると、どのくらいの生徒が参加されたかお聞きします。

坂本委員長

梁取文化・生涯学習課長。

梁取文化・生涯学習課長

まず、サタデースクール推進事業につきましては、八原、馴柴、城ノ内の各小学校ですが、八原小学校が全18回で平均しますと36人です。馴柴小学校につきましては19回で平均52人、城ノ内小学校は18回で平均が26人となっております。全体的には、おおよそ38人くらいの平均ということになると思います。

以上です。

坂本委員長

アフタースクール。

梁取文化・生涯学習課長

アフタースクールにつきましては、こちらは馴染、八原、城ノ内を除く8校でございますが、各校14回から17回と回数に幅がございます。平均しますと、1回当たりの参加者数は19人ということでございます。

以上です。

坂本委員長

金剛寺委員。

金剛寺委員

わかりました。

あとは、この成果報告書のところを見ますと、アンケート調査で学習習慣が定着したことが成果として感じられたというふうになっているんですけども、教育点検評価報告書の方の下の方の成果を見ますと、さらにこのアンケートで家庭での学習習慣の定着にはつながっていない状況にありますという課題になっているんですけども、若干ニュアンスが何か違うかなというように思うんですけども、ちょっとその辺お願いいたします。

坂本委員長

梁取課長。

梁取文化・生涯学習課長

ちょっとこちら教育委員会の事務に関する点検評価報告と第2次ふるさと龍ヶ崎戦略プランの進行管理シートの実績のほうとちょっと文面が違っておるところがありまして、申しわけありません。

確かに保護者へのアンケートの結果につきましては、実施内容については大半が満足しておるとのことでございますが、アフタースクールやサタデースクールへ行くということで、それをもって学習習慣が定着したと見ることもできるかと思うんですけども、さらに踏み込んだ設問がございまして、アフタースクールで出された問題集を家でやるかどうかという質問に対して、「余りやらない」「全然やらない」と答えた保護者の割合が75%となっております。アフタースクール、サタデースクール以外の家庭での学習習慣がそのまま成果として定着しているということにはつながっていないという状況が、アンケートを精査しましたらございましたので、後づけにはなってしまうんですが、こちらの教育委員会の点検評価報告のほうへは追加をさせていただいたところでございます。

坂本委員長

金剛寺委員。

金剛寺委員

点検評価報告のほうで、より深くアンケートされたということで、それはわかりました。次にいきます。210ページの文化財関係のところでお聞きをしたいと思います。

210ページの委託料のところ、文化財等説明板作成というのがありますけれども、29年度について、この作成をした文化財の種類と個数についてお聞きをします。

坂本委員長

梁取文化・生涯学習課長。

梁取文化・生涯学習課長

平成29年度の文化財等説明板作成業務につきましては、市民遺産が4件ございます。屋

代城址5号土塁，こちらは城ノ内小学校敷地内にございます。それと，飯塚古登頌徳碑，こちらは旧北文間小学校の正門前でございます。さらに，八代町の富士神社の初山という行事について，いずれも市民遺産でございますが，説明板を合計3基立てております。

このほか，龍ヶ崎小学校にございます東京市長，あるいは関東大震災の折の復興院の総裁を務めた後藤新平の筆による「自治三訣」の書に対する説明プレート，A4判程度の大きさのものでございますが，これを作成して合計4件ということでございます。

以上です。

坂本委員長
金剛寺委員。

金剛寺委員

わかりました。これも引き続き，毎年3期ぐらいつつと言われていましたので，引き続きお願いをしたいと思います。

同じところで，次に，19の負担金のところで文化財保護事業というのがありますけれども，これは安楽寺の新しく指定されたところの確かにきれいになりましたけれども，これの補助についてはどのような基準でこれは補助を出しているような形になっていますか。

坂本委員長
梁取課長。

梁取文化・生涯学習課長

指定文化財の補助につきましては，総費用に対して2分の1を限度とするということで，さらには市の予算の範囲内という条件でございまして，それに基づいて交付しております。

今回の安楽寺の宝篋印塔の修繕につきましては，およそ250万円ほどの費用がかかっておりまして，そのうちの100万円を市から交付をしたものでございます。

以上です。

坂本委員長
金剛寺委員。

金剛寺委員

すみません。これは文化財のものによって，いろいろな金額が異なってくると思うんですけども，この上限金額としては設けてないということですか。

坂本委員長
梁取課長。

梁取文化・生涯学習課長

これまでのところ，市の単独の補助としましては，それまでの事例も含めまして100万円が内部的には限度ということになっておりまして，そこを基準にして限度として市の単独補助としては交付をしているような状況でございます。

以上です。

坂本委員長
金剛寺委員，ほかの委員もいらっしゃいますので。

金剛寺委員

わかりました。

最後に、1点だけお聞きしたいと思います。

決算書の216ページの総合運動公園等管理運営費の中の工事請負費のところ、たつのこスタジアムのグラウンド改修工事2,116万8,000円ということになりましたけれども、これは当初予算では4,600万円ほどの予算がありまして、これは逆に補正で金額を落とした格好になっておりますけれども、この辺の当初の予算時とこの工事内容の違いについてお願いをします。

坂本委員長

足立スポーツ都市推進課長。

足立スポーツ都市推進課長

当初の計画では、外野ライト付近の排水不良対策として、砕石及び土の入れかえ、芝張りかえを予定しておりました。平成29年度に入りまして、工事内容をメンテナンスしている指定管理者などと協議をいたしまして、以前から行っております排水対策、ドリル作業等の効果があらわれていることを受けまして、内野から外野及びフェールグラウンドの排水勾配を改善することを方針といたしまして、内野と外野の境目の不陸整正及び芝の張りかえを行うことにいたしました。その結果、芝の張りかえ面積が当初計画の3,000平米から1,370平米に減ったこと、それと、外野の砕石及び土の入れかえが不要になったことが減額の理由でございます。

以上でございます。

金剛寺委員

わかりました。

以上です。

坂本委員長

それでは、ほかに。

石引委員。

石引委員

1点だけお願いします。

決算書の114ページ、駅前こどもステーションの管理運営費です。

子育て支援センターのほうは定員の人数も、ほぼほぼ入るようになってきたということでちょっと安心しています。

今回ちょっと聞きたいのは、送迎ステーションの運営費1,600万円ほどあるんですが、この内訳ってわかりますか、運営費の内訳。

坂本委員長

服部こども家庭課長。

服部こども家庭課長

細かい数字、ちょっと資料を持ち合わせてないんで申しわけないんですけども、基本的に総価分として、7時半から夕方の分につきましては7時まで、これを基本的に総価分としてお支払いするような形にしております。

それで、単価契約としまして、朝の6時半からやっているんですけども、6時半から7時半、それから、夕方が午後の7時から9時までですね。こちらのほうは実績に応じまして単価契約で支払いしていると、そういうような形をとっております。

基本的にバスに乗る際は、保育士を2名つけると、1名の保育士は園に行きましたら玄関までお送りして、もう一人の保育士がバスの中のお子さんを見守るといいますか、そのような形態をとっている。

坂本委員長
石引委員。

石引委員

ありがとうございます。

去年1台だと、ちょっと子どもたちがずっとバスに乗っている時間が長過ぎるということで、今年もう2台になっているわけですね。今20人ぐらい利用されている方がいるということなのですが、これは最高何人ぐらいまで利用されそうなのでしょうか。

坂本委員長
服部課長。

服部こども家庭課長

本年度利用者の方の人数が増えております。それで、今現在で24人くらいのお子さんが利用している状況になっております。

それで、一番人数が増えていくときの対応としまして、やはりお子さんを見る人が現状ではもっと多くの方を受け入れするのはちょっと難しいかなというようなことが課題になっております。ですから、バスの例えば乗る人数が足りなくてとか、そういうことではないんですね。やはり子どもを見る人をもう少し増やさないと、より多くの方を受け入れることは難しいのかなと。現場のほうと、そこら辺のところを相談しながら、どういう体制をとればもう少しお子さんを受け入れすることができるのかというのを調整しているというような現状でございます。

坂本委員長
石引委員。

石引委員

ありがとうございました。

大体今、1人当たり使用料を差し引くと77万円ぐらいかかっている事業だと思うんです。

ちょっとこれは提案なんですけれども、どうだかわかんないんですが、うちの娘は幼稚園に行っていたときに月額5,000円払ってバスに乗せてもらっていたんですね。なので、この送迎ステーションという名前とはちょっと乖離しちゃうかもしれないんですが、市内の各幼稚園とか保育園とかバスを使っているところと連携して、うちでわざわざそこからバスを出すんじゃなくて、各保育園、各幼稚園に補助を出して、バスに来てもらえれば保育士はそこにいる一人だけで済みますし、その幼稚園に通っている、保育園に通っている子たちは仲間がそこにいるわけなので、そんなに不安もないでしょうし、何かそういう方向性もありなんじゃないかなと思っていたので、ちょっと提案として言わせていただきました。

以上です。

坂本委員長
ほかにございませんか。
後藤委員。

後藤（敦）委員

お願いします。

それでは、決算書38ページで歳入のところ、一番上のところの学校給食費負担金と滞納繰越分のところなんですけれども、まず、収入未済額が816万円ほどあるんですけれども、これの内訳について現年分と滞納繰越分、そしてそれぞれの収入率について教えてくださいいただけますか。

坂本委員長

神永学校給食センター長。

神永学校給食センター所長

この収入につきましては児童・生徒の食材代でございます。収納率につきましては、今、申しわけございませんが、手持資料ございませんので、後で報告申し上げます。

坂本委員長

後藤委員。

後藤（敦）委員

わかりました。

従来から収納率については高く、この調定額と収入済額から見ても基本的には現年分はとても98%とか99%後半の収納率だと思うんですけれども、現在、完全な公会計化に向けて検討が進んでいるところだと思うんですけれども、その中でよく言われるデメリットで、この収納率のほう下がってしまうんじゃないかというような懸念が、実際、完全な公会計化してみるとそうではないというような事例もあるみたいなんですけれども、そのあたりの完全な公会計化が収納率に与える影響というのはどのように検討されているのでしょうか。

坂本委員長

神永給食センター長。

神永学校給食センター所長

今のお話のとおり、公会計化につきましては、当市は公会計化を実施しておりますが、その中で徴収の変更ということいろいろと今、事務作業を進めている状況でございます。その中で滞納の方につきましては……

[発言する者あり]

神永学校給食センター所長

収納率に影響を与えるかにつきましては、現在のところ現状と同じというふうに考えております。

以上です。

坂本委員長

後藤委員。

後藤（敦）委員

わかりました。

公会計化しているということで、私は完全な公会計化にはなっていないとは思っていた

んですけれども、そこは論点違いますので、いいです。わかりました。ありがとうございます。後ほど収納率について教えていただきたいと思います。

次に、118ページお願いします。

コードナンバー34900と35000の子育てサポート利用料助成事業と、たつこの預かり保育利用助成事業ということで、事業実績データ集の13ページのところに、登録世帯と実利用世帯というデータがございます。

以前もご指摘させていただいたんですけれども、登録世帯、子育てサポート利用助成については752世帯中、実際に利用していただいた世帯が133、たつこの預かり保育利用助成事業が登録世帯が970あって、実際に助成を受けた世帯が551ということで、これだけ登録していただけるということは、両方とも利用の助成事業についてニーズはすごくあると思うんですけれども、実際に実利用している世帯がこれだけ少なくなるというのは、どのあたりに理由があるんでしょうか、ちょっとその辺どのように分析されていますでしょうか。

坂本委員長

服部こども家庭課長。

服部こども家庭課長

なかなか細かい分析まではちょっと難しいところがあるんですけれども、実はこの二つの補助制度につきましては、例えばその上限額が、たつこの預かりは3万円とか縛りがあります。ですから、3万円までアッパーいった人はファミリーサポートの事業をご利用したりとか、そういう関連している利用形態がございます。

それで、保護者の方の申請の手間を削除するために、去年は複写式にしたんですね。1回の申請で両方の申請が登録できるような形をとりました。その関係もありまして、片方の事業については利用する必要がなかったとか、そういう方が結構多くいらっしゃったのかなというふうには思っております。

坂本委員長

後藤委員。

後藤（敦）委員

ありがとうございます。

特に複写式で両方とも、とりあえず申し込んでおいたからというところで、特に子育てサポート利用助成事業については利用するかなと思って登録してみても、実際の利用がなかったという方が大変多くなって、この750人中133ということも理解できるんですけれども、この預かり保育利用助成事業については、一時保育であったり延長保育であったり病児保育ということで、基本的にこの制度、利用助成しようと思って登録した方、1年間通じて保育園等に預けていたら、実際にこういったサービスを利用する機会って必ずあると思うんですよね。けれども、やはり970世帯中、実際には550しか利用していないというところは、やはり実際に助成を受けていないということは、ちょっとやはり制度として使いづらいところが、以前もご指摘させていただいたんですけれども、助成なんで、事後申請で、事後でいただくというのは仕方ないと思うんですけれども、その辺やはりもう少し改善していただく必要があるのかなとも思うんですけれども、ちょっとお伺いしたいのが、この実利用世帯中で子育てサポートで上限が8万円だったと思うんですけれども、預かり保育が3万円という今お話あったんですけれども、最高はアッパーなんだろうけれども、最低の助成額というのはお幾らぐらいかってデータありますか。

坂本委員長

服部課長。

服部こども家庭課長

細かいデータが手持ちにないんで申しわけないんですけども、補助額につきましては数千円という方もいらっしゃいます。

坂本委員長

後藤委員。

後藤（敦）委員

ありがとうございます。

さすがに3万円とか8万円のアッパーの方というのは必ず後ほど申請して助成をいただいていると思うんですけども、やはり数千円となると、せっかくなのでいい事業で需要もあるんですけども、手続きが煩雑で、これはやはり実際もらえるんだけれども、もらえていない方がこの利用していない、預かり保育でいえば420世帯の中にはかなり多くあるんじゃないかなと思いますので、いま一度ちょっと検討していただきたいなどは思っていたんですけども、そこで成果報告書の28ページのところを見ますと、ちょっと気になったんですけども、2019年10月の今、言われている保育料の無償化に関連して、無償化という中でこの利用助成については廃止を検討しているのかなというふうに、今後の方向性のところを見て感じるんですけども、その辺はどのようなお考えなんでしょうか。

坂本委員長

服部課長。

服部こども家庭課長

この事業実績を書いた際には、この幼児教育の無償化の情報がまだあんまり出ていないような状況でした。現在言われておりますのが、ファミリーサポート制度については、保育を必要とする方については無償化の対象とするというような今のところ、報道がございます。そういったことを受けますと、逆に無償化になると補助が必要なくなると、これは3歳、4歳、5歳とかそういう年齢層になるのかなという気がするんですけども、そこら辺のところ、いずれにしても近い将来、この補助事業につきましては見直しをしていく必要が出てくるのかなというふうには考えております。

坂本委員長

後藤委員。

後藤（敦）委員

具体的な国のほうの制度設計も報道の程度ですので、どうなるかわからないんですけども、それは当然無償化で払う必要のないものに助成する必要はないと思うので、そういったところはなくなっていくと思うんですけども、現在の報道ベースで考える無償化というと、やはり基本的にゼロ歳児から2歳児というところは住民税非課税世帯というようなところであったりとか、あと大きなところは2019年10月の保育費が無料になっても消費増税という家庭への大きな影響もございますので、基本的には制度との兼ね合いもあると思うんですけども、基本的には保育料無償化後も必要に応じてしっかり継続していただけるように取り組んでいただければと思います。お願いいたします。

次にいきます。194ページです。

194ページの102700小学校管理費の中で使用料、賃借料です。先ほど油原委員からタブレットの件がございました。成果報告書の56ページのところでもお聞きしたいんですが、事業費ということで2,400万円ということですよ。かなりやはり大きな金額になってい

ると思います。

そこでお伺いしたいんですけれども、平成28年度でも二つの小学校が先行的に導入していたと思うんですけれども、それも含めて、このICT化、タブレットと黒板導入に対してのリースの総額ですね、5年リースだと思うんですけれども、リースの総額を教えてください。今、今回選定されたメーカー、機種、台数、そのあたりわかれば教えてください。今お持ちでなければ後ほど教えてください。

坂本委員長

飯田教育総務課長。

飯田教育総務課長

まず、リースの総額ですが、29年度にした小学校9校分につきましては、昨年29年9月から5年間のリースで2,333万3,940円、それとあと、小学校2校、これは1年前の平成28年の9月からなんです。そちらの2校分で628万5,600円がリース料で、二つの学校と9校分の契約、2件に分かれています。

あとは、機種と台数なんです。昨年度リースしました9校分の台数、タブレットは教師用のタブレットも入れまして283台、合わせて電子黒板が50台となっております。

あと、機種のメーカーでございませうか。

[発言する者あり]

飯田教育総務課長

タブレットは富士通のARROWS Tab Qの616というメーカーですかね。型番です。タブレットのメーカーと型番です。

坂本委員長

後藤委員。

後藤（敦）委員

ありがとうございました。

今、教えていただいた富士通のARROWS Tabというのは、平成29年度で入れた9校分ということですか、それとも28年度のものも同じ機種。

飯田教育総務課長

今ので29年度の9校分なんです。28年度も同じ機種でございませう。2校分も、はい。

坂本委員長

後藤委員。

後藤（敦）委員

28年度分についてはタブレットの台数と電子黒板の台数というのはおわかりになりますか。

坂本委員長

飯田課長。

飯田教育総務課長

28年度の2校分につきましては、電子黒板が11台でございませう。タブレットが50台でござ

います。

坂本委員長
後藤委員。

後藤（敦）委員

ありがとうございました。

先ほどリース総額については29年度の9校が2,300万円、平成28年度の2校が628万円というの、単年度のリース料ということですよ。

坂本委員長
飯田課長。

飯田教育総務課長

9校分につきましては、去年の9月からなんで7カ月分の決算額になっています。2校分は去年1年間の決算額になっています。

坂本委員長
後藤委員。

後藤（敦）委員

それでは、見込まれる全11校での総額でのタブレットと電子黒板、わかれば分けて、分けてないんですかね、契約では。できれば分けて、リースの総額というのがわかれば教えていただきたいんですけれども。

坂本委員長
飯田課長。

飯田教育総務課長

すみません、分けてといいますと、すみません。月額とか、そういう意味でございませうか。

[発言する者あり]

坂本委員長
飯田課長。

飯田教育総務課長

すみません。このタブレットのリース料なんですけど、単純にタブレットと電子黒板だけではなくて、支援員の3年間ですか、支援員の配置も含めてあります。年間約90回という回数、それも含めていますので、単純に今の時点では1台当たり幾らというのは出ておりません。

坂本委員長
後藤委員。

後藤（敦）委員

わかりました。ありがとうございます。じゃ、後ほど、リース契約の詳細について、内

訳について教えていただきたいと思います。よろしくお願ひします。
ちなみに、このリースアップ後というのは無償譲渡なんですか。

坂本委員長
飯田課長。

飯田教育総務課長
5年間リースで、その後、また必要に応じて再リースという形になります。

坂本委員長
後藤委員。

後藤（敦）委員
わかりました。

支援員のそういったアフターサービスというところも含めてリースのメリットというところがあるかと思うんですけども、単純に所有権移転条項もないということなので、単純にやはり先ほど油原委員からあったように、購入したほうがよかったんじゃないかなと、かなり割高なリースのメリットを打ち消すぐらい、かなり費用がかかってしまっているという印象を受けています。わかりました。後ほど詳細は教えてください。

次です。すみません。ちょっと戻ってしまいます。130ページ、コードナンバー40850健康マイレージ事業です。

既に皆様からご質疑あったところなんですけれども、現時点で820名の登録者がいらっしゃるということで、その中の内訳ということなんですけれども、ぜひわかれば教えてください、わからなければ、ぜひこういったところを把握していただきたいと思うんですけども、この820名のうちでふだんからウォーキングをされていてウォーキング愛好者といえますか、そういった方が、ああ、いい事業だなということで登録してくれている方がどれぐらいいらっしゃるのか、それとも、ああ、こんないい事業があるんだったら、ふだん歩いていないけれども、歩いてみようかなというインセンティブになった人がどれぐらいいるのか、そのあたり把握されているか教えてください。

坂本委員長
大野健幸長寿課長。

大野健幸長寿課長

健康マイレージ事業のスタートの段階で、いわゆる何でこれをあなたは選んだのかという、その動機については把握してはおりませんが、間もなくスタートして1年間がたとうしております。その段階で、10月からは景品の交換とかも始まりますので、その段階で簡単なアンケートというか、満足度調査を含めまして、とってみようかと思っております。その中で、始めたきっかけも含めて今現在どのような効果があなたの体にはあったのか的なものも、可能な範囲で伺ってみようかとは思っております。現時点での始めた動機というのについては、詳細は把握してはおりません。

以上です。

坂本委員長
後藤委員。

後藤（敦）委員

今後のアンケートでということですので、ぜひやはりふだんやっている方の継続にモチ

バージョンとしてインセンティブに当然なっていると思いますし、ただ、やはりこの事業をやるからには、ぜひふだん運動されていない方が運動を少しでもするようになるのが一番のこの事業の理想なのかなとも思いますので、ぜひその辺の把握していただければと思います。

もう一点、同じところで、成果報告書の191ページのところにコスト情報がございます。ここで見ると、事業費は356万9,000円なんですけれども、人件費のほうが2,340万円と9割近くがこの事業の人件費になっているわけなんですけれども、この平成29年度において、導入に当たってイベント等もあったり、導入に当たって検討を重ねていく中で人件費が高額になってしまったんだろうとは思いますが、これ以降、人件費というのはどういった、平成30年度以降はどういったことになるのでしょうか。

坂本委員長
大野課長。

大野健幸長寿課長

30年度につきましては、今現在、進行形でございますので、ただ、決定的にこの29年度にスタートした時点と今現在の違いというのは、この成果報告書の上段にも書いてありますが、庁内各課における横の連携をまずとったというところがございます。具体的には、企画課、また保健センターとか介護福祉も含めてですね、そういったウオーキングにまつわる、所管するしないにかかわらず庁内横断的な検討体制を含めて、それでスタートして、制度を練り上げて12月に本格的にスタートしたと、それで、この4月から機構改革も含めまして健幸長寿課のほうにこの事業そのものが移管されましたので、ここに記載されている人件費というのは、そういったイニシャルコスト的な部分が入っているんじゃないかと思っております。来年度分に関しましては、今現在、健幸長寿課のほうで実際担当者は2人で行っておりますので、おのずと30年度決算によっては、また違ってくるのかなと、それは憶測ですけれども、そう感じております。

以上です。

坂本委員長
後藤委員。

後藤（敦）委員

すみません。理解いたしました。

次にいきます。すみません。216ページです。

最後なんですけれども、毎回聞かせていただいているんですけれども、総合運動公園の管理運営費の中で各施設の稼働率ということで、ちょっとお聞かせいただきたいんですけれども、これもデータ集の31ページのほうに詳しく掲載してくださっているんですけれども、お聞きしたいのは、ここに載っていない基本データとして各施設の開館日数、365日中の開館日数について教えていただけますでしょうか。

坂本委員長
足立スポーツ都市推進課長。

足立スポーツ都市推進課長

開館日数につきましては、ちょっと手持ちの資料がありませんので、詳細な数字はご説明できませんので、後ほど回答させていただきます。

坂本委員長

後藤委員。

後藤（敦）委員

わかりました。後ほど教えてください。

私、毎回、稼働率についてできるだけ稼働率を、まず把握していただいて、経営に生かしていただきたいということで、いつも稼働率をお聞かせいただいているんですけども、そして、こうやってデータ集にいつも記載してくださるようになってありがたいと思うんですけども、ちょっと2点お聞きしたいのが、この稼働率の把握の方法がどういうふうになっているのか。

具体的にいきますと、たつこのアリーナのメインアリーナの稼働率は87.7%ということで、かなり高い数字になっているんですけども、この稼働率のカウントというのが、例えばオープンからクローズまでの間、例えば30分でも誰かが利用したら、これはもう稼働率としてカウントしてしまうのか、それとももう少しちゃんと利用実態を見て稼働率として判明しているのかということなんですよ。要するに、たとえ30分使っても1日稼働率としてカウントしてしまうのか、それとも、それであればこの1時間当たりの稼働率にしたら、もしかしたら50%ぐらいになる可能性もあるわけですよ。そうすると、現状このデータだけ見るとメインアリーナ87.7%も稼働しているから、もうこれ以上ちょっと伸び代ないよと、企業努力も難しいよという判断になるかもしれないですけども、時間当たりの稼働率で見たら、実際には稼働している時間は50%を切っているよとか、そうであったら、例えば指定管理者のほうで様々な努力をして、さらに稼働率を上げていく取り組みというのがあると思うんですけども、この稼働率の把握方法、カウント方法というのは、どういうカウント方法なんでしょうか。

坂本委員長

足立課長。

足立スポーツ都市推進課長

稼働率につきましては、開館時間、開館から閉館まで、その時間帯で誰かが使っていれば稼働しているというふうにカウントしております。ですから、メインアリーナで87.7%ということは、1日のうちの開館している時間の87.7%は誰かしらが使っているというようなカウントとなっております。

以上です。

坂本委員長

後藤委員。

後藤（敦）委員

わかりました。そういうようなカウントをしてくだっているんですね。わかりました。それであれば理解いたします。

ちなみに、メインアリーナなんかは2階のスタンド席の通路がジョギングコースになっているんですけども、あれを使っているのもやはり……、ノーカウントですよ。

坂本委員長

足立課長。

足立スポーツ都市推進課長

ジョギングコースについては稼働率の対象にはしていません。

坂本委員長
後藤委員。

後藤（敦）委員

わかりました。であれば、この稼働率というのはかなり正確に施設の本当に稼働している時間を、実態を反映しているんだなということでわかりました。ありがとうございます。それじゃ、私のほうからは以上です。ありがとうございました。

坂本委員長

ここで梁取課長のほうより発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。
梁取課長。

梁取文化・生涯学習課長

2カ所、進行管理シートと、あと教育委員会の事務に関する点検評価報告の2カ所で、失礼しました。主要施策の成果報告書ですね。2カ所でございます。

まず、主要施策の成果報告書の37ページをお開きください。

アフタースクール、サタデースクールの充実で中ほどの活動実績及び成果ですけれども、①のサタデースクール、八原、馴染、城ノ内ですが、全19回と書いてあるんですが、回数などを平均して出してしまったようで、正しくは18回の学校と19回の学校がございますので、記載としては18・19回というような形でお書きいただければと思います。

また、アフタースクールについては、こちらは回数については14回から17回で間違いはないんですけれども、これもちょっと書き方がおかしいので、「全」という感じを取っていただければと思います。

次に、教育委員会の事務に関する点検評価報告書の53ページをお開きください。

こちらが一番下の成果・課題等はちょっと記載がこれは逆転しております、サタデースクールのほうが14回から17回となっておりますが、こちらが18・19回ということで、ご訂正をお願いします。

アフタースクールは19回となっておりますが、これが14回から17回ということで、ご訂正をお願いいたします。申しわけありませんでした。

坂本委員長

続きまして、神永センター長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。
神永学校給食センター所長。

神永学校給食センター所長

すみません。先ほど後藤委員のほうからご質問がありました、負担金の徴収率でございますが、99.71%でございます。それと、学校給食負担金滞納繰越分につきましては、管理上、徴収率につきましては全体を管理しておりますので、単年度の徴収につきましては、後で報告したいと思います。

以上です。

坂本委員長

よろしいですか。
それでは、質疑ほかにございませつか。
久米原委員。

久米原委員

すみません、すぐ終わります。

成果報告書の18ページの4歳児の眼の健康診査についてお聞きしたいんですが、4歳の健診で、ちょっと検査のやり方とか方法を教えていただきたいんですが。

坂本委員長
岡澤健康増進課長。

岡澤健康増進課長
お答えします。

4歳児眼の健診の検査内容について、まずお答えします。

検査内容は、視力検査、屈折検査、眼位検査、眼球運動検査、立体視検査となっております。平成29年度はオートレフラクトメーターという備品を購入いたしまして、屈折値の検査をしております。検査方法は、検査台にお子さんがあごを乗せて、機械の中に映る熱気球の映像があるんですが、そちらのほうをお子さんに見詰めていただいて、屈折値の測定をしております。この屈折値を正確に把握することで視力検査などでは見逃されてしまう可能性がある遠視や近視、乱視についても発見することができます。そのほか、立体視検査などは看護師などの専門職などがボードを使って検査を行っております。

以上です。

坂本委員長
久米原委員。

久米原委員

ありがとうございます。

しっかり検査をしていて、受診率も意外と83.36ということで、対象者の547名中、受診者が458名で、ちょっと受けられていない子が90名ぐらいいるんですけども、そういう方たちへの対応はどのようにされていますか。

坂本委員長
本日の会議時間を延長いたします。
岡澤健康増進課長。

岡澤健康増進課長

ただいまご質問のありました未受診者につきましては、ちょっと詳しい資料を持ち合わせておりませんので、後日回答いたします。

坂本委員長
久米原委員。

久米原委員

じゃ、よろしくをお願いします。

それで、この数が私もすごくこれ見て驚いたのが、検査をした456名中、最終的に眼鏡が必要になった子が54名もいるということで、この検査の重要性をすごく感じたんですね。なので、この漏れている方たちの中にもパーセンテージで考えると、もしかしたら数人はいるのかという心配もあるので、せっかくすばらしいこの事業なので、100%は難しいかもしれませんが、引き続きよろしくをお願いします。

以上です。

坂本委員長

それでは、ほかにございませんか。

よろしいですかね。

それでは、質疑なしと認めます。

それでは、この後、特別会計に入りますが、教育委員会につきましては関連がございませんで、退席いたさうと思ひますが、委員の皆さん、よろしいでしょうか。異議なしということでよろしいでしょうか。

それでは、ご異議ありませんので、教育委員会の皆様は退席していただいて結構です。大変にお疲れさまでございまして。

それでは、ここで休憩をいたします。

午後4時40分再開の予定であります。

【休 憩】

坂本委員長

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

委員の皆様申し上げます。

先ほど、中山市長から所用のため退席の申し出がありましたので、これを許可いたしました。

それでは、続きまして、執行部より発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。

まずは、神永学校給食センター長。

神永学校給食センター所長

先ほど後藤委員からのご質問で、学校給食費負担金滞納繰越分につきましてご報告いたします。

9.3%でございます。

坂本委員長

よろしいですか。

続きまして、岡澤健康増進課長。

岡澤健康増進課長

先ほど久米原委員からご質問のありました4歳児眼の健診の未受診者勧奨の方法についてです。

勧奨方法については電話で勧奨を行い、さらに利便性を図るといった意味で、保健センターに現在、臨時職員としております視能訓練士を活用いたしまして、健診を行っていない日にも来ていただきながら、受診の数を1人でも2人でも多くなるように工夫しております。

以上です。

坂本委員長

続きまして、足立スポーツ都市推進課長。

足立スポーツ都市推進課長

先ほど後藤委員の質問に対しまして、総合運動公園、体育館、陸上競技場、たつのコスタジアムの開館日数でございます。

たつのこアリーナにつきましては313日、たつのこフィールド302日、たつのコスタジアム205日、以上が開館日数でございます。

開館日数から、そこでの稼働時間が分母に由来して、利用時間が分子に来ているということによって稼働率を出しております。

以上でございます。

坂本委員長

じゃ、これでよろしいですね。

それでは、続いていきます。

続きまして、議案第9号 平成29年度龍ヶ崎市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算についてご説明願います。

石引健康づくり推進部長。

石引健康づくり推進部長

決算書、226ページ、227ページをお願いいたします。

まず、当市の国民健康保険事業の概要です。

国民健康保険加入者の推移については、年度末の数字で申し上げます。平成27年度、2万1,074人、対前年度比で565人の減です。平成28年度が2万36人、対前年度比1,038人の減です。平成29年度、1万9,362人、対前年度比674人の減と、ここ3年で年平均約760人のペースで減少をしております。

一方、加入者の1人当たりの医療費ですが、平成27年度が25万4,900円、28年度が25万4,100円、平成29年度が26万800円ということで、こちらは増加傾向にあります。

それでは、決算のほうについてご説明いたします。

まず、国民健康保険税についてです。

全体の徴収率が88.53%となっています。前年度が86.64%で1.89ポイント増となっております。その内訳ですが、現年課税分が94.06%、滞納繰越分が45.65%となっております。次に、不納欠損額ですが全体で約2,979万円です。前年度が約6,238万円でしたので、約3,258万円の減となっております。

それでは、続きまして、次のページ、229ページをお願いいたします。

使用料及び手数料です。国民健康保険税督促手数料です。これは1万4,556件分の歳入がございました。

その下です。国庫支出金です。これらの国庫の負担率が32%となっております。一般被保険者療養給付費、後期高齢者支援金、そして介護納付金、それぞれに対しての国庫負担金となります。

その下、高額療養費共同事業拠出金です。この事業は県単位で高額な医療費の発生に対する再保険的な事業であります。市町村がそれぞれ割り当てられた額を拠出し、高額な医療費80万円を超えるものが発生した市町村に交付されるものです。

なお、この拠出額に対して国の4分の1の負担です。

次の特定健康診査等事業費は、事業費に対して国3分の1の負担です。

その下です。財政調整交付金になります。これは、市町村間の財政力の不均衡を調整するために交付されるものです。普通調整交付金一般分は医療分と後期高齢者支援分で、その下の普通調整交付金介護納付金分は介護納付金分の交付金、その下の特別調整交付金は特別な事情があると認められた場合に交付されるものですが、特調や保険者努力支援分などの事情が考慮されたものとなっております。

一番下の国民健康保険制度関係業務準備事業費は、平成30年度からの広域化、県単位化に伴い、国保事業費納付金や標準保険料の算定等に必要情報を県に提供するためのシステム改修の経費分を国が10分の10負担するものです。

次のページをお願いします。

災害臨時特例補助金は、福島原発事故による避難区域からの転入者に係る保険税及び一部負担金の減免額に対する補助金です。10分の6がここで補助されており、残りの10分の

4については先ほどの特別調整交付金で措置されています。

その下、退職被保険者等療養給付費と退職被保険者等後期高齢者支援金相当額です。これは、退職医療制度該当者に係る療養給付費等に対する交付金で、被扶養者保険から賄われ、社会保険診療報酬支払基金からの歳入です。

その下の前期高齢者交付金です。これは、国保全体における65歳以上75歳未満の前期高齢者の割合に偏りがある保険者間の負担の不均衡を調整する制度であります。前期高齢者の加入が多い国保の財政支援を、若年性の加入が多い被扶養者保険が行うというもので、社会保険診療報酬支払基金から交付されます。平成29年度の前期高齢者の人数は、国保加入者1万9,362人中8,405人です。

その下、高額療養費共同事業拠出金です。これは県負担金になります。市の拠出額に対して県4分の1の負担です。

その下、特定健康診査等事業費は3分の1の県負担で、国の負担額と同額であります。

その下の財政調整交付金です。この財政調整交付金は、県内の市町村国保の財政を調整するために県から交付されるものであります。

その下、高額療養費共同事業交付金です。国保連合会が事業主体となり高額医療費の発生による市の財政負担の不安定を緩和するため、一月の医療費が80万円を超えた場合、80万円を超えた部分に100分の59を乗じていた額が国保連合会から交付されるものです。

次のページをお願いします。

一番上です。保険財政共同安定化事業交付金の今ほどと同様の交付金でありまして、こちらは80万円以下の医療費に対し、同率の100分の59が交付されるものです。

その下、国民健康保険支払準備基金の利子でございます。

その下、繰入金になります。保険基盤安定繰入金保険税軽減分は、低所得者の軽減として7割、5割、2割の軽減措置を行っており、その軽減分に対しまして県4分の3、市が4分の1を負担し、4分の4の形で一般会計から繰り入れたものです。

次の保険基盤安定繰入金保険者支援分は、軽減の被保険者数に応じて国2分の1、県と市がそれぞれ4分の1負担して繰り入れたものです。

次の国民健康保険事業職員給与費等繰入金は、人件費などの総務費分を繰り入れたものです。

次の出産育児一時金繰入金は、出産育児一時金歳出額の3分の2相当額を市が負担するというルールのもとで繰り入れたものです。

その次の財政安定化支援事業繰入金は、低所得者が多い、あるいは高齢の被保険者が多いなど、保険者の責めに帰すことができないような特別な事情に対して交付税措置されるものです。

その次です。その他一般会計繰入金です。総額で約6,300万円ですが、そのうち約2,900万円がマル福拡大増額分です。前年度は約6,000万円でした。これは広域化に伴う一般会計からの繰り入れのあり方について整理されたことで大きく減額となりました。もう一つの内訳として保険事業分がありますが、約3,400万円で、これは前年度、約3,100万円でした。また、最終的に国保会計の収支を均衡させるための赤字繰入金についての繰り入れはゼロとなっております。

その下の国民健康保険事業繰越金は、国民健康保険支払準備基金への積立金や前年度療養給付費等補助金などの返還財源として繰り越したものです。

次に、その下です。延滞金、諸収入になります。一般被保険者延滞金約2,720万円です。前年度は約4,700万円でした。

次のページをお願いいたします。

一般被保険者加算金です。これは、不正請求があったホスピタル坂東に対する加算金で、不正請求の額に100分の40を乗じて得た額です。

その下、次に、市預金利子です。国民健康保険事業歳計現金分の利子になります。

その下になります。ここは雑入になります。一般被保険者第三者納付金です。これは、

交通事故等に係る保険給付の賠償金で、交通事故6件分です。

また、その下の退職被保険者等第三者納付金は、交通事故1件分になりました。

その下、一般被保険者返納金です。返納金につきましては、資格喪失後に国保で受診した際など、他の保険で支払うべき治療費を返納いただくものです。調定額が158件分、収入済額が分割納付分9件を含め123件分、不納欠損額が17件分、そして、収入未済額が27件分となっております。

その下の退職被保険者等返納金では、調定額が3件分、収入済額が1件分、収入未済額が2件となっております。

その下、前期高齢者指定公費です。70歳から74歳の前期高齢者の自己負担を2割のところを1割に据え置き、その1割分を指定公費として負担するものです。この制度については、平成25年度で終了しておりますが、現在は経過措置として当制度の該当者が74歳になるまでの間、対象となるものです。

その下、特定健康診査受診者負担金と生活習慣病健康診査受診者負担金は、健診自己負担です。

一番下の特定保健指導教室受講者等負担金は、調理実習の材料費の自己負担分です。

次のページをお願いします。

超高額医療費共同事業余剰金は、市町村拠出金から余剰金が出たため、拠出額に応じて交付されるものです。

その下、茨城県国民健康保険都市協議会余剰金還付金は、平成29年度をもって、その協議会が解散となったための精算金であります。

続いて、歳出です。

次のページ、239ページをお開きください。

職員給与費（国民健康保険総務管理）は、保険年金課職員12人分の人件費です。

その下の国民健康保険事務費です。一般職非常勤職員等の報酬、被保険者証等の作成、運送業務、新国保制度移行に伴うシステム修正や資格等を管理する国保システムの賃借料等が主なものです。

その下、国民健康保険団体連合会負担金は、県国保連合会の事務共通経費の市負担分で、被保険者数に応じて負担するものです。

一番下の国民健康保険賦課事務です。これは納税通知書の印刷、郵送料等の保険税賦課に係る人件費です。

次のページをお願いします。

次に、国民健康保険徴収事務費です。主な内容ですが、督促状、催告調査等の作成、発送経費等の事務費です。役務費、手数料については口座振替手数料、コンビニ収納手数料です。

その下、国民健康保険趣旨普及費は、窓口配布用のパンフレットの作成経費です。

その下、療養給付費になります。一般被保険者療養給付費と退職被保険者等療養給付費に分かれています。これは、保険証を持って医療機関を受診した際の窓口負担分以外の医療費の部分です。前年度と比較して一般被保険者は微増で、退職被保険者は約36.24%の減となっております。

次に、療養費です。療養費は医師の指示に基づいた補装具、コルセットやギブスあるいははり、きゅう、マッサージを受けた際の費用の自己負担分を除いた部分です。前年度と比較して一般被保険者は約4.37%の減、退職被保険者は65.75%減と大幅な減となっております。

療養給付費、療養費とも退職被保険者が大きく減少しておりますが、これは対象者の減によるものです。

一番下の国民健康保険審査支払手数料は、診療報酬の審査手数料で国保連合会への支出です。

次のページをお願いします。

これは高額療養費になります。高額療養費は、医療費の自己負担分が一定額を超えた場合に、その超えた分が支給されるものです。

一般被保険者高額療養費は、前年度比で1.16%の増です。

その下の退職被保険者等高額療養費は、前年度比で30.84%の減です。

下のほうになります。出産育児一時金です。これは63件分になります。

その下です。出産育児一時金支払手数料については、直接払い制度の手数料です。国保連合会への支出です。

次のページをお願いします。

葬祭費は98件分です。1件、5万円の支給です。

その次、後期高齢者支援金です。後期高齢者医療制度においては、74歳までの方が後期高齢者の医療費の約4割を負担するもので、社会保険診療報酬支払基金への支出です。前年比で1.77%の減です。

その下の後期高齢者関係事務費拠出金は、事務費分の拠出です。

その下、前期高齢者納付金は、歳入のところでご説明しました保険者間の負担の均衡を調整する制度です。当市国保におきましては20億円を超える額を収入し、納付額は400万円弱となっています。

その下の前期高齢者関係事務費拠出金は、事務費分の拠出です。

次のページをお願いします。

病床転換関係事務費拠出金です。これは療養病棟等の介護施設等へ転換するための整備費用として、医療費法人等に助成する制度で、これに係る事務費拠出金です。平成28年度から再開されたことに伴い、社会保険診療報酬支払基金へ支出したものです。

その下の老人保健事務費拠出金は、平成19年度で終了しました老人保健の精算に伴う事務経費で、社会保険診療報酬支払基金への支出です。

その下の介護納付金は、前年度とほぼ同額となっています。

高額療養費共同事業拠出金とその下、保険財政共同安定化事業拠出金です。歳入のところで説明いたしましたが、高額な医療費の発生や市町村間の財政力の不均衡の調整のために、それぞれの当市国保の拠出分として国保連合会に支出したものです。

次のページをお願いします。

その他共同事業事務費拠出金です。これは、年金記録により退職者医療制度に該当する方をリストアップする事務経費です。

特定健康診査等事業です。国保被保険者に対する特定健康診査の実施と勧奨通知及び疾病予防、重症予防化を図る保健事業を行いました。

一番下です。医療費通知費です。医療費通知については、2カ月に1回、年間で6回の通知をしております。

次のページをお願いします。

人間ドック助成費は、市と契約している医療機関での健診額の2分の1、上限2万円を補助するものです。実績としまして人間ドックが993件、脳ドックが71件でした。

その下、国民健康保険支払準備基金費は、基金への積み増し分です。29年度は新たに1億4,000万円を積み立てました。

その下の一般被保険者保険税還付金は、遡及して国保資格を喪失したことによる保険税の還付です。291件分です。

その下、国庫支出金等返還金は、平成28年度の国県支払基金への補助金の精算に伴うものです。

その下、前期高齢者指定公費は歳入でも説明しましたが、前期高齢者の自己負担が2割のところを1割分に据え置いた経過措置分です。平成29年度は74歳の方の公費負担分です。

以上になります。

坂本委員長

ただいま説明された内容につきまして質疑ありませんか。
伊藤委員。

伊藤委員

227ページ、国保税についてです。

一般被保険者国民健康保険税，また退職者被保険者等国民健康保険税ですが，不納欠損額がありますけれども，これについての内容を教えてください。

坂本委員長

吉田保険年金課長。

吉田保険年金課長

お答えいたします。

不納欠損についてでございます。

不納欠損につきましては，一般被保険者と退職被保険者等を合わせまして2,979万6,205円となっております。この不納欠損処理につきましては，納税部門とも連携協力しながら進めております。いずれも，地方税法の根拠として執行しています。

内訳を申し上げます。

1点目は，地方税法第15条の7第1項です。これは財産がない生活困窮などを根拠に493万2,500円，人数にしまして79人，期別にして512期分となっております。

2点目は，地方税法第15条の7第5項，これは執行停止後も徴収が明らかに困難なときには，直ちに消滅させることができるを根拠に2,370万4,605円，人数にして206人，期別にして1,874期分となっております。

3点目は，地方税法第18条第1項，これは法定の期限の翌日から起算して5年間行使しないことによって時効により消滅するを根拠に115万9,100円，人数にして31人，期別にして103期分。

これらの合計がこのたびの不納欠損額2,979万6,205円であり，人数にして316人，期別にして2,489期分となっております。

以上でございます。

坂本委員長

伊藤委員。

伊藤委員

わかりました。

次です。同じ227ページの国民健康保険税の収入未済額1億9,925万円あるんですけども，その内容と，高額となった対象者数と最高滞納額について教えてください。

坂本委員長

吉田保険年金課長。

吉田保険年金課長

お答えいたします。

収入未済額の内容と高額滞納者数等についてです。

一般被保険者医療給付分現年課税分のうち，過誤納金，還付未済額102万8,800円と一般被保険者医療給付費分滞納繰越分9万8,300円を除いた1億9,813万531円が本来の収入未済額となっております。人数にしまして2,289人，前年度より396人の増となっております。

続きまして，高額滞納者及び最高滞納額についてでございます。

市に設置しております市税収納特別対策本部会議におきまして、平成29年度における高額事案として、本税55万円以上としていることから、この基準に基づきご説明します。

人数にしまして52人、うち最高滞納額が176万7,270円となっています。

以上でございます。

坂本委員長

伊藤委員。

伊藤委員

なかなかちょっと大変かなというふうに思いました。

次ですが、国保税の収入に関連して、その資格証明書と短期被保険者証を交付していただけますけれども、この数を教えてください。

また、資格証明書を交付していない市町村もありますので、その資格証明書の交付について市の考え方を伺います。

坂本委員長

吉田課長。

吉田保険年金課長

資格証明書及び短期証の交付枚数です。本年8月末現在の数値で申し上げます。

最初に、資格証明書についてです。対象世帯12世帯、12人のうち、現地調査を行った結果、空き家となっていた2世帯、2人分、居所不明により郵便局から返戻となったもの2世帯、2人分、納税相談の結果、短期証に切りかわった1世帯、1人分を除きまして、現在7世帯、7人の方に交付しております。この7世帯、7人の方ですが、平成29年度からの継続者が3世帯、3人、今年度、平成30年度に新たに該当となった方が4世帯、4人となっています。

なお、前年度同時期と比較しまして4世帯、5人の減となっています。

次に、短期被保険者証についてです。現在693世帯、1,138人の方に対し交付しています。前年度同時期との比較では世帯数で39世帯の減、人数にして53人の減となっています。

続きまして、資格証明書交付の考え方でございます。

国民健康保険事業を行うに当たりましては、被保険者の方からも保険税納付による財源は極めて重要であります。また、納税されている方との公平性の観点や国民健康保険法の趣旨から言いましても、交付せざるを得ないものと考えています。

一方で、資格証明書の交付にありましては、事務的な運用を行うことなく窓口台帳における納税相談や年2回、3月と9月に開催します休日窓口、今月は29日の土曜日と30日の日曜日を予定していますが、このほか滞納者の方の生活実態等の把握をするため、これまで4月、6月、そして8月に自宅訪問を行ったところです。今年度の自宅訪問では、本人と接触できた場合、その場で納付できない状況等を伺い、特別の事情に関する届け書を作成してもらうことで資格証明書から短期証へ切りかえることといった取り組みを行いました。対象者の来庁を待つのではなくて、担当者が積極的に自宅訪問をすることとしました。その結果、8月の一斉訪問では1世帯、1人の方を短期証に切りかえたところでございます。

以上でございます。

坂本委員長

伊藤委員。

伊藤委員

資格証明書の発行数も随分減ったと思います。いつとき多いときは80通を超えたときもありましたので、今のお話を聞いて、市のほうもすごく努力しているんだなということがわかりました。

これだけ言っているんですから、私は資格証明書の発行はなくしてもいいんじゃないかというふうには思っていますので、訪問の中でもなくすことも大事ですけども、私の希望としては発行しないことを強く望んでいます。

次です。233ページです。

款10の繰入金ですが、目の一般会計繰入金ですね。節のその他の一般会計繰入金なんですけど、先ほど、部長の説明で赤字の繰り入れはなかったということでした。しかし、これからの保険の運営が県に移ったことで、様々な保険税がどうなるかということは、まだなかなかはっきりしていないところですので、今後の赤字繰り入れについて市の考え方を伺います。

坂本委員長
吉田課長。

吉田保険年金課長

赤字繰り入れの考え方についてでございます。

その他一般会計繰入金は、保険事業及びマル福の波及分、いわゆる準ルール分的なもののほか、保険税の負担感はいわゆる赤字分から構成されています。赤字繰り入れの目的は歳入歳出の収支バランスをとるために、やむを得ず行うものであり、本来ならば国民健康保険事業は独立採算制の観点から、国保特別会計の中でやりくりを行い、一般会計からの繰り入れ、特に赤字繰り入れは避けるべきものと考えております。

しかしながら、今回のように平成30年度からの新国保制度への移行に当たり、県に納付する国保事業費納付金に対し、国保税収入等の乖離が生じ出した結果、その差額を抑制する激変緩和措置的な意味合いで一般会計から赤字繰り入れを行った経緯もあります。

いずれにしましても、今後とも一般会計からの赤字繰り入れのあり方につきましては、関係各位の皆様のご意見等を伺いながら、その運用につきましては慎重に検討していきたいと考えております。

以上でございます。

坂本委員長
伊藤委員。

伊藤委員

慎重に考えていきたいというところですけども、今でも国保税が高いというお話もありますし、来年度、県の移管のことも考えましても、まだ保険税どうなるかわからないので、赤字があったらぜひ引き続き繰り入れをお願いしたいというふうに強く要望しておきたいと思います。

次です。235ページの款、諸収入です。諸収入の項の雑入の節の一般会計被保険者返納金です。

雑入の中の一般被保険者返納金のうち、不納欠損額19万6,784円、それと収入未済額の641万963円、関連しまして退職者等の返納金の収入済額58万2,743円について、その内容を教えてください。

坂本委員長
吉田課長。

吉田保険年金課長

お答えいたします。

最初に、不納欠損額についてでございます。

これは平成24年度の返還請求分に対し、平成24年8月の請求以降、催告等を実施してきたところですが、所在もつかめないうまま5年が経過したことにより、地方自治法第236条第1項の規定に基づき、平成30年3月30日付けで不納欠損を行ったものです。

なお、件数は17件で、最高額は11万47円となっております。

次に、一般被保険者返納金における収入未済額についてです。

これは、当市の国民健康保険の被保険者であった方が被用者保険に加入したり転出するなどして資格を喪失した後も、引き続き当市の国民健康保険の被保険者証を使用した療養給付費の返還分で26件、22万4,214円、そして、訪問マッサージ事業所からの誤った請求で発生した過年度分で1件、618万6,749円、合計で27件、641万963円となっております。

続きまして、退職被保険者等被保険者における収入未済額についてでございます。

先ほどご説明しました訪問マッサージ事業所からの申し出があった療養費返還請求の過年度分で1件、58万2,743円となっております。

なお、この訪問マッサージ事業所からの返還合計額は687万9,492円で、返還同意に基づき平成29年7月から平成40年2月までの10年8カ月の返済計画に沿って現在、返済中となっております。平成29年度は9万円の返還となっております。

以上でございます。

坂本委員長

伊藤委員。

伊藤委員

その件についてはしっかりとやはりいただくようにしていただきたいと思います。

歳出に移ります。239ページの02010200国民健康保険事務です。

13委託料、制度改正対応国民健康保険システム修正の具体的な内容について教えてください。

坂本委員長

吉田課長。

吉田保険年金課長

制度改正対応国民健康保険システム修正についてでございます。

これは、平成30年度の国民健康保険制度改革による広域化に伴い必要となります国保事業費納付金等算定標準システムとの情報連携に向けたシステムの改修となっております。

なお、国民健康保険制度関係業務準備事業費として補助金の対象、補助率10分の10となっております。

以上でございます。

坂本委員長

伊藤委員。

伊藤委員

わかりました。

あと、250ページの款10基金積立金です。項、基金積立金で、目、支払準備基金積立金で節の25積立金です。国民健康保険支払準備基金の残高と今後県への移行で、この基金の使い方も変わったと思いますので、この考え方を伺います。

坂本委員長
吉田課長。

吉田保険年金課長

基金についてでございます。

平成30年9月末見込み額になります。2億300万9,681円となります。この基金は、龍ヶ崎市国民健康保険条例第14条の規定に基づき設置され、災害等により保険税等の収入が激減した場合など、不測の事態に備えるもので、国からの通知では過去3年間の保険給付費等の平均年額の5%以上に相当する額を積み立てることが望ましいとされていますが、平成30年度からの新国保制度となった現在でも、国や県からは今後の基金のあり方については明確な方針が示されていない状況となっています。そのような中、平成30年度からの新国保制度においては、広域化に伴う国保事業費納付金を県に納付することになりましたが、当市の平成30年度当初予算編成において、納付金に満たない不足を補填するために一般会計からの繰り入れと基金の取り崩しを行った経緯があります。

したがって、今後の基金活用につきましては、前年度の活用を参考にしながら、国保運営協議会などの関係機関や関係者のご意見等を伺いながら、有効な活用方法を引き続き検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

坂本委員長
伊藤委員。

伊藤委員

ぜひ30年度に使ったように使っていただきたいというふうに思います。それはよろしくをお願いします。

最後です。これは国保税のときに聞けばよかったですけれども、国民健康保険税の中で減免が受けられる規定がありますけれども、当市において減免を受けている人がいるかどうかお伺いします。

坂本委員長
吉田課長。

吉田保険年金課長

国保税の減免についてでございます。

減免につきましては、龍ヶ崎市国民健康保険税減免に関する事務取扱要綱に基づき取り扱っています。要綱では、納税当時者等が震災、風水害、火災、その他これに類する災害により総資産に重大な損害を受けたときなどに該当しますが、これまで電話での問い合わせが数件ありましたが、要綱の基準に適合するまでもなく減免には至ってなく、現在、当市では該当者はありません。

以上でございます。

坂本委員長
それでは、ほかにありませんか。
深沢委員。

深沢委員

239ページの02010200の国民健康保険事務費のところの委託料のジェネリック医薬品差

額通知書の効果を教えてください。

坂本委員長
吉田課長。

吉田保険年金課長

お答えいたします。

ジェネリック医薬品差額通知の効果についてでございます。

平成29年度は8月と、今年に入り2月の2回、ジェネリック医薬品差額通知を送付いたしました。

具体的な効果についてでございますが、40歳から74歳の方のうち生活習慣病との関連性が強いと思われる薬剤、具体には血圧降下剤、高脂血症用剤及び糖尿病用剤になりますが、これら3種類のうち、いずれかの薬剤が処方され、かつジェネリック医薬品に切りかえた場合に200円以上の差額がある方390人に対し行った結果、実際にジェネリック医薬品に切りかえた方が72人、率にして18.5%となりました。この結果、1人当たりの自己負担額の減額分ですけれども、1カ月当たり約548円、1年間で6,575円の減額となる試算結果となりました。

また、平成30年1月の国保全体の実績値になりますが、72.93%となっております、数量シェアでは県内でも上位の位置を占めております。

なお、平成30年度からは新たにアレルギー関連の薬剤も加えまして、これまで以上に差額通知の対象者を増やしていく予定としております。

今後ともジェネリック医薬品の利用促進に努めながら自己負担額の軽減と医療費の適正化に努めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

坂本委員長
深沢委員。

深沢委員

ありがとうございます。

新たにアレルギー関連の治療薬も処方されるということで、私もアレルギーなので、とてもうれしいです。これからもぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、249ページ、02090100特定健康診査等事業、備品購入費のグリコヘモグロビン分析装置というのは、どんな装置でしょうか。

坂本委員長
吉田課長。

吉田保険年金課長

お答えいたします。

グリコヘモグロビン分析装置についてでございます。

これは特定保健指導教室の参加者を対象に、糖尿病重症化の予防の一環としてヘモグロビンA1cの値を測定する装置となっております。

具体的な使用方法ですが、人差し指の先に針を刺しまして、その際に出る血液からヘモグロビンA1cの値を測定するもので、検査時間は約6分、その場で結果が出て、しかも、コンパクトなサイズで、持ち運びが便利な上に、分析結果は医療機関などにあるものと大きな差がないというふうに思っております。

以上でございます。

坂本委員長
深沢委員。

深沢委員

ありがとうございます。

糖尿病重症化の予防ということで、とても大事じゃないかなと思います。糖尿病の方、たくさんいらっしゃいますので、よかったと思います。

その下のところのタブレット端末の購入と、それから、パソコンの購入目的を教えてください。

坂本委員長
吉田課長。

吉田保険年金課長

お答えいたします。

まず、タブレットについてでございます。

タブレットの購入は、保健指導対象者に対して行う個別指導、あるいは訪問指導に用いるために購入したものとっております。

使用方法及び効果でございますが、このタブレットに専用の支援ソフトをインストールをし、写真やイメージ図など、鮮明な画像資料を検索することが可能となり、これまでの紙ベースでの資料と比較しまして、情報量はもとより、詳細なデータに基づいた、しかも、対象に合った保健指導が可能となりました。

続きまして、パソコンについてでございます。

現在、保健センターにおきましては、国保連合会関係で利用している端末が1台あり、特定健診結果の紹介や特定保健指導後の結果入力、さらにはデータの評価や分析、また、個々の保健指導等を利用しております。

このような中、今後、健診受診者数を増やし、その後の保健指導につなげていくことを考慮しますと、既存の台数では十分に稼働されないことが予想されますことから、新たにパソコン1台を購入したところでございました。

以上でございます。

坂本委員長
深沢委員。

深沢委員

ありがとうございます。

紙を持って歩くというのは大変なことですし、今のデータというのはタブレットも必要だと思えます。パソコンも、やはり受診者を増やしていくことを考えれば必要だと思えます。

最後です。最後に、251ページの人間ドック助成費の利用状況、人間ドックと脳ドックの利用状況、近年の伸びぐあいはどうでしょうか。

坂本委員長
吉田課長。

吉田保険年金課長

人間ドック及び脳ドックの利用状況についてでございます。過去3年間についてご説明

いたします。

平成27年度、人間ドック912件、脳ドック70件、平成28年度、人間ドック969件、対前年度比57件の増、脳ドック43件、対前年度比27件の減、平成29年度、人間ドック993件、対前年度比24件の増、脳ドック71件、対前年度比28件の増となっております。3年間の平均ですけれども、人間ドックが約960件、脳ドックが約60件といった状況になっております。以上でございます。

坂本委員長
深沢委員。

深沢委員
それで、そこで見つけた要検査の割合はどうでしょうか。

坂本委員長
吉田課長。

吉田保険年金課長
要検査の割合についてでございます。ここで要検査とは、要精密また要受診と診断されたものとして、過去3年間についてご説明いたします。
平成27年度の要検査数213人、人間ドック等受診者全体の27.2%、平成28年度の要検査数236人、人間ドック等受診者全体の23.3%、平成29年度の要検査数は378人、人間ドック等受診者全体の35.5%となっております。
以上でございます。

坂本委員長
深沢委員。

深沢委員
ありがとうございます。やはり早期発見・早期治療が大事だと思いますので、これからもよろしくお願ひしたいと思ひます。
以上です。ありがとうございました。

坂本委員長
ほかにはございせんか。
それでは、ほかにはないようですので、質疑なしと認めます。
続きまして、議案第12号 平成29年度龍ヶ崎市介護保険事業特別会計歳入歳出決算についてご説明願ひます。
足立福祉部長。

足立福祉部長
276、277ページをお願いいたします。
277ページです。介護保険事業特別会計です。
はじめに、当市の介護保険の概況、ここ3年間の介護保険第1号被保険者、65歳以上です。いわゆる高齢者と言われている数と、あと要介護、要支援認定者数の推移でございます。いずれも年度末の数字を申し上げます。
まず、平成27年度、1号被保険者1万9,682人、うち要介護1,949人、要支援は500人でした。平成28年度、1号被保険者2万2,888人、要介護2,010人、要支援509人。平成29年度が2万9,171人、要介護が2,047人、要支援が472人です。平成27年度から平成29年度の伸び

率としましては、1号被保険者が6.3%、毎年600人増加しております。認定者数要介護が5%の増加、毎年約50人増加しております。要支援は傾向と申しますか、500人ということで推移しております。ということで龍ヶ崎市高齢者2万人のうち、要介護が1割の2,000人、要支援は500人というのが、自分なりに覚え方をしております。

それでは、歳入です。

保険料、第1号被保険者の介護保険料ですが、右側の欄の左端です。上から4行目の金額です。現年賦課分、調定額で13億1,122万9,200円に対して、右隣の収入額が12億9,559万5,000円ということで、収納率は98.81%です。前年度より0.22ポイント増となっております。

次に、その下の行の滞納繰越分では3,648万7,700円の調定額に対しまして、収入済額は455万3,900円ということで、収納率は12.48%ですが、前年度より2.51%増です。

次に、左側の欄の2使用料及び手数料です。右側の欄では介護保険料の督促手数料20万9,300円、2,093件分です。

次に、左側の欄の国庫支出金です。

はじめに、介護給付費及び各種の介護保険予防事業費につきましては、国県支払基金、いわゆる40歳から64歳までの2号被保険者のほうから、それぞれ負担割合に応じて歳入がある仕組みになっています。

まず、右側の欄の中段の介護給付費現年度分、約7億8,000万円につきましては、介護給付費に対しまして施設分の15%、それ以外の20%という国の負担割合です。

次の普通調整交付費は、市町村の責めによらない保険料収入不足あるいは給付費増を調整するために交付されるものです。

その下の特別調整交付金は、災害臨時特例補助金、避難者1名です。これは原発避難者に対する減免に伴う国庫補助金ですが、その10分の2の分です。

石引健康づくり推進部長

その下、地域支援介護予防・日常生活支援総合事業交付金現年度分は、歳出にございます地域支援事業費のうち介護予防・日常生活支援総合事業及び一般介護予防事業に係る交付金です。国の負担率は25%です。

その下、地域支援介護予防・日常生活支援総合事業以外交付金現年度分は、同じく包括支援及び任意事業について、国の負担割合39%で交付されるものです。地域包括支援センターの人件費、運営費のほか、平成27年、介護保険法改正により取り組むこととなった在宅医療介護連携推進事業等が対象経費です。

その下、過年度分は平成28年度分精算確定による包括支援事業の追加交付分です。

次のページをお願いします。

足立福祉部長

279ページです。

一番上の介護保険制度改正支援事業費は、介護報酬等の改正に伴うシステム改修につきまして2分の1の補助です。

次の介護保険災害臨時特例補助金、先ほど申し上げました原発事故の警戒区域等からの避難者の利用負担額軽減分及び保険料減免分に対する補助金です。

石引健康づくり推進部長

次の介護給付費現年度分は、介護給付費の28%の負担率です。

その下、地域支援事業支援交付金現年度分です。社会保険診療報酬支払基金からの交付金で、介護予防・日常生活支援総合事業に係る第2号被保険者、40歳から64歳の方の負担分であり、対象経費の28%の負担率です。

足立福祉部長

次に、左側の欄では大きなくくりで3番の県支出金です。

公費負担の県負担分ということで、右側の介護給付費現年度分は、介護給付費に対して施設が17.5%、それ以外については12.5%という県の負担割合です。

石引健康づくり推進部長

その下です。地域支援介護予防・日常生活支援総合事業交付金現年度分は、県補助金で、歳出にある地域支援事業費のうち介護予防・日常生活支援総合事業及び一般介護予防事業に係る交付金です。県の負担割合は12.5%です。

その下、地域支援介護予防・日常生活支援総合事業以外交付金現年度分は、同じく包括的支援及び任意事業について県の負担割合19.5%で交付されるものです。

次のページをお願いします。

足立福祉部長

281ページです。

一番上です。これは介護保険支払準備基金に係る利子でございます。

次に、左側の欄の大きなくくりでは7繰入金です。一般会計繰入金として介護給付費繰入金につきましては、介護給付費に対して市の負担割合12.5%分の繰入分です。

石引健康づくり推進部長

その下、地域支援介護予防・日常生活支援総合事業繰入金については、地域支援事業費のうち介護予防・日常生活支援総合事業及び一般介護予防事業の市負担分12.5%分です。

その下、地域支援介護予防・日常生活支援総合事業以外繰入金については、包括的支援事業及び任意事業に係る市負担19.5%分です。

足立福祉部長

次に、低所得者保険料軽減負担繰入金です。これは、平成27年度改定の介護保険料第1段階の軽減措置に対する繰り入れです。国2分の1、県4分の1を一般会計で繰り入れまして、残る市4分の1の分をプラスして繰り入れたものです。

次の介護保険事業職員給与費等繰入金は、職員給与費等の繰り入れです。介護福祉課職員9名分です。

次の認定審査会事務費繰入金、その下の認定調査等事務費繰入金は、それぞれ事務費の繰り入れです。

次のその他一般会計繰入金は、介護保険事務費、賦課徴収事務費などの経費の繰り入れです。

一番下の介護保険事業繰越金につきましては、平成28年度の歳入歳出の繰越金であり、平成27年度に概算交付されました国庫支出金につきまして、精算による返還分を平成29年度に繰り越したものです。

次のページをお願いいたします。

一番上の第1号被保険者延滞金につきましては、153件分でございます。

次の介護保険事業歳計現金運用利子につきましては、預金利子です。

次の介護保険被保険者返納金は、介護保険サービス費支給に係る過誤調整により発生したものです。

次の情報公開文書複写料は、契約欄作成に係る情報提供として、介護認定審査会の資料及び主治医の意見書等の複写料です。

石引健康づくり推進部長

その下、健康教室等参加者負担金は、げんきあっぷ！応援事業で使用するチューブ代金です。

足立福祉部長

次の徘徊高齢者家族支援サービス事業利用者負担金は、認知症高齢者の位置情報を示す端末機を貸与するサービス事業に係る自己負担金です。

石引健康づくり推進部長

その下、生活支援サポーター養成研修参加者負担金は、生活支援サポーター、いわゆる家事サポの養成講座のテキスト代です。

その下、介護予防ケアマネジメント作成料は、総合事業に係る他市町村在住の住所地特例者に係るケアプラン作成料の負担調整分です。

次のページをお願いします。

足立福祉部長

引き続き歳出をご説明いたします。

まず、職員給与費（介護保険総務管理）です。これは介護福祉課職員4人分の人件費です。

次に、介護保険事務費です。保険証等の交付など、介護保険業務全般の共通経費です。報酬は高齢者福祉介護保険事業運営協議会の委員報酬です。13番の委託料はシステムの保守及び介護報酬の改正に対応させるため、システムの改修を行いました。使用料及び賃借料は、コピー機器の使用料及びシステムのリース料です。

次の職員給与費（介護保険徴収）は、介護福祉課2名分の人件費です。

次に、介護保険賦課徴収事務費です。介護保険料の賦課徴収に要する事務経費です。役務費の中の手数料は、特別徴収に係る国保連への手数料、また口座振替に係る銀行への手数料です。

次の介護認定審査会事務費は、認定審査会に係る事務経費です。審査会につきましては、3合議体で行われております。委員数は合計で21人で、平成29年度は合計で102回開催されております。その審査会の委員報酬、非常勤委員の報酬が主な支出でございます。

次のページをお願いします。

職員給与費（介護認定調査）です。これは介護福祉課3名分の人件費です。

次の認定調査等事務費は、認定調査及びその他要介護認定業務に係る事務経費です。報酬、旅費は認定調査員嘱託職員4名分の人件費などです。12番の役務費の中の手数料は、主治医意見書の作成手数料です。13委託料、介護認定調査の外部委託分です。61カ所の事業所に委託をいたしました。

次の介護保険趣旨普及費は、需用費の印刷製本費として、介護保険制度周知のためパンフレットの印刷費用です。2,000部を発行しました。

次に、左側の大きなくくりで保険給付費です。全体支出済額は右側の欄の左端です。42億2,896万9,425円で、前年度と比較しまして1.9%の増となっております。

まず、下から2番目の居宅介護サービス給付費です。これは要介護1から5の方のホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイ等の居宅サービスに係る給付費です。

次の地域密着型介護サービス給付費は、要介護1から5の方の認知症対応グループホーム、看護小規模多機能型居宅介護、小規模通所介護の利用に対する給付費です。

次のページをお願いします。

まず、施設介護サービス給付費です。これは特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設の給付費です。

次の居宅介護福祉用具購入費は、要介護1から5の方の入浴補助用具、また介護福祉用具の購入に対する助成です。127名の方が利用されております。

次に、居宅介護住宅改修費です。要介護1から5の方の手すり設置、段差解消などの住宅改修費に対する助成です。109人の方が利用されました。

次の居宅介護サービス計画給付費は、要介護1から5の方のケアプラン作成費の給付です。

次の介護予防サービス給付費は、要支援1・2の方の在宅ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイ等の在宅サービスに係る給付です。

次の地域密着型介護予防サービス給付費は、要支援1・2の方のグループホーム入所に対する給付費です。

次の介護予防福祉用具購入費は、要介護1・2の方の入浴補助用具などの購入に対する助成です。昨年度は35の方が利用されました。

次のページをお願いします。

介護予防住宅改修費です。こちらは要支援1・2の方の住宅改修費に対する助成です。52の方が利用されました。

次の介護予防サービス計画給付費は、要支援1・2の方のケアプラン作成費の給付です。

次の介護保険審査支払手数料は、介護報酬の審査手数料で国保連への支出です。6万450件ございました。

次に、高額介護サービス費です。これは要介護1から5の方が対象です。

その次の高額介護予防サービス費は、要支援1・2の方を対象といたしまして、それぞれ1カ月当たりの利用負担額が所定の限度額を超えたときに、その超えた分について給付するものです。

次に、高額医療合算介護サービス費です。これは要介護1から5の方が対象です。

その次の高額医療合算介護予防サービス費は、要支援1・2の方を対象といたしまして、それぞれ医療、介護の1年分の自己負担額の合計額が国の定める限度額を超えたときに、その超えた分について給付されるものです。

次のページをお願いいたします。

まず、特定入所者介護サービス費です。これは要介護1から5の方が対象です。

その次の特定入所者介護予防サービス費につきましては、要支援1・2の方を対象としております。それぞれ介護保険施設、ショートステイ利用者の住居費、食費について、低所得の方は所得に応じて自己負担額に限度額が設けられております。その限度額を超えた部分について給付されるものです。

石引健康づくり推進部長

次から地域支援事業費になります。

第1号事業支給費です。従来の介護予防給付費のうち、通所介護、訪問介護について、平成29年度から介護予防・日常生活支援総合事業として市が行うことになりました。当該事業費について、介護予防給付費分から分離したものであります。

なお、29年度は旧制度、新制度共存する経過措置期間となったため、両制度の費用が発生しています。

その下、介護予防ケアマネジメント事業です。総合事業分に係るケアプラン作成について市事業となるため、民間居宅介護支援事業所に委託している経費について、介護サービス事業特別会計の介護予防給付から分離し、計上しました。

その下、通所型介護予防事業です。口腔ケア講座やロコモ予防講座の指導員等の報酬謝金やスポーツクラブで実施する複合型介護予防講座、認知症予防としての運動講座、カラオケ機能を活用したDKエルダー講座に係る費用等です。

次のページをお願いします。

介護予防普及啓発事業です。流通経済大学の指導のもと、正しい歩き方を学び、習慣化を目指すための健康ウォーキング講座やシルバーリハビリ体操、指導士会が行っているいきいきヘルス体操の支援、傾聴ボランティアによる思い出を語ろうかいなどへ支援しています。また、委託料の高齢者サロン運営事業は、元気サロン松葉館の運営を社会福祉協議会へ委託しているものです。

その下、地域介護予防活動支援事業です。シルバーリハビリ体操3級指導士の養成講座や虚弱なひとり暮らしの高齢者を一時的に保護する必要がある場合、介護老人福祉施設において生活管理指導短期宿泊事業を行っています。また、29年度からの新規事業として、高齢者地域ふれあいサロン活動支援事業を開始しました。この事業は、市内各地域において市民が自主的に行う介護予防活動に対し、市がその活動の推進を図るため、開催回数、利用人数に応じて準備費、支援費、維持費を支援するものです。5カ所で始まっておりません。

その下、げんきあっぷ！応援事業です。元気アップ体操の普及と指導者養成等を行っています。主な支出は、元気アップ体操指導士に対する活動謝金です。また、食生活改善推進委員協議会に委託し、元気アップ体操参加者に対して食生活改善のための講座を開催しました。

一番下、職員給与費（介護包括支援）は、地域包括支援センター職員10人分の人件費です。

次のページをお願いします。

地域包括支援センター運営費です。主なものとして、一般非常勤職員1名分の人件費、郵送料及び電話料金等、地域包括支援センターシステムの改修費です。また、訪問用車両2台分のリース料及びシステムの運用経費となります。

足立福祉部長

次の総合相談事業です。これは在宅介護支援センター運営事業を3つの法人に委託しておりますが、地域の在宅高齢者及び家族から総合的な相談に応じるとともに、高齢者の実態把握の調査を行っております。

石引健康づくり推進部長

その下、権利擁護事業です。平成29年度は成年後見人制度の説明パンフレットを作成しました。

足立福祉部長

次に、家族介護支援事業です。市では在宅で要介護者を介護する方々に対して支援をしております。報償費の賞賜金は、介護慰労金支援事業で要件を満たした方、1名の方に対し支給をいたしました。13の委託料の徘徊高齢者家族支援サービス事業は、高齢者の位置情報を示す端末機を貸与するサービス事業です。8の方が利用されました。扶助費は、非課税世帯で要介護3以上の方の紙おむつなどの介護用品購入に対する助成金です。

次の自立生活支援事業です。委託料の食の自立支援事業は、在宅のひとり暮らしの高齢者に対し配食サービスを行うもので、調理と配達業務を委託しております。昨年度、延べ227人の方々がご利用されました。補助金は、住宅改修費支給申請書作成の代行手数料といたしまして、居宅介護支援事業者に補助をしたものです。7件分です。

次に、介護給付等費用適正化事業です。

次のページで御説明いたします。

委託料ですが、国保連合会への委託です。記載されていますこの2件のシステムは、国保連合会からの提供された給付情報と当市の認定情報をリンクさせまして、対象者のサービス受給状況をチェックするシステムです。

石引健康づくり推進部長

その下、在宅医療・介護連携費です。平成27年度からの事業であり、保健、医療、介護及び福祉の連携により包括的かつ継続的にサービスが提供される体制づくりのため、多職種顔の見える関係づくりを進めるものです。主なものとしては、報償費はこの事業の核となる在宅医療・介護連携推進協議会委員の謝金です。また、委託料の在宅医療連携相談

室運営があります。これは特に医療面の相談受け付けの強化を目的として、平成28年11月から竜ヶ崎市・牛久市医師会に委託し、訪問看護ステーション龍ヶ崎内に相談室を設置し、地域包括支援センターと互いに連携しながら、より利用しやすい仕組みづくりに努めています。

その下、生活支援体制整備事業です。介護人材が不足する中、高齢者の買い物や掃除、調理など、日常生活における家事援助をしていただく生活支援サポーター、通称、家事サポーターといいますが、このサポーターを育てる事業で、研修の講師謝礼が主なものです。

その下、認知症総合支援事業です。報償費は、認知症講演会講師謝礼、初期集中支援チーム員の謝金です。認知症講演会は、認知症疾患医療センターである池田病院の協力のもと、茨城県の認知症を知る月間である9月に実施しています。認知症初期集中支援チームは、認知症の早期診断・早期対応を目指し、疾患医療センターと地域包括支援センターで連携して、対象者の支援を行うもので、平成29年10月より活動しています。需用費では、認知症の状況に応じた支援をわかりやすく可視化したパンフレット認知症ケアパスを作成しました。

その下、介護予防・日常生活支援総合事業審査支払手数料です。国保連への総合事業分審査支払手数料です。

足立福祉部長

一番下の介護保険支払準備基金費です。これは、第1号被保険者保険料余剰分を同基金に積み増したものです。

次のページをお願いします。

第1号被保険者保険料還付金につきましては、死亡、転出、所得更正などによる還付金です。

次の国庫支出金等返還金は、平成28年度に概算交付されていた補助金につきまして、年度をまたぎ平成29年度精算による返還金です。

以上が介護保険事業特別会計でございます。

坂本委員長

お疲れさまでした。

ただいま説明された内容につきまして質疑ありませんか。

深沢委員。

深沢委員

1点だけです。297ページの総合相談事業、今、三つの事業者が高齢者の実態を調べていただいているとかという話、聞きましたけれども、もうちょっと詳しく教えていただけますか。

坂本委員長

中嶋介護福祉課長。

中嶋介護福祉課長

総合相談事業につきましては、先ほどちょっと説明させていただきましたが、在宅介護支援センター3カ所の委託料となります。名称といたしましては、竜成園と涼風苑と牛尾病院ということになります。

その対象者でございますが、在宅の要援護高齢者もしくは要援護となるおそれのある高齢者またはその家族等となります。

以上です。

坂本委員長
深沢委員。

深沢委員
相談等は受けると思うんですけども、どうでしょうか。

坂本委員長
中嶋課長。

中嶋介護福祉課長

はい、相談を受けます。相談の内容とかでよろしいでしょうか、はい。

平成29年度におけます在宅介護支援センターにおける相談件数といたしましては、年間で383件でございます。主な相談内容といたしましては、生活支援に関するものが約7割でございます。次いで、介護保険に関するもの、介護予防に関するものの順番になっております。

その対応といたしましては、要援護高齢者等から相談を受けた際に、必要に応じて地域包括支援センターや居宅介護支援事業所等と連携を図りまして、訪問等によりまして在宅介護の方法についての指導や介護保険制度の円滑な適用に向けた助言を行っております。

また、市の公的サービスの利用申請の手續、代行等の便宜を図りまして、利用者の立場に立ったサービスの連絡調整を行っております。

そして、地域の要援護高齢者等の心身の状況またはその家族等の状況の実態を把握するための取り組みといたしまして、先ほど説明の中でもあったんですが、一例を申し上げますと、食の自立支援事業という配食サービスがあるんですが、そういった利用を希望するなどの連絡があった際には、市から代行申請の依頼をその在宅介護支援センターの地区で市内三つに分けている感じなんですが、当該センターが訪問等によりまして知り得た情報である本人の体の状態、生活、家族の状況、今後の課題等を記載いたしました基礎事項である高齢者実態調査表を作成の上、市のほうに提出していただいている状況でございます。

坂本委員長
深沢委員。

深沢委員

ありがとうございます。

要支援のうちで何とかいとめていただいて、要介護に向かないようによく相談に乗っていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

坂本委員長
ほかにございませんか。
金剛寺委員。

金剛寺委員

数点に絞って質問いたします。

まず、277ページの歳入の部分の保険料のところですけども、この保険料の納入の仕方で年金から引き落とすこの特別徴収と年金から引くことができない人の普通徴収というふうに分かれるわけですけども、滞納が起きるのは、この普通徴収の部分で起きると思いますんで、この普通徴収となっている人の人数とこの全体は先ほど2万9,517人というのがありましたけれども、この割合についてまずお聞きします。

坂本委員長
中嶋課長。

中嶋介護福祉課長

介護保険の特別徴収と普通徴収の人数につきましては、それぞれ算定期間というか基準の日によりまして人数は変わります。

先ほどちょっと数字のほうは申し上げたんですが、本算定時に申し上げますと、介護保険料の特別徴収は1万8,329人というようなこととなります。割合にしますと89%、そして、普通徴収の人数で申し上げますと2,288人というようなことで、全体の11%というようなこととなります。

その前提条件といたしまして、介護保険のほうはご存じのように65歳で資格が発生するというふうなことで、当初、資格を取得したときには普通徴収ということになって、その後、6カ月とか1年かかって特別徴収に切りかわるというようなことでございます。

先ほどご質問のありました第1号被保険者の人数につきましては、そういったことでちょっと移動するんですが、その人数につきましても介護保険の住所地特例制度によりまして、市内の施設に入所するなどして、市外に住民票を置いている一方で、介護保険上では龍ヶ崎市の被保険者としてカウントされる方も含まれておりますので、龍ヶ崎の住民基本台帳の人数とは一致しないというようなことが、まず特徴としてあります。

次に、普通徴収の数でございますが、3月31日時点の人数で申しますと、この数が3,088人という状況となります。この人数の変化は先ほど申し上げたとおり、65歳で資格が発生して、本算定の時期と年度末では相違があるというような状況でございます。

最後に、第1号介護保険料の滞納者数でございますが、こちらは571人でございます。

以上でございます。

坂本委員長
金剛寺委員。

金剛寺委員

すみません。

それと、今、滞納者数については571人とありましたけれども、介護保険の場合は、ほかの保険と違って、もう3年が過ぎるとどんどんと時効を迎えてしまって、不納欠損に入ってしまうわけですが、この571人はここに残っている未収未済額の1,631万4,700円に該当するものですか。

坂本委員長
中嶋課長。

中嶋介護福祉課長

571件につきましては、収入未済額の1,631万4,700円の額で大丈夫です。

坂本委員長
金剛寺委員。

金剛寺委員

そうしますと、あと別件で、介護保険が3年で時効を迎えてしまって滞納からは消えるわけですが、しかし、介護認定を受けたときには、この過去の時効になった分も含めて、今度は滞納の分が響いて、給付制限という制度があるわけですね。そのためにこの

介護保険認定を受けた人の中でこの給付制限を受けている人の数がわかればお願いします。

坂本委員長
中嶋課長。

中嶋介護福祉課長

支給制限のある、かかっている人数というようなことだと思います。介護保険料につきましては、時効がありまして、災害等、特別な事情がない場合におきましては、保険料を滞納していると滞納した期間に応じて給付制限がかかることとなります。年度末時点におけます3割の給付制限がかかっております人数につきましては、14人ということになります。

また、支払方法の変更ということで、1年以上滞納している場合は、一旦全額の自己負担をしていただいて、後日申請により保険給付分が払い戻されます。そして、1年6カ月以上になりますと、やはり同じように一旦自己負担で全額払うんですが、後日保険給付金の払い戻しを申請しても、一部または全部が一時的に差し止められるというようなことがあって、こちらの人数につきましては6人の状況でございます。

坂本委員長
金剛寺委員。

金剛寺委員

わかりました。

そうすると、3割負担になっている人が14人で、いわゆる償還払いになっている人が6人というふうでいいですか。

中嶋介護福祉課長

はい、それで大丈夫です。

金剛寺委員

最後に、もう一点だけお聞きします。

293ページ、ここの真ん中辺にある第1号事業支給費のこの2,500万円相当ですけれども、これは部長の説明で先ほどありましたように、29年度から要支援1・2の人も新しい総合事業というのが始まったわけですね。29年度会計においては、従来の介護保険の給付とこの総合事業の給付と両方が、両立してこの決算上、書かれているわけですけれども、この新しく始まったほうの総合事業に相当するのが、この第1号事業支給費だと思うんですけれども、だから、この中には従来の通所と訪問と二つの形が入っていて、さらに国基準型や緩和型とか、いろいろな形があるわけですけれども、これのちょっと中身を分解して明細をお願いしたいと思います。

坂本委員長
大野課長。

大野健幸長寿課長

制度の概要につきましては、部長からの報告がございましたので、数字の報告をさせていただきたいと思います。

29年度の数字でございますが、訪問型サービス、いわゆるホームヘルパーの派遣とかなんですけれども、これの国基準合計、こちらが年間369人、金額にいたしまして654万1,687円でございます。また、市が独自に設けております緩和型、これが同じく年間79人、

73万7,799円でございます。

一方、通所型サービス、いわゆるデイサービスとかですね、につきましては国基準、こちらが年間で560人、1,473万9,077円、緩和型につきましては、同じく年間251人、369万5,272円ということでした。

以上です。

坂本委員長
金剛寺委員。

金剛寺委員
以上で結構です。ありがとうございました。

坂本委員長
それでは、ほかにご覧いませんか。
質疑なしと認めます。
続きまして、議案第13号 平成29年度龍ヶ崎市障がい児支援サービス事業特別会計歳入歳出決算についてご説明願います。
足立福祉部長。

足立福祉部長
305、306ページをお願いいたします。306ページです。
障がい児支援サービス事業特別会計です。

当会計につきましては、市が運営しております障がい児通所支援事業所つぼみ園に関する特別会計です。つぼみ園は、心身の発達に何らかの不安のあるお子さんの成長を支援するために、日常生活動作や運動機能の指導、訓練などを行っています。対象となるお子さんは、小学校入学前の未就学児と市内小学校または特別支援学校小学部までの学童が対象となっており、平成30年3月1日時点の登録児童数は138人です。内訳としては、未就学児75人、小学生が63人という状況です。児童数は年々増えており、一昨年度同様、昨年度の138人は、開設以来、一番多い人数です。

それでは、はじめに、歳入です。

サービス事業収入といたしまして、右側では、障がい児通所支援事業収入です。当事業は児童福祉法に基づく障がい児通所支援サービスになっており、原則として1割が自己負担、残りの9割が公費負担となっております。その公費負担分が市の一般会計からのこの収入です。

次に、障がい児通所支援事業自己負担金です。これが利用される方に負担していただく1割分の収入です。現年度分、過年度分です。

次に、一般会計繰入金の障がい児支援サービス事業給与費等繰入金は、歳入と歳出の差額、主に人件費への充当です。

次に、繰越金の障がい児支援サービス事業繰越金は、前年度からの繰越分です。

次の諸収入は、歳計現金の利子です。

次の障がい児園外活動負担金は、スポーツ安全保険の加入負担金です。

次のページをお願いいたします。

歳出です。

職員給与費（障がい児支援サービス総務管理）につきましては、つぼみ園職員3人分の人件費です。

次に、障がい児通所支援事業です。主なものといたしまして、報酬の非常勤職員報酬は、心理療育指導員2名、作業療法士3名、理学療法士2名、言語聴覚士2名の報酬です。非常勤嘱託職員報酬は、保育指導嘱託員3人分の報酬です。需用費、役務費は、つぼみ園運

営のための事務経費です。13番の委託料の言語療法士支援につきましては、平成29年度から牛久愛和病院と言語聴覚士1名の派遣委託契約を結びました。その委託料となります。以上が当会計の決算でございます。

坂本委員長

ただいま説明された内容につきまして、質疑ありませんか。

札野委員。

札野委員

一番最初に、つぼみ園のことを聞いたときに、3年前、4年前ですか、には100人いなかったと思うんです。それが今、138ということで、結構増えていて、予算は当時も3,000万円ぐらいで、そのまま同じだと思うんです。そうすると、結構いろいろなところでひずみが出てきているんじゃないかなと思うんですけれども、現場の声はどうなんでしょうか。

坂本委員長

下沼社会福祉課長。

下沼社会福祉課長

まず、登録児童につきましては、今、委員おっしゃられた人数、100人ぐらいというのが平成25年度が108人になっています。平成29年度、先ほど部長のほうからのお話ありましたが138人、人数として30人、これが年度末の数字になっていますけれども、今、問題となっている部分につきましては、つぼみ園は城南中学校の余裕教室、そちらの2部屋を使っています。集団療育室としまして1部屋、職員室、個別療育室を分割して1部屋ずつ使っていて、登録人数が増えてくれることはありがたい、ありがたいといううれしいことではあります。その分、多少スペースが足りないということで、現場のほうからもなかなか保護者からの要望に応えることが厳しい状況にあるというのは、ここ数年、言われていることではあります。

坂本委員長

札野委員、よろしいですか。

それでは、ほかにありませんか。

よろしいですか。

それでは、質疑なしと認めます。

続きまして、議案第14号 平成29年度龍ヶ崎市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算についてご説明願います。

石引健康づくり推進部長。

石引健康づくり推進部長

資料312ページ、313ページをお願いいたします。

後期高齢者医療は、県単位の広域連合が保険者となり、医療保険事業を行っています。

はじめに、被保険者数の推移ですが、平成27年度末8,187人、対前年度比で419人の増です。平成28年度末8,692人、対前年比で505人の増です。平成29年度末9,162人、対前年度で470人の増と、ここ3年間でも平均すると460人強のペースで増加をしております。

それでは、歳入から説明いたします。

まず、後期高齢者医療保険料です。これは、特別徴収現年度分、普通徴収現年度分、過年度分合わせて、収納率が99.30%となっており、前年度より0.2%の増となっています。

なお、不納欠損につきましては、33人分、198期分を処理しております。

次に、使用料及び手数料です。ページ中ほどになりますが、後期高齢者医療保険督促手

数料です。1,265件分を計上しております。

その下、後期高齢者医療事務費等繰入金です。医療給付費公費負担分の12分の1が市の負担として一般会計から繰り入れになります。その額のほかに人件費、事務費の繰り入れも同時に行っております。

次の保険基盤安定繰入金は、低所得者に対する保険料軽減に対し、補助率4分の3の県補助、これに市負担分4分の1を加えた額を繰り入れたものです。

その下、後期高齢者医療事業繰越金です。これは、県の広域連合では、3月末で会計を締めることから、平成29年の4月、5月に徴収した28年度分保険料を29年度に繰り越したものです。

次に、諸収入です。

後期高齢者医療被保険者延滞金です。人数で13人、期別にして26期分でございます。

その下の後期高齢者医療保険料還付金と後期高齢者医療保険料還付加算金は、広域連合で納付済みの保険料についても更正が生じた結果によるものです。

次のページをお願いいたします。

後期高齢者医療事業歳計現金運用利子は、預金利子です。

その下の後期高齢者健康診査受託料です。75歳以上の健診については、広域連合から市へ委託され、実施をしております。集団健診、医療機関健診に係る経費及び事務費について、広域連合からの歳入となります。

その下、後期高齢者医療広域連合特別対策補助金は、人間ドック、脳ドック助成に対する広域連合からの補助で、後期高齢者医療広域連合納付金精算金は、28年度納付金の精算による返還分です。

続きまして、歳出になります。

次のページ、317ページをお願いいたします。

職員給与費（後期高齢者医療総務管理）は、保険年金課職員2名分の人件費です。

その下、後期高齢者医療事務費です。主なものとして、保険証等の郵送費とシステムの保守及びリース料です。

次の職員給与費（後期高齢者医療保険料徴収）は、保険年金課職員1名分の人件費です。

その下の後期高齢者医療保険徴収費事務費です。主なものとしましては、保険料決定通知書の印刷、郵送料など徴収に係る事務経費です。

一番下、後期高齢者医療広域連合納付金です。広域連合事務局の経費や保険料、療養給付費等の市の負担分になります。

次のページをお願いいたします。

後期高齢者健康診査事業は、広域連合からの受託事業です。主なものとして、受診券の作成、郵送と集団健診及び医療機関健診を委託しています。実績ですが、集団健診928人、医療機関健診208人、受診率14.7%、対前年度比で0.5%の増となっております。

その下、人間ドック助成費は、市と委託している医療機関へ健診額の2分の1、上限2万円を補助するものです。実績としまして、人間ドックが242人、脳ドック22人となっております。

その下、後期高齢者医療保険料還付金とその下の後期高齢者医療保険料還付加算金は、被保険者への還付とそれに伴う加算金です。

以上であります。

坂本委員長

ありがとうございました。

ただいま説明された内容について、質疑ありませんか。

金剛寺委員。

金剛寺委員

ここもちょっと数点だけお聞きします。

さっきの介護保険と同じように、徴収の仕方ですべて普通徴収となっている人の人数と、その割合をお願いします。

坂本委員長

吉田保険年金課長。

吉田保険年金課長

お答えいたします。

年金受給額が年額18万円未満の方、介護保険と後期高齢者医療保険料の合計額が年金額の2分の1を超える方などは特別徴収とはならず、普通徴収となります。

本年7月1日現在の本算定時の数値でご説明します。

7月1日現在の被保険者数が9,322人で、そのうち普通徴収者数は2,555人、全体の27.4%となっています。

以上でございます。

坂本委員長

金剛寺委員。

金剛寺委員

介護の方と比べると、こちらのほうがこの割合が27%ということで非常に多いように思います。

それでは、後期高齢者の場合はいろいろな減免制度を持っていますけれども、この全体のうち、減免の対象となっている人の人数と割合についてお願いします。

坂本委員長

吉田課長。

吉田保険年金課長

お答えいたします。

定年退職者の人数でございます。

平成29年度末になりますが、被保険者数9,162人のうち定年対象者数は5,516人となっております、率にしまして被保険者全体の中で約60.2%を占めております。

以上でございます。

坂本委員長

金剛寺委員。

金剛寺委員

わかりました。

この軽減対象のうち、後期高齢者医療保険が始まったときに今まで扶養者だった人が、保険料を払ってない人が後期高齢者になったために、そのとき被扶養者特例措置というのがとられて、9割減免ということがこのとき実施されたわけですが、その9割減免を29年度から3年かけて見直しをするという法改正があったわけですね。29年度は、原則この9割が7割になるということになったわけですが、全てがそうなったわけでもないと思いますが、このいわゆる特例措置の影響を受けた人によって保険料が値上がった人、この数字を教えてください。

坂本委員長
吉田課長。

吉田保険年金課長

元被扶養者の軽減率改定に伴う影響についてでございます。

現在、特例的に均等割軽減率を9割軽減している元被扶養者の方を対象に、平成29年度から31年度の3年間をかけて段階的に見直しが行われております。

見直しの内容になりますが、これまで後期高齢者医療の対象となる前日に被用者保険の被扶養者だった方には、特例的に保険料負担の急激な上昇を抑えるため、9割軽減の措置がなされてきました。

今般、平成28年度において、この特例軽減措置が見直しされまして、制度本来の世帯の所得水準に合わせて均等割額を軽減することとなりました。

今回の見直しでは、見直し前の平成28年度時点で9割特例対象者665人の方でしたけれども、平成29年度におきましては9割特例対象者がいなくなりまして、7割となった特例対象者の方が437人、特例措置の対象から外れ8.5割となった方が192人、合計で629人に影響があったものと考えられます。

以上でございます。

坂本委員長
金剛寺委員。

金剛寺委員

629人に影響があったということで、かなり多くの方が保険料が値上がりになったというように思います。

最後の質問です。あと、短期保険証の発行者数についてお願いします。

坂本委員長
吉田課長。

吉田保険年金課長

短期証の交付枚数です。本年8月末現在の数値で申し上げます。

47世帯、48人の方に対し、交付しています。

なお、前年度同時期との比較では、15世帯、15人の増となっております。

以上でございます。

坂本委員長
金剛寺委員。

金剛寺委員

この辺は増えているということで、さっきの改正とかが影響されているのかどうかはちょっとわかりませんが、ちょっといろいろ問題かと思えます。

以上です。ありがとうございました。

坂本委員長

ほかにございませんか。

それでは、質疑なしと認めます。

続きまして、議案第15号 平成29年度龍ヶ崎市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算についてご説明願います。

石引健康づくり推進部長。

石引健康づくり推進部長

資料324ページをお願いいたします。

この特別会計は、地域包括支援センターが居宅介護予防支援事業所の指定を受けて行います、介護予防ケアプランの作成業務実施に係る特別会計です。

まず、歳入です。

介護予防サービス計画費収入については、介護保険給付を財源としています。介護保険事業特別会計の介護予防サービス計画給付費からの歳入となります。

次の介護サービス事務費繰入金は、歳入歳出の差額分を一般会計から繰り入れるものです。

その下、介護サービス事業歳計現金運用利子については、預金利子になります。

次のページをお願いいたします。

歳出になります。

居宅介護予防支援サービス費です。介護予防ケアプランの作成に係る嘱託員3名分の人件費と、このケアプランの作成費になります。ケアプラン作成は、地域包括支援センターで直接ケアプランを作成するほか、一部を居宅介護予防支援事業所に委託しています。作成の件数でございますが、新規で73件、継続で2,568件、合計2,641件分の委託料になります。

以上です。

坂本委員長

ただいま説明された内容につきまして、質疑ございませんか。

質疑なしと認めます。

以上をもちまして、文教福祉委員会所管事項について、説明と質疑を終了いたします。

本日の決算特別委員会は、この程度のとどめ、9月14日午前10時に決算特別委員会を再開し、環境生活委員会所管の説明と質疑を行い、討論、採決と進めてまいります。

本日はこれをもって散会いたします。

お疲れさまでした。